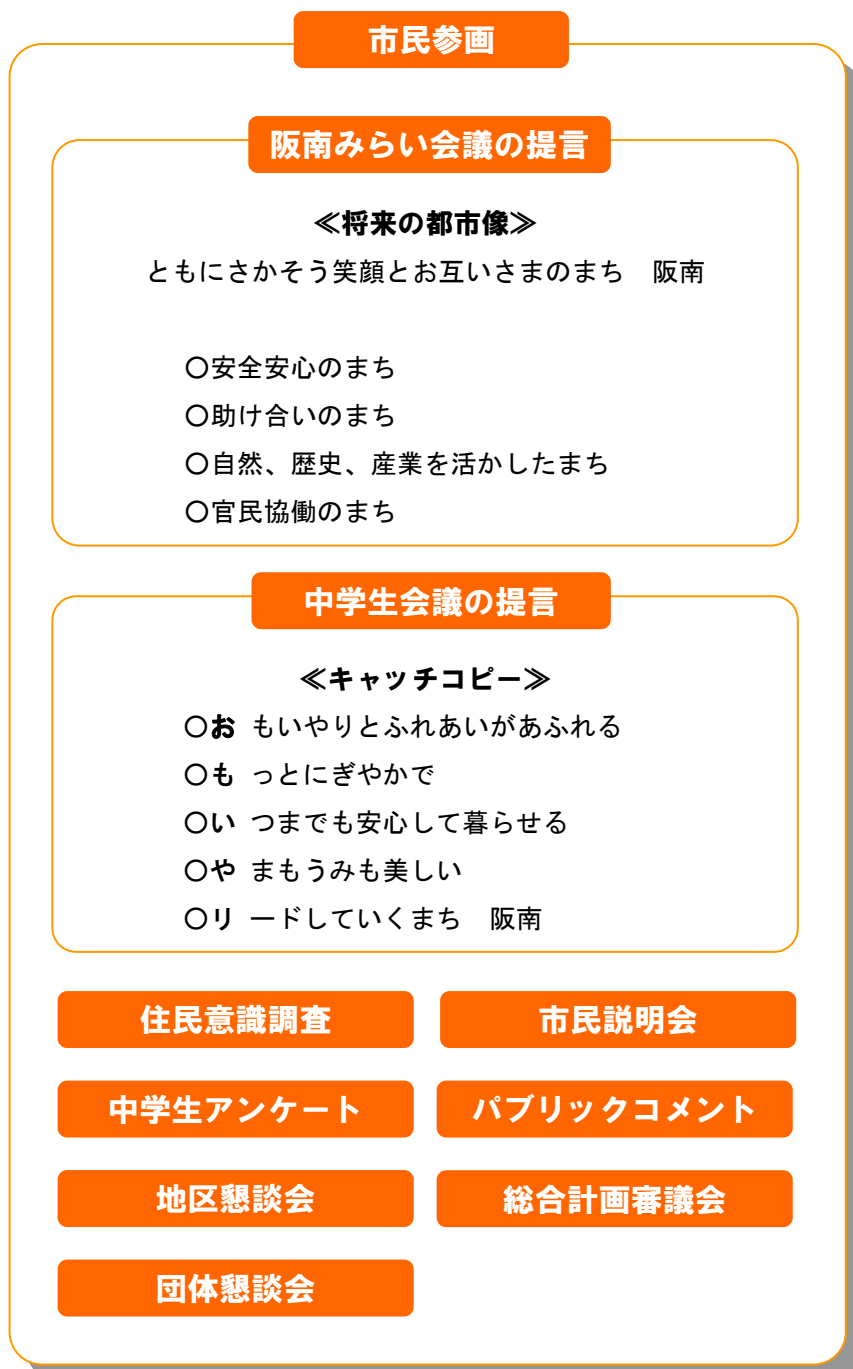


阪南市総合計画 後期基本計画（案）

平成 28 年 1 2 月

計画の全体像

本総合計画は、さまざまな市民参画の方法を通じて、市役所を含む多様な主体がともに考えた将来の都市像やまちづくりの目標を共有し、その実現に向けてそれぞれが担う役割をまとめています。



第 1 部

I 序論

II 基本構想

平成 24～33 年度
(10 ヶ年計画)

基本目標

計画の推進 にあたって

第 2 部

基本計画

平成 24～28 年度
(前期計画)

平成 29～33 年度
(後期計画)

阪南市総合計画

- ◆計画策定の背景と意義
- ◆計画策定の経過
- ◆計画の構成と期間
- ◆施策の総合化
- ◆阪南市の概況
- ◆社会情勢の変化および阪南市の課題

将来の都市像

えがお
ともにさかそう笑顔と
たが
お互いさまのまち 阪南
はんなん

将来人口
平成 22 年度 58,065 人
平成 33 年度 54,000 人

土地利用構想

- 土地利用の基本方針
- 土地利用のゾーン設定
- 地域資源を活かした地域振興構想

おもいやりとふれあいがあるまち

健康やかに、いきいきと自立して暮らせるまち

いつまでも安全に、安心して暮らせるまち

生涯にわたり学び、地域に還元できるまち

地域資源を活かした、にぎわいのあるまち

美しい自然と調和し、快適に暮らせるまち

持続可能な発展を支える行政経営のまち

◆協働によるまちづくり◆

◆行政経営のしくみづくり◆

重点施策の連携

- 子ども子育ての推進
- 健康長寿社会の実現
- 都市の魅力と移住定住の促進

協働社会分野

健康・福祉分野

生活環境分野

教育・生涯学習分野

産業分野

都市基盤分野

行政経営分野

目次

第1部

I 序論

第1章 後期基本計画策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の背景と意義.....	1
第2節 計画策定の経過.....	2
第3節 計画の構成と期間.....	3
第4節 施策の総合化.....	4
第2章 計画策定の背景.....	5
第1節 阪南市の概況.....	5
第2節 社会情勢の変化および阪南市の課題.....	10

II 基本構想

第1章 基本方針.....	19
第1節 将来の都市像.....	19
第2節 将来人口.....	20
第3節 基本目標.....	21
第4節 土地利用構想.....	23
第2章 計画の推進にあたって.....	27
第1節 協働によるまちづくり.....	27
第2節 行政経営のしくみづくり.....	28

第2部

I 基本計画

第1章 おもいやりとふれあいがあふれる活気のあるまち	34
施策1 市民協働社会の形成と促進	35
施策2 情報発信の充実	37
第2章 健やかに、いきいきと自立して暮らせるまち	40
施策1 地域福祉経営の推進	41
施策2 健康づくりの推進	43
施策3 医療体制の充実	45
施策4 国民健康保険制度の適正な運営	47
施策5 子育て支援の充実	49
施策6 介護保険の健全な運営	51
施策7 障がい者福祉の充実	53
施策8 生活支援の充実	55
施策9 高齢者支援の充実	57
第3章 いつまでも安全に、安心して暮らせるまち	58
施策1 地域防災・減災の推進	59
施策2 消防・救急体制の充実	61
施策3 危険や不安のない市民生活の充実	63
施策4 安全安心な水道水の供給	65
施策5 下水道事業の経営基盤強化	67
施策6 資源循環型社会の形成	69
施策7 環境負荷の低減	71
施策8 環境衛生の向上	73
第4章 生涯にわたり学び、地域に還元できるまち	76
施策1 幼児教育・保育の充実	77
施策2 学校教育の充実	79
施策3 生涯学習の推進	81
施策4 歴史・文化の保存と継承	83
施策5 国際化の推進	85
施策6 生涯スポーツの振興	87
施策7 人権が尊重される社会の形成	89
施策8 男女共同参画社会の形成	91
第5章 地域資源を活かした、にぎわいのあるまち	94
施策1 観光の振興	95
施策2 商工業の振興	97
施策3 農業の振興	99
施策4 漁業の振興	101
施策5 雇用・就労支援の充実	103
第6章 美しい自然と調和し快適に暮らせるまち	106
施策1 自然と共生するまちづくり	107
施策2 安全な水辺空間の形成	109
施策3 魅力的な街並みづくり	111
施策4 快適な住環境づくり	113
施策5 安全で快適な交通環境づくり	115
施策6 公共交通の利便性向上	117
施策7 都市基盤の維持管理	119
第7章 持続可能な発展を支える行政経営のまち	122
施策1 柔軟な行政経営の推進	123
施策2 人材育成と適切な人事管理	125
施策3 持続可能な財政運営	127

Ⅱ 重点施策の連携

重点施策の連携	131
■子ども子育ての推進	132
■健康長寿社会の実現	133
■都市の魅力発信と移住定住の促進	134

資 料

阪南市総合計画後期基本計画策定主要経過	136
阪南市総合計画審議会条例	138
阪南市総合計画審議会条例施行規則	140
阪南市総合計画審議会委員	141
阪南市総合計画後期基本計画（案） 諮問書	142
阪南市総合計画後期基本計画（案） 答申書	143

第 1 部

I 序 論

第1章 後期基本計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と意義

阪南市では、平成24（2012）年3月に「ともにさかそう笑顔とお互いさまのまち 阪南」を都市の将来像とする『阪南市総合計画2012～2021』を策定し、「協働によるまちづくり」と「行政経営のしくみづくり」を計画推進のための2つの軸として、基本計画（前期計画）で定めた施策のめざす姿の実現や成果指標の達成をめざし計画的にまちづくりを進めてきました。

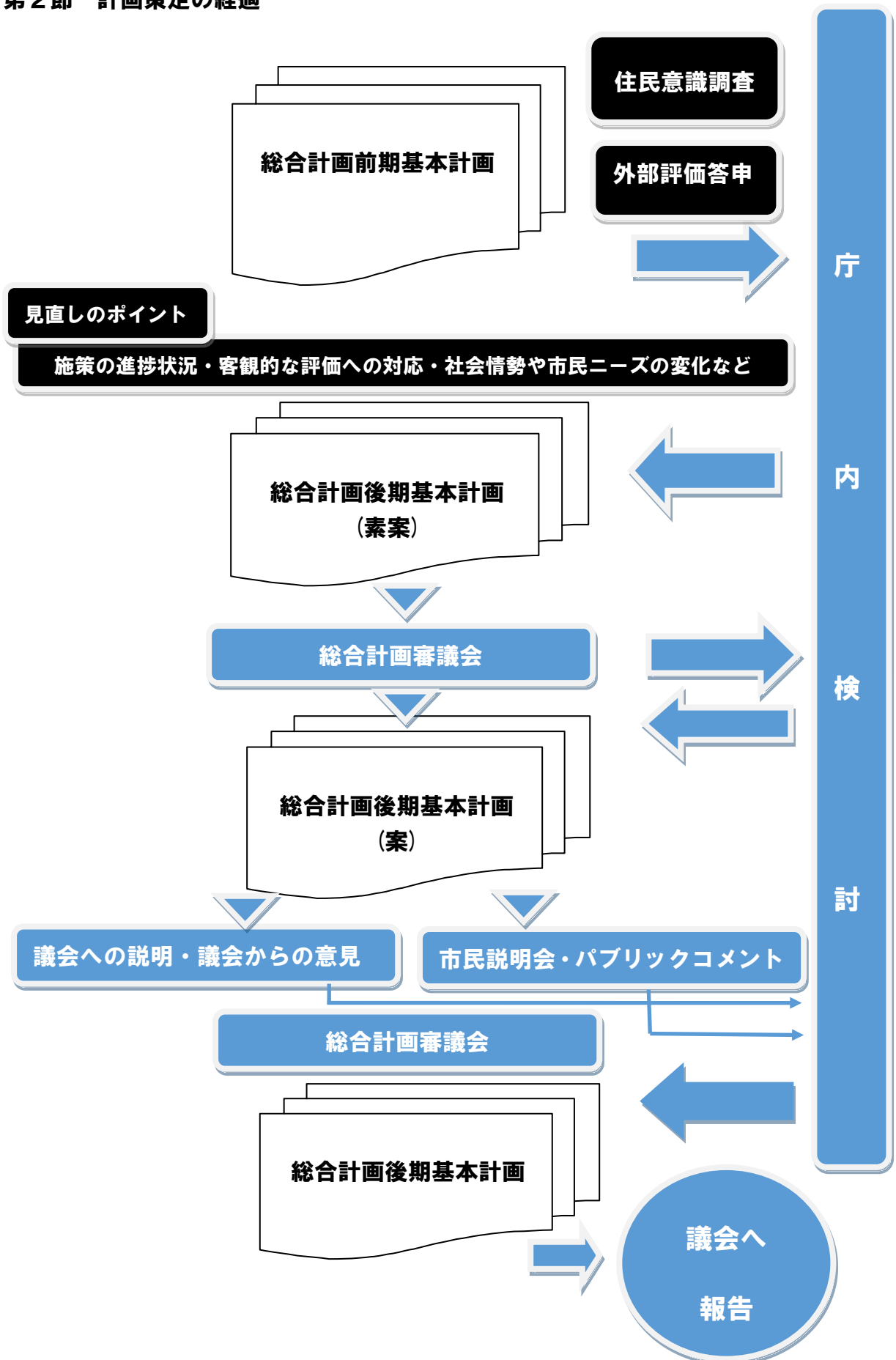
『阪南市総合計画2012～2021』では、長期的なまちづくりの基本的方向を基本構想に描き、計画期間の10年間で各5カ年の前期と後期とに分け、目標に到達するための施策を示す基本計画を策定することとしています。

これは、計画期間中に生じる社会経済情勢の変化や、それに伴う本市の環境等の変化に的確に対応する必要や、前期計画期間の各施策の進捗状況などを検証し、中間年度（平成28年度）において必要な見直しを行い、後期基本計画（平成29～33年度）としての施策を示す必要性があるからです。

後期基本計画の策定においては、前期基本計画に基づき推進してきた各施策の成果を確認するとともに、残された課題解決のために効果的な施策や、今後の社会情勢の変化を見据えながら、基本構想で掲げた都市の将来像をめざしたまちづくりを着実に進めるための施策と具体的な方向性を定めることとします。

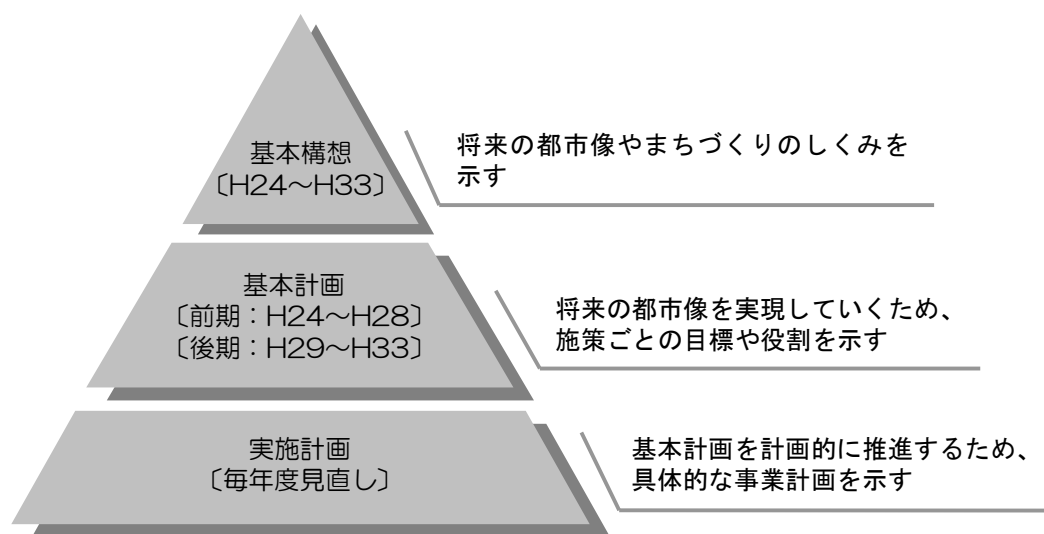
そして、「協働によるまちづくり」と「行政経営のしくみづくり」をより一層具体化し、都市の将来像の実現に向け、まちづくりの課題を市民と行政が共有し、役割を示し共に取り組んでいくための「指針」となる「阪南市総合計画・後期基本計画」を策定します。

第2節 計画策定の経過



第3節 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」から構成されます。



(1) 基本構想

基本構想は、社会情勢の変化や本市の特色および基本的課題を踏まえ、長期的視点から、本市がめざす将来の都市像を描くとともに、それを実現するためのまちづくりのしくみを示すものです。

なお、計画期間は、平成33(2021)年度までの10年間とします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げた将来の都市像を実現していくための施策の体系、施策それぞれがめざす目標や市民、市役所といったまちづくりの主体の役割を示すものです。

なお、計画期間は、社会情勢の変化や本市の状況に応じて見直すため、前期・後期計画の各5年間とします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画で示された施策をどのように実施していくかを明らかにし、毎年度の予算編成における直接の指針とするものです。

なお、社会情勢の変化や本市状況に対応しつつ、毎年度見直すものとします。

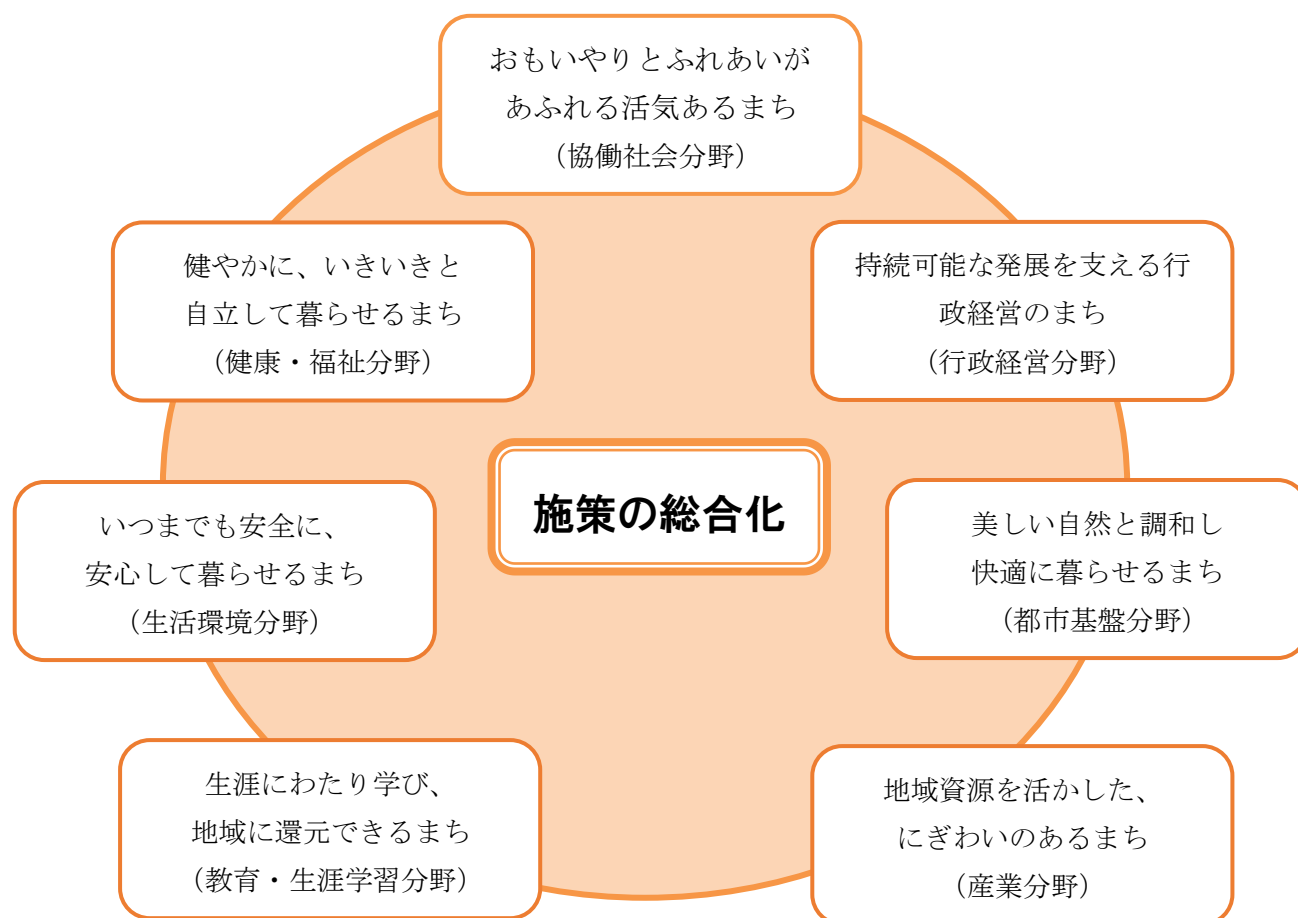
第4節 施策の総合化

総合計画では、将来の都市像である「ともにさかそう笑顔とお互いさまのまち 阪南」の実現に向け、計画の全体像にあるように、「おもいやりとふれあいがあふれる活気あるまち」（協働社会分野）をはじめとした7つの基本目標を設定し、施策を推進します。

しかし、近年、市民ニーズも複雑多様化しており、個々の施策を推進するだけでは解決できない問題も少なくありません。また、施策を連携することで相乗効果をもたらしたり、「協働」のパートナー育成につながるものも考えられます。

そうしたことから、7つの基本目標、42の施策の一つひとつは計画的に着実に推進しなければなりません。市民ニーズや社会情勢の変化への対応、また施策を展開する際の適切なパートナーの選択などにあたり、多彩な分野にわたり施策を推進すべきものは、組織の枠にとらわれることなく、分野横断的に総合施策化して取り組み、限られた経営資源を最大限有効に活用することで、創造的なまちづくりを進めていきます。

なお、特に重点的に取り組む施策の連携については、「第2部 II 重点施策の連携」に記載します。



第2章 計画策定の背景

第1節 阪南市の概況

(1) 位置と地勢

本市は大阪府の南部に位置し、大阪市の中心部から約45km、和歌山市の中心部からは約10kmの距離にあります。東は泉南市に、西は岬町に、南は和泉山脈を境として和歌山県に接し、北は大阪湾に面しています。

地勢的には、東西約8km、南北約6km、面積約36.17km²の市域を有し、そのうち約60%が和泉山脈の山林となっています。

また、古くからの市街地が和泉山脈から流れ出る河川がつくった平野部に広がり、大阪近郊として高度経済成長期以降に開発された住宅地が和泉山脈裾野の丘陵部に広がっています。

このように、市街地や住宅地を囲むように、波静かな海と緑豊かな山林が近接しているため、海・山を中心とした自然環境に恵まれています。

また、瀬戸内式気候の地域に属し、雨量は少なく、冬は温暖であり、自然災害が少なく暮らしやすいまちです。

交通は、鉄道では南海電鉄が沿岸を、JR西日本が内陸を走っています。また、道路では国道26号や第二阪和国道、阪和自動車道が大阪と和歌山を結ぶ動脈として走っており、30分圏内の関西国際空港をはじめ、通勤や日常生活での他の地域との交通条件にも恵まれています。



(2) まちの歴史

本市は古い歴史を有し、最も古い遺物として縄文時代草創期の石器が確認されています。発掘調査で検出される遺構や、採取される土器などの遺物から、縄文時代から弥生時代にかけて市域の広範囲で人々が生活を営んでいたことが分かります。とりわけ向出(むかいで)遺跡では、縄文時代後晩期に西日本最大級の墓地が営まれていました。

古墳時代後期に造られた玉田山古墳群は、2基の古墳で構成され、1号墳は大阪府指定史跡に、2号墳は市指定史跡に指定されています。

奈良時代になると、「和泉国日根郡鳥取郷」に含まれ、全国に荘園が形成される平安時代には、京都の上賀茂神社領の「管作荘(はこつくりのしょう)」と河内の観心寺領の「鳥取荘」が置かれました。平安時代前期に、紀貫之(きのつらゆき)が土佐国から京都への帰途、箱作の沖合いで詠んだ歌が『土佐日記』に見られます。また、平安時代末期に、貴族の間で始まった熊野詣は、鎌倉時代には庶民にまで広がり、市域にも2ヶ所の王子(*)が置かれていました。

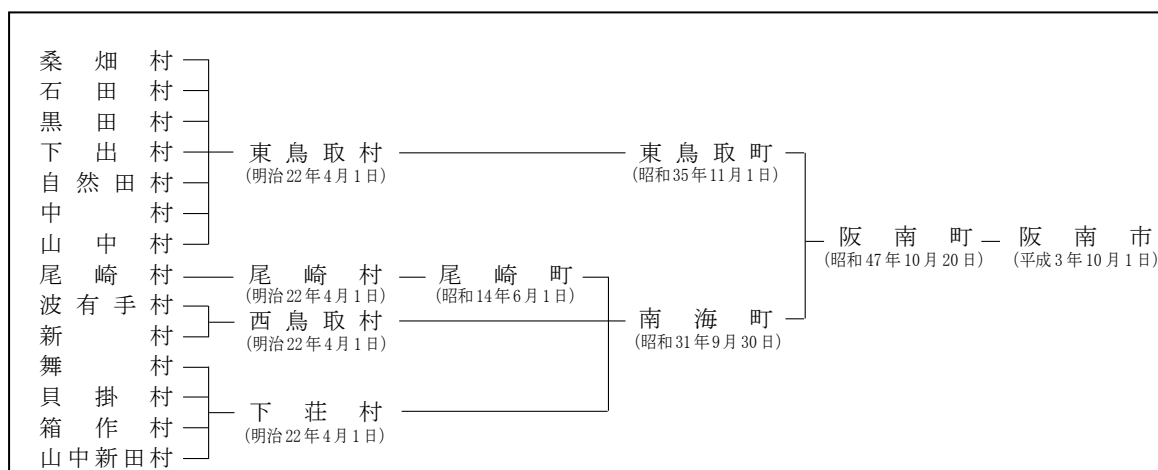
南北朝期には井山城が築かれ、南朝、北朝の攻防が繰り広げられました。

戦国時代には、織田信長が紀州雑賀一揆の討伐のため泉州路を南下した際に波太神社に陣が置かれました。

江戸時代には、尾崎村をはじめとして14か村が存在し、それらの村名は現在も地区名として残っています。また、同時代に整備された浜(孝子越(きょうしごえ))街道や紀州(熊野)街道沿いでは、昔の面影を残す街並みも見られます。

明治時代以降になると、14か村あったものが、明治22(1889)年の町村制の施行など3度の町村合併を経て、昭和47(1972)年に阪南町となりました。

また、昭和40年代以降、農村・漁村地域としての性格から大阪近郊の住宅都市へと急成長し、平成3(1991)年に阪南市となりました。



(*) 王子:熊野権現(くまのごんげん)の分身として現れた御子神(みこがみ)が祭られた祠(ほこら)。

(3) まちの文化

本市は昭和40年代から盛んに住宅開発が行われてきましたが、現在も海・山の豊かな自然が残り、自然とともに暮らしてきた人々の文化が色濃く感じられます。

泉州地域の伝統芸能として盛んに行われていた地域独特の盆踊りや浄土宗寺院に伝わる鉦講(かねこう)も他の地域に比べて数多く残り、今も大切に継承されています。また、謡曲「自然居士(じねんこじ)」の主人公・自然居士の生誕の地として能に大変縁が深く、20年前から行われている「皿田能」は、市民に日本を代表する能を身近に鑑賞できる機会を提供するだけでなく、能楽の体験などを通じて子どもたちにも継承されています。毎年開催される秋祭りでは、海に神輿(みこし)を担ぎ込んで禊(みそぎ)する「神輿渡御(みこしとぎよ)」や、「やぐら」が波太神社の拝殿前の階段を駆け上がる「宮入」が行われ、まさに勇壮そのもので、本市を代表する文化的行事のひとつとなっています。

また、明治の町村制施行以来、町村合併を通じて多様な価値観を持つ人々が調和し、自然とともに共生するまちづくりを進めるなかで、豊かな人情味や郷土文化を通じた人と人とのつながりが育まれています。古くから人々が集い、生活が営まれていた平野部では、人と人とのつながりが残る地縁社会が形成され、丘陵部を中心に昭和40年代以降に住宅開発がなされた地域では、新たなコミュニティが形成されています。

近年では、市民団体が身近な文化の見直しに取り組んでおり、趣きのある建物群が残っている旧街道筋を、市民の力で作られたイラスト入りのマップを手に散策する人も見られるようになりました。

(4) まちの産業

温暖な気候や大阪湾に面した地勢を活かし、古くから、米やたまねぎなどの農業、タコツボ漁や底引き網漁を営んできました。

また、製造業では、古くは、加工しやすい和泉砂岩の産出や石細工、窯業(ようぎょう)に適した土を利用した瓦の製造などが盛んとなり、近代以降には、綿作、綿織物の生産地として、特に、紋羽織(もんぱおり)という特色ある織物が作られ、その技術が繊維産業に活かされ、石綿・紡績の生産に引き継がれました。

その後、都市化の進展や、海外生産の安価な繊維製品の輸入量の増加といった産業構造の変化により、繊維産業などの伝統産業の一部は衰退しましたが、地場産業の優れた「技」の伝承と「ものづくりの心」を活かす取組として、地域ブランドとして「阪南ブランド十四匠」(*)を立ち上げ、地場産業の振興を進めています。

また、商業では、ベッドタウン化による人口増加に伴い、点在型の商業集積であったが商業性は強く、尾崎駅が南海電鉄の急行停車駅であったことから早くから大型店の誘致出店がなされました。

最近では、りんくうタウンをはじめとした超大型商業集積地が近隣都市に複数設置されたことにより、市内における市民の購買意欲や、事業者の販売意欲を高めるため、地域情報・個店情報を発信できる仕掛けづくりに取り組んでいます。

(*)阪南ブランド十四匠：市内の優れた技を有する企業を認証し、地場産業の振興と地域活性化につなげる地域ブランド戦略。伝統技術としての「技」の伝承と「ものづくりの心」を尊重し、本市の地場産業が発達した江戸時代後期の14か村にルーツを求め「阪南ブランド十四匠」と称し、地域資源の「独自性」を魅力として、新事業の展開、特産物や観光資源の開発および販路開拓に取り組んでいます。現在、28企業が認証されています。

(5) まちの生活環境

本市は昭和40年代からの丘陵部の住宅開発により人口が急増し、学校教育施設や住民センターなどの公共施設の整備を加速度的に進めました。

近年は、少子化の進展により就学児童数が減少し、南海トラフ巨大地震などの大規模地震の切迫性が指摘されるなか、適正な規模で安全な教育環境を整えるため、老朽化した鳥取中学校を建て替えました。また、就学児童数の動向を見つつ整理統合を進めながら耐震力の低い教育施設を計画的に改修し、児童・生徒が安全に学校生活を過ごせるように教育環境の整備を進めています。

また、良質な医療サービスを提供し、災害時における拠点病院としての機能を充実させるため、市民の生命を守る阪南市民病院は、平成23年4月から公立病院として大阪府内で初の指定管理者による運営がなされており、平成25年4月にリニューアルオープンし、南泉州地域の中核病院として、地域医療を担っています。

災害時には、市民により結成された消防団の役割は今後ますます重要となることから、災害時などの活動拠点となる消防分団庫についても整備を完了するとともに、南海トラフ巨大地震による津波の備えとして、市役所隣接地に「阪南市防災コミュニティセンター（阪南まもる館）」を整備したところです。

本市は、これまでの人口急増から全国的な流れである少子高齢化を迎えています。生活の安全を保ちつつ、海や山といった自然環境を大切にしたい住んで良かったといえるまちづくりを進めています。

(6) まちの人口

本市の人口は昭和40年代から急速に増加し、昭和61(1986)年1月の住民基本台帳で50,000人を超えました。その後、伸びは鈍化したものの人口は増加し続け、平成14(2002)年に60,015人になりました。

しかし、近年は、少子高齢化により死亡者数が出生数を上回り、また、人口流出の傾向が見られ、平成14年の人口をピークに減少に転じました。

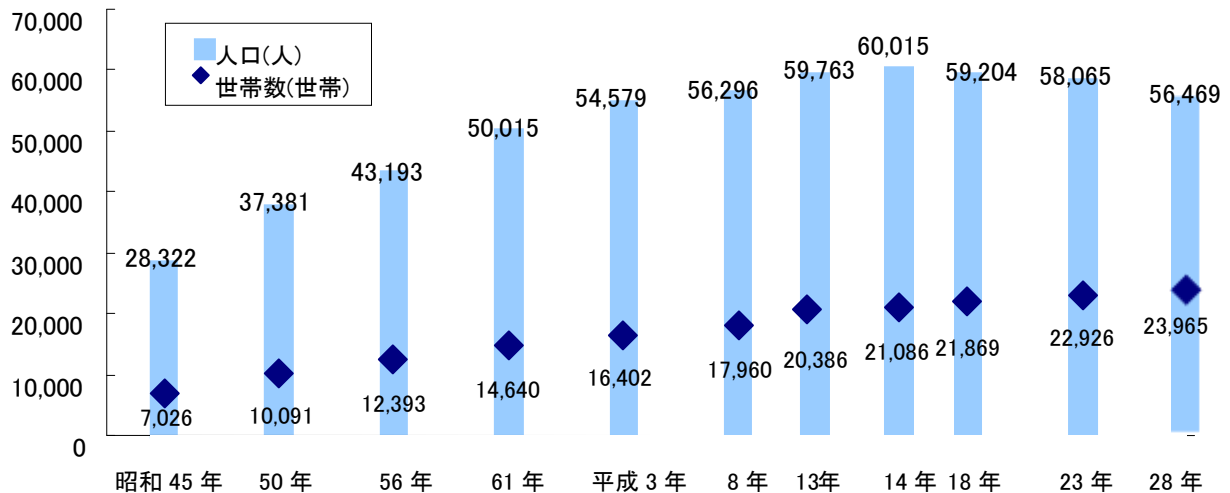
その後も、平成18(2006)年には59,204人、平成28(2016)年には56,469人と人口は減少傾向にあります。

また、人口が減少傾向にある反面、子世帯の市内開発地への移動などによる核家族化により、世帯数は増加し続けています。

そのため、昭和61年には人口50,015人に対し、世帯数は14,640世帯

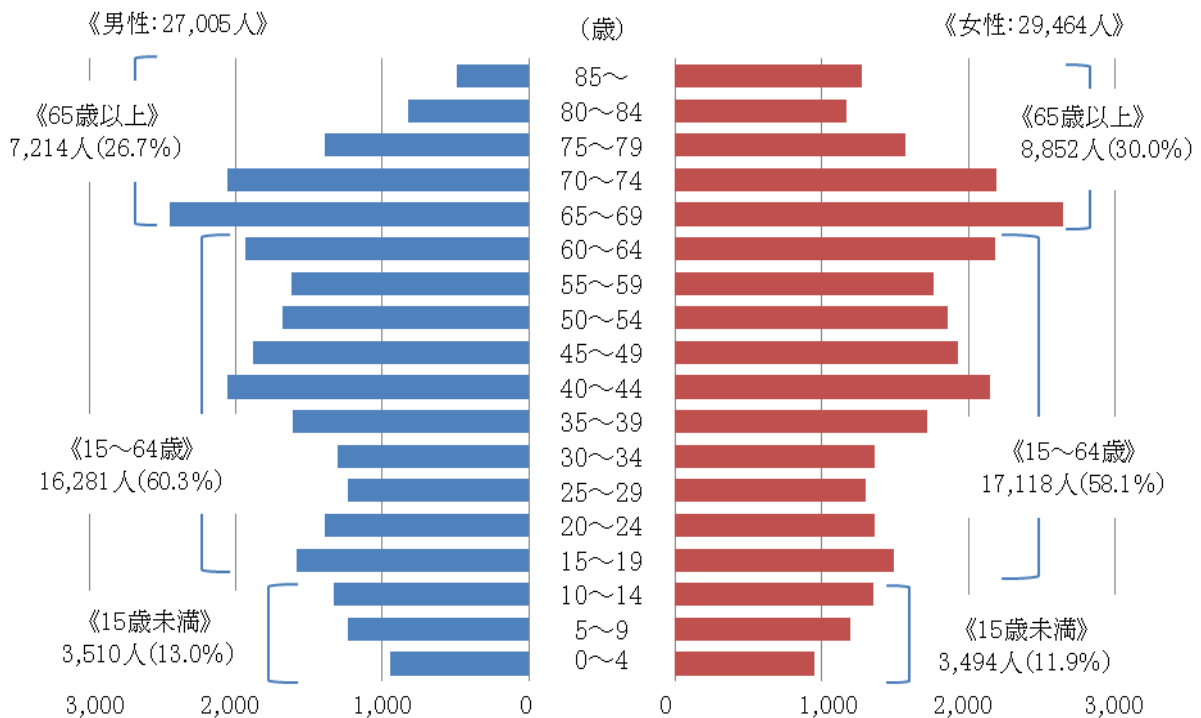
で、1世帯あたりの人員は3.4人あったものが、平成28(2016)年には23,965世帯、1世帯あたりの人員は2.4人となり、核家族化や独居家庭の増加傾向が伺えます。

【図】人口・世帯数の推移



※出典：昭和45・50年は各年10月の国勢調査
昭和56年以降は各年12月末の住民基本台帳

【図】阪南市の年齢階層別の人口(住民基本台帳：平成28(2016)年1月)



第2節 社会情勢の変化および阪南市の課題

(1) 「新しい公共」の創出と地域コミュニティの再構築

少子高齢化の進展、さらには生活の多様化に伴い、これまで家庭や地域で担ってきた子育てや介護などの身近な活動が公共サービスとして求められ、国や地方公共団体が中心となって担ってきた公共サービスの提供の限界が指摘されています。

このようななか、これまでの公共サービスは国や地方公共団体が提供するという考えから、住民をはじめ各種団体、事業者などの多様な主体がそれぞれの立場で「公共」を担い、地域にふさわしい公共サービスが適切な受益と負担のもとで提供されることが求められています。

そのためには、すべての人に居場所と出番があり、それぞれが役割をもって活動できる機会「新しい公共(*)」を創出し、国や地方公共団体だけではなく、多様な主体がまちづくりに参画し、支え合いと活気がある社会の実現が求められています。

阪南市の課題

本市では、居住都市として自治会などさまざまな地域コミュニティが形成されてきましたが、近年は担い手の高齢化や自治会への加入率の低下などにより、地域コミュニティの希薄化が懸念されています。

このようななか、平成21(2009)年7月に阪南市自治基本条例を施行し、協働のまちづくりに向けた仕組みづくりに着手するとともに、市民活動の拠点である市民活動センター夢プラザを旧尾崎小学校跡地に複合施設として整備した「尾崎出合い館」に移転し、NPO団体の運営により、協働のコーディネート機能の役割を担っています。また、多くの地域で地域福祉や自主防災などの協働による取組が進められています。

協働によるまちづくりを、より推進するためには、さまざまな情報を各主体と共有するしくみや、ボランティアだけではなく、経済的にも自立し活動できる仕組みづくりなどが課題となっています。

(*)新しい公共:人々の支え合いと活気のある社会をつくることに向けたさまざまな当事者の自発的な協働の場(内閣府「新しい公共」円卓会議 平成22年6月4日「新しい公共宣言」)

(2) 医療・福祉などの社会保障の安定化

我が国の総人口は、少子高齢化により平成16(2004)年から減少傾向に転じ、国立社会保障・人口問題研究所によると、約50年後には人口は現在の7割を下回る(2060年：出生中位・死亡中位8,459万人)と予測されています。大阪府においても人口の減少が予想されており、そのペースは全国平均を上回る見込みとなっています。

さらに、出生数が減少する反面、生活環境の改善や医療技術の進歩などにより平均寿命が伸び、高齢者人口は増え続けています。平成26(2014)年には高齢者人口比率が26%（「平成27年度版高齢社会白書」内閣府）を超え、約50年後には4割が高齢者になると見込まれています。

このようななか、医療、介護、その他の福祉給付などの社会保障に要する繰出金や民生費が急激に増加しており、給付と負担のバランス、負担の世代間の公平性、財源の確保のあり方など持続可能な社会保障制度の構築に向けた改革が進められているとともに、高齢になっても、寝たきり・ひきこもりにならないよう介護予防のあらゆる取組が全国的に展開されています。

阪南市の課題

本市では、人口が平成14(2002)年12月をピークに減少しており、合計特殊出生率は1.27(平成20年～平成24年)となり国や大阪府より低く、高齢者人口比率は29.38%(平成28年9月末現在)を超えるなど、今後も少子高齢化や人口減少の進展が危惧されることから、人口規模・構造の維持が課題となっています。

そのため、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるように、高齢者の生きがいをづくりや介護予防などの支援体制をはじめとする居住環境の整備とともに、人口流出を抑制できるような、雇用の場の確保や若い世代が安心して子どもを産み育てられる環境の整備も課題となっています。

また、子ども子育て支援の強化は、人口流出の抑制だけではなく、居住環境や教育環境の良さからファミリー層に子育ての場所として選ばれてきた本市の強みであることから、安全安心な保育環境の整備や子育て世代の経済的な負担の軽減策などが求められています。

(3) 安全安心な生活環境の確保

近年、日本各地で局地的な大雨による水害や地震が発生しているなか、平成23(2011)年3月に発生した「東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)」ではこれまでの想定をはるかに超えた大きな地震、津波などにより甚大な被害をもたらされました。そのため、南海トラフ巨大地震などの大規模地震の切迫性が指摘され、高齢化が進むなか、地域での防災力の低下や都市化による被害の多様化・甚大化が懸念されており、公共施設などの耐震化、地域の防災体制のより一層の強化が求められています。

一方、交通事故や犯罪(刑法犯の認知)件数は減少しているものの、近年は高齢者の交通事故の増加や、子どもや高齢者をねらった犯罪が多様化しており、高齢者への交通安全対策や新しい形の犯罪への対策が課題となっています。

さらに、地球規模の環境問題への関心が急速に高まっており、循環型社会の構築に向けた廃棄物の減量化・再資源化や、地球温暖化対策としての生活・生産面における省エネルギー化や自然エネルギーへの転換、電気自動車の普及などの低炭素社会づくりが進められています。このようななか、我が国は環境・エネルギー分野を成長分野として位置づけており、今後の発展が期待されています。

阪南市の課題

本市では、昭和27(1952)年の水害(鳥取池決壊)などがあったものの、比較的雨量が少なく、大きな河川が少ないなどの地形的要因により、近年は自然災害による大規模な被害は発生していません。しかし、今後、30年以内の間に60～70%の確率で発生すると予測されている南海トラフ巨大地震などの大規模地震に備えるため、耐震性が不十分な住宅などの民間建築物の耐震化や市民の自主防災組織^(*)の設立・育成を促進し、住民避難などの市役所と一体となった防災体制をより一層強化することが求められています。

一方、交通事故件数は減少傾向を示していますが、高齢者の交通事故や道路交通法の改正による自転車の安全走行の啓発など、交通安全意識の啓発や道路環境の整備が課題となっています。今後も、家庭や地域において、安全安心をより確保する取組や意識の向上が求められています。

環境については、地球温暖化対策として、市民をはじめ各種団体において温室効果ガスの排出量削減や打ち水などの取組を進めていますが、今後さらに環境意識を高めるとともに、循環型社会の構築に向けた廃棄物の減量化・再資源化などの取組を進めることが求められています。

(*)自主防災組織：大規模震災およびその他の災害に備え、自治会等の住民が自主的に防災活動を行う組織。

(4) 豊かで多様な学び・活動の機会の創出

全国的に少子化が進むなか、安心して子どもを産み育てやすい社会づくりがこれまでも増して求められています。また、子どもの教育においては、学力・体力の低下や家庭と地域のつながりの希薄化など、学校の内外で生きる力の低下が指摘されています。さらに、教育に関する経済的な負担も大きく、家庭の経済格差により子どもの教育機会などに差が生じる傾向が見られます。

また、個人の価値観や生活スタイルが多様化し、これからは心の豊かさを求める風潮が見られるとともに、生涯学習や地域の活動への参加意向が高まっており、お互いの立場を理解し、尊重し合える社会の構築が求められています。

このようななか、子どもから大人まで、一人ひとりが自主的に学び、互いに交流することで人間関係を深められるよう、学校教育や生涯学習を通じて、その成果を地域の発展に還元する機会が求められています。

阪南市の課題

本市では、学校園・家庭・地域が一体となって、地域の子どもたちに対する総合的な教育力の再構築を図る取組や地域ぐるみで子どもを育てる気運が高まっています。今後は、子ども一人ひとりの個性に応じたきめ細かな教育を提供できるよう、教職員の資質向上や特色ある教育を推進することが課題となっています。

一方、小中学校については、平成27年度末で「阪南市小中学校及び幼稚園の整理統合計画」に基づき、存続する学校の耐震化は完了したものの、幼稚園については1園を除き未耐震であり、その対応が喫緊の課題となっています。

また、子どもだけではなく、すべての市民が生涯を通じて豊かで多様な学習機会を得られ、一人ひとりが自主的に学び、互いに交流して理解を深め、その学んだ成果を地域に還元するしくみづくりが課題となっています。

(5) 地域を活性化させる産業の育成

我が国では、成長が著しい新興国の台頭などにより製造業を中心に経済情勢は非常に厳しくなり、平成24(2012)年からの経済政策いわゆるアベノミクスにより、雇用状況は、正規雇用、非正規雇用ともに上昇基調にあるものの、家計の消費(実質消費支出「家計調査報告」総務省統計局)は、平成24、25(2012, 2013)の両年にわたり依然、減少傾向にあり、大胆な金融緩和措置等による円安効果等で輸出産業には成長がみられる一方、地方への経済の好循環、内需拡大は国民が実感するまでには至らず、今後は安定した内需と外需を創造し、グローバル社会における産業競争力を強化することが求められています。

また、国においては、新たな産業として「観光立国」を標榜し、平成20(2008)年には観光庁を設置、平成25年(2013)年以降、観光立国として訪日客の目標とそのための具体的施策をまとめた「観光立国に向けたアクション・プログラム」を策定し、毎年度見直しており、東京オリンピックが開催される平成32(2020)年には、年間2,000万人の訪日客を目標に掲げています。関西地域でも、関西国際空港の利用者は、飛躍的に増大しており、アジア圏を中心とする訪日外国人の増加を見据え、我が国独自の文化・伝統などを活かした観光施策の展開が求められています。

また、地域においては、低価格志向とともに高まる安全志向や健康志向、環境に対する関心が高まりを受けて、地域資源や地域の独自性を核にした成長分野が現れつつあります。また、地域課題を「ビジネスの機会」として捉え、地域資源を活かしながら解決をめざす「コミュニティビジネス^(*)」が全国的な広がりを見せており、これにより新たな雇用や生きがい創出され、地域が活性化することが期待されています。

阪南市の課題

本市では、近世以前から農業や漁業を中心に織物業などが営まれ、近代以降には紋羽織(もんばおり)が有名な繊維・織物業や石綿業などが栄えましたが、廉価な海外製品との競争や産業構造の変化により一部衰退し、農業や漁業についても近年では従事者の高齢化・後継者不足などによる衰退が懸念されています。

また、近隣都市に複数の小売店舗が集まった大規模な郊外型商業施設が進出し、本市の卸売・小売業の事業所数・販売額はこの10年間で3割以上減少しています。

このようななか、本市の地場産業は市内に分散していることから、優れた「ものづくり」企業を集めた「阪南ブランド十四匠」などの各企業が連携し、地場産業などの地域資源を活かした市内外の需要に応える新たなブランド戦略を展開するとともに、新たな雇用の場を創出するために、阪南市創業支援ネットワークを立ち上げ、平成27年度に「阪南市創業支援事業計画」の認定を受け、創業検討段階から創業後のフォローアップまで、市内で創業される方を支援する仕組みづくりを行っています。今後

は、このような取組を通じ、尾崎駅を中心とする中心市街地の空き店舗の活用のほか、商業・業務系機能の充実や着地型観光など集客交流機能の強化が課題となっています。

(*)コミュニティビジネス：市民が主体となって地域が抱える課題をビジネスの手法で解決し、また、コミュニティの再生を通じて、活動の利益を地域に還元する事業の総称。

(6) 快適な暮らしを支える都市基盤の維持・活用

我が国の都市基盤(社会資本)は戦後急速に整備され、私たちの暮らしを快適にしてくれました。しかし、今後、これら大量に整備した都市基盤を維持管理・更新する費用の増加が見込まれており、人口減少社会を迎えるなか、都市基盤整備はこれまでの人口増加に合わせた拡大拡散型の整備から、既存の都市基盤の有効活用や効率的に維持管理ができる集約型の整備へと移っています。

さらに、少子高齢化の進展に伴い、国や地方公共団体の投資余力が減少するなか、既存の公共施設のリノベーションや民間資本の活用なども視野に入れた整備や運営の必要性が高まっています。

また、価値観が多様化し都市基盤に対するニーズが変化しているなか、快適な暮らしを支える都市基盤を維持し、活かしていくことが求められています。

阪南市の課題

居住都市として発展してきた本市では、関西国際空港をはじめ、国道26号や第二阪和国道、阪和自動車道などの道路交通網、南海電鉄やJR西日本という鉄道交通網が整備されています。第二阪和国道の市域の全区間が平成23(2011)年3月に供用(暫定2車線)されたことにより、市域の慢性的な交通渋滞が緩和され、今後は、第二阪和国道の交通アクセスの活用策を検討することが求められています。

また、都市基盤の維持管理にあたっては、平成25年度に「道路舗装維持管理計画」「阪南市橋梁長寿命化計画」を策定し、計画的に事業を行っています。しかし、その他個々の施設については、少子高齢化や人口減少への対応や、環境への配慮、暮らしの安全安心などの視点から計画的かつ将来を見据えた効果的な整備が課題となっています。

一方、市民の景観や歴史文化に対する意識を醸成し、快適な住環境の整備と歴史的建造物や遺跡、街並みなどの保存を調和させながら、地域の活性化を担う貴重な地域資源として活用することが課題となっています。

(7) 地域の自主性および自立性の高まり・地方分権時代の進展

明治以来の中央集権体制から脱却し、国と地方公共団体の関係を対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと転換し、自らの暮らす地域のあり方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の社会づくりが求められています。

地方分権改革は新たなステージに入り、従前からの一括法による権限移譲とともに、地方の自主性を重んじた、地方の発意と多様性を重視した改革を推進するため、「提案募集方式」を取り入れています。

また、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした地方創生が国の重点施策となり、他の自治体のモデルとなる先駆性のある取組に重点的に予算が配分されるなど、より一層、地域の創意工夫が求められています。

このようななか、地方公共団体はこれまでの行政経営から地域経営へと発想を転換するとともに、将来にわたり持続可能な行政サービスを提供するための行財政基盤の強化と、協働のまちづくりを前提とした公共サービスの転換が求められています。

阪南市の課題

本市では、大きな事業所がなく多くの法人税が見込めないなど財政基盤が脆弱なうえ、歳入の約4割を占める個人の市民税や固定資産税も減少しており、周辺自治体と比較しても財政状況は決して良いとはいえない状況です。また、昭和40・50年代の人口増加に伴い、道路や学校などの多くの公共施設を整備しましたが、一斉に更新が必要な時期を迎えることから、施設の更新にあたっては、少子高齢化や人口減少へ対応した施設整備を進めるとともに、将来の財政負担の平準化を図るために、施設総量や床面積の最適化及び施設の長寿命化を図ることが必要となっています。

このようななか、市役所は、PDCAサイクルにより選択と集中による事業の精査を行い、課題解決のための有効な施策展開を行うとともに、地方分権や市民ニーズの多様化に対応するため、協働のまちづくりを進めつつ、ヒト、モノ、カネなどの経営資源を、より効率的に活かし、最大限の成果を実現する行政経営を強化することが課題となっています。

第 1 部

Ⅱ 基本構想

第1章 基本方針

第1節 将来の都市像

阪南市を構成する市民や各種団体、事業者、市役所が協働で実現をめざす目標(将来の都市像)を次のとおり定めます。

将来の都市像

ともにさかそう

えがお たが はんなん
笑顔とお互いさまのまち 阪南

込められた思い

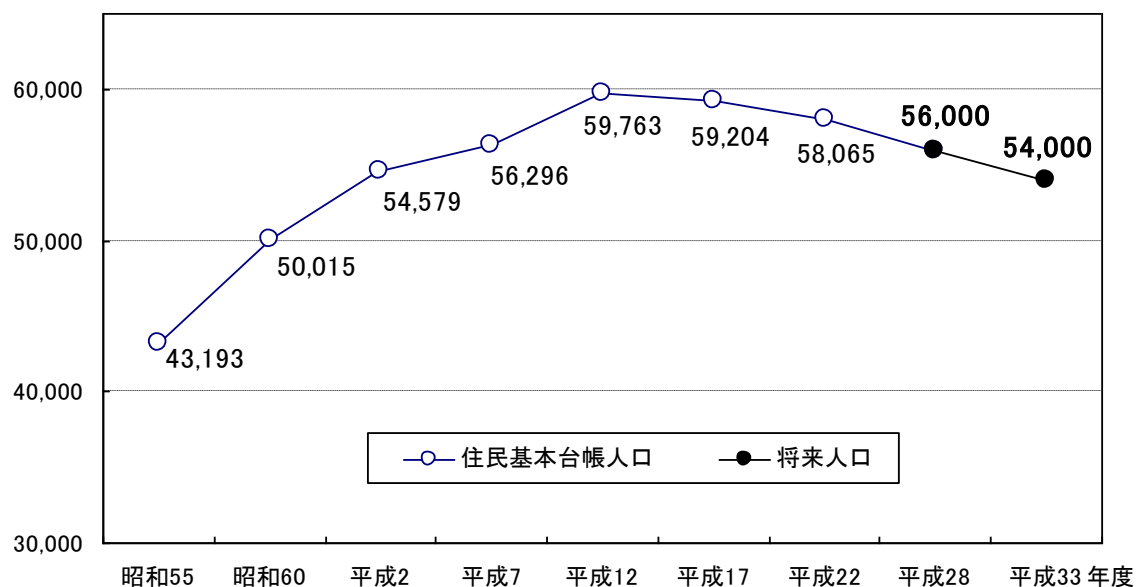
自分を取り巻く人や自然などの環境と繋がり、互いに慈しみ、思いやり、感謝し、自らができる役割を担いながら【お互いさま】、市民や各種団体、事業者、市役所が協働して【ともに】、市内に花を咲き誇らせ、緑を大切に自然を守る【花を咲かせる】、産業や地域資源を活かしてまちを発展させる【まちを栄(さ)かせる】、人(人財)を大切にする【人を咲かせる】ことにより、市民みんなから笑顔がこぼれる【笑顔を咲かせる】まちにしていこう、という思いが込められています。

第2節 将来人口

本市の人口は、平成15(2003)年1月の60,015人をピークに平成23(2011)年1月現在58,065人と減少傾向になっています。また、これまでの大規模開発が一定終わったことから、今後多くの転入は見込めないと想定されます。

日本の総人口が減少局面に転じるなか、今後10年間で、本総合計画に示す将来の都市像の実現に向けた取組を進めることにより、一定の人口規模・構造を確保することをめざし、平成33(2021)年度(平成34年1月)の将来人口を54,000人と設定します。

【図】将来人口（5年単位）



※各年度1月1日の人口

第3節 基本目標

将来の都市像「ともにさかそう笑顔とお互いさまのまち 阪南」の実現に向け、次のとおり、分野ごとにめざす将来の市民の暮らしやまちの姿を7つの基本目標として定め、この実現のために施策を展開します。

1 おもいやりとふれあいがあふれる活気のあるまち

(協働社会分野)

- 地域の様々な課題や社会的課題に対し、市民、NPOおよび地縁団体などの多様な主体が関心を持ち、一人ひとりが公共の担い手として活動することにより、住みよい地域社会を形成しています。
- 市民、NPOおよび地縁団体などの多様な主体がさまざまな情報や課題を共有し、積極的に連携して多様な活動やまちづくりに参画協働することにより、人々の支え合いと活気のある社会をつくっています。

2 健やかに、いきいきと自立して暮らせるまち

(健康・福祉分野)

- 子どもから高齢者までのすべての市民が、地域の支え合いのなかで、住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らしています。
- 市民が、病気やけがを未然に防ぐため、ライフステージに応じた健康づくりに取り組んでいるとともに、医療や介護などを安心して受けられる社会保障制度などが整い、自立した生活を営んでいます。
- 親が子育てと仕事の両立ができるなど、子どもが健やかに育つ環境が整い、阪南市で育った市民や市外の人が阪南市で子どもを生み育てたいと考えています。

3 いつまでも安全に、安心して暮らせるまち

(生活環境分野)

- 市民は、防災や防犯、交通安全に対する意識を高め、コミュニティによる支え合いが確立されているとともに、自然災害や火災などへの備えが整い、生命・身体・財産が守られたまちで安全安心に暮らしています。
- 市民は、安全な水道水を安定的に得られるとともに、雨水や市民生活により発生する排水が適切に処理されることにより、豊かな自然を守りつつ、快適で衛生的な生活を送っています。
- 市民をはじめ、各種団体、事業者、市役所などが、地球規模の環境問題を意識し、連携して環境負荷の少ない生活や循環型社会に配慮した生活や活動を営んでいます。

4 生涯にわたり学び、地域に還元できるまち

(教育・生涯学習分野)

- 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの“学び”や“育ち”を支援するとともに、園児・児童・生徒が、健やかで安全な学校園環境のもと、質の高い充実した教育を受けています。
- 市民がスポーツに親しんだり、歴史・文化の教養を高めたりしながら、その経験を地域で活かすなど、潤いや生きがいのある生活を送っています。
- 市民が互いの人権を尊重し、一人ひとりが尊厳を持って、いきいきと生活しています。

5 地域資源を活かした、にぎわいのあるまち

(産業分野)

- 商工業や農業、漁業などの地域産業が活性化し、担い手が増加しています。
- 地場産業や自然環境をはじめとする地域資源の魅力を活かした観光産業が振興し、多くの来訪者が訪れるとともに、地域経済が安定し、市民が誇りと愛着を持つにぎわいのあるまちを形成しています。
- 地場産業の活性化や新たな産業の誘致により、良質な地場産品が流通するとともに、雇用が十分に確保され、市民が将来にわたって安定した暮らしを送っています。

6 美しい自然と調和し快適に暮らせるまち

(都市基盤分野)

- 市民が、魅力ある街並みを理解し、保全するとともに、海や山をはじめ農空間と調和した住環境のもと、心豊かな暮らしを送っています。
- 道路や公共交通網が整い、市民が安全で快適に移動しています。
- 都市基盤を適切に整備し、維持管理することにより、市民が安全に暮らしています。

7 持続可能な発展を支える行政経営のまち

(行政経営分野)

- 限られた経営資源を活かした効率的、公平かつ適正な行政経営により、最大の成果を実現し、持続可能な発展を支える市役所を、市民は信頼しています。

第4節 土地利用構想

(1) 土地利用の基本方針

居住都市として自然と暮らしの調和が図られてきたこれまでの土地利用を踏まえ、海や山の自然環境をはじめ、市域に分散する地場産業や歴史文化などの地域資源を活用するとともに、農空間を活かした生活空間の創出など、多様な価値観に対応できる土地利用を進めます。

また、市内外をつなぐ主要な拠点として尾崎駅および周辺地区を位置づけ、交通結節機能^(*)や都市機能を向上し、市民をはじめ多くの人々が気軽に訪れ楽しめる交流空間を再構築し、市内外へ本市の魅力を発信します。

これらの実現に向け、土地利用の前提となるゾーン(区域)とその土地利用方針を設定するとともに、地域資源をより一層活用し、地域活性をけん引する拠点および互いに影響し合い効果を高め合う連携軸を設定し、効率的かつ効果的な施策を展開します。

(2) 土地利用のゾーン設定

(i) ゾーンの位置づけ

市域に分散する地域資源の活用や居住環境の形成、歴史的景観の保全など、それぞれの地区が有する課題や共通する課題に柔軟に対応するとともに、地区ごとの特性を活かした土地利用を図るため、地勢的な特性から3つのゾーンに区分します。

また、内陸ゾーンについては、市街地形成の背景や居住特性を踏まえ、2つに区分します。

1 海辺ゾーン（海浜に親しみ活用するゾーン）

漁業のまちとしての成り立ちを継承し、市民が憩い、活動し、安心して暮らせる生活空間を形成します。

また、海浜環境や歴史的街並みを保全しつつ、海辺の観光資源や漁業などの産業資源を活かし、これら資源の交流を通じて市内外に新たな魅力として発信し、振興を図ります。

(*)交通結節機能：駅やバス停、駅前広場などが持つ機能であって、電車やバスなど、異なる交通手段がつながり、乗り換える・乗り継ぐことができる機能。

2 内陸ゾーン（自然環境や歴史文化と共生するゾーン）

点在する農地などの田園や、自然環境、歴史文化資源を適切に保全し、活用するなど、市民の生活空間において、身近な自然環境と共生できる土地利用を進めます。

2-① 歴史文化と共生するゾーン

農業を中心とした歴史文化や古くからの街並みなどを継承する生活空間として、それら歴史文化資源の保全と観光資源としての活用、また、住環境との調和をめざします。また、本市の中心市街地である尾崎駅へのアクセス向上など、利便性の高い生活空間を形成します。

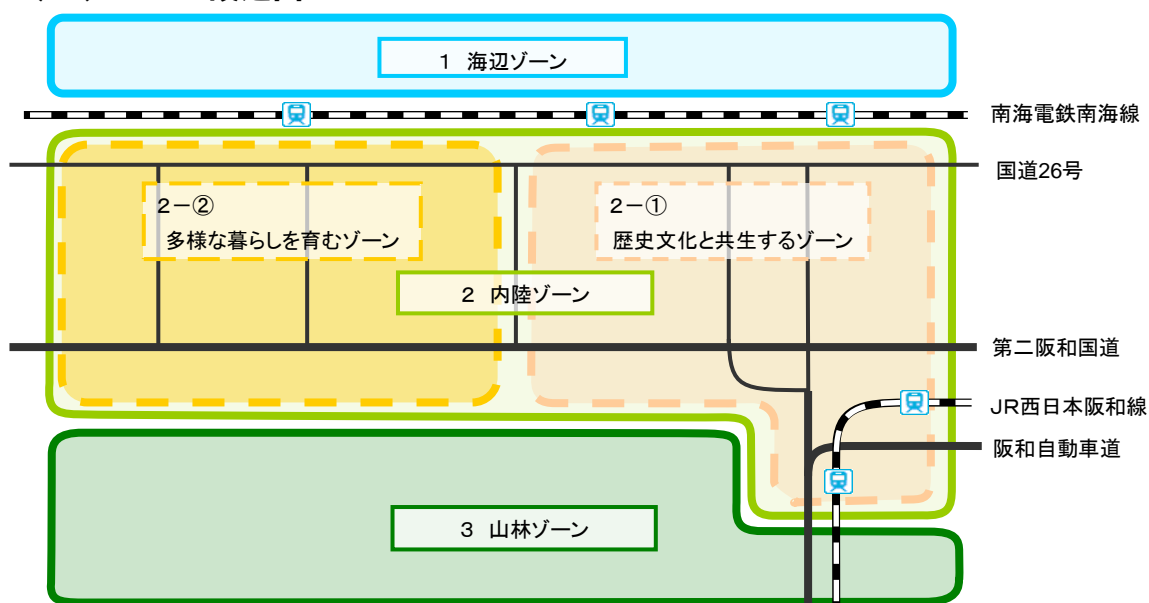
2-② 多様な暮らしを育むゾーン

子育て世代をはじめ、市民のライフスタイルの多様化や将来の住宅需要を見据え、海や山と近接する地形を活用し、レジャー・レクリエーション機能や豊かな自然と暮らしが調和し、共生するライフスタイルなど、新たな価値を提供できる生活空間を創出します。また、阪南スカイタウンにおいては、引き続きまちの成熟を図るとともに、雇用の場となるよう、企業誘致などを進めます。

3 山林ゾーン（自然環境に親しむゾーン）

豊かな森林資源を有し、自然環境を保全するとともに、ハイキングやキャンプ、森林浴、里山の活用など、自然環境を活かしたレクリエーションや体験学習の場となる土地利用を進めます。

(ii) ゾーン設定図



	1 海辺ゾーン		2 内陸ゾーン
	① 歴史文化と共生するゾーン		② 多様な暮らしを育むゾーン
	3 山林ゾーン		

(3) 地域資源を活かした地域振興構想

(i) 拠点の位置づけ

市域に分散する地域資源を、より一層活かした土地利用を図るため、地域活性をけん引する拠点として、市域の中心市街地である「尾崎駅周辺」、歴史文化や自然が多く残る「山中溪周辺」、リゾート・レクリエーション機能を有する「せんなん里海公園周辺」の3つを、まちづくりの拠点として設定します。

拠点1 賑わいのある市街地

市民生活を支える商業・業務系機能や行政機能の尾崎駅周辺への集積、有効活用を図り、中心市街地にふさわしい魅力と賑わいのあるまちづくりを進めます。

また、各拠点をつなぐ主要拠点として、市内外との交流機能や各拠点へのアクセス機能を強化するとともに、地場産業や歴史文化などの地域資源の価値を発信し、地域の活性化をけん引します。

拠点2 自然（山）、歴史文化

周辺の豊かな自然環境や歴史文化などの地域資源を保全し、次世代に継承することにより、観光拠点としての魅力を高め、観光資源活用型の交流機能を強化します。

拠点3 自然（海）、レジャー

親水性の高い海を活かした観光拠点として、せんなん里海公園をはじめとする親水空間にスポーツ、海浜レジャー・レクリエーションなどの多様な集客交流機能を形成し、憩いとふれ合いのあるまちづくりを進めます。

(ii) 連携軸の位置づけ

市全域の活性化を促すため、地域活性のけん引役となる各拠点の機能を補完し、また、周辺都市との地域連携を踏まえた土地利用を図り、拠点相互の有機的な連携を図るための連携軸を設定します。

都市連携軸A 生活・広域

尾崎駅周辺や近隣都市との市民の生活動線として、広域幹線道路や鉄道などの公共交通のネットワーク化を進め、市民の利便性を向上させ、市民生活の活性化を図ります。

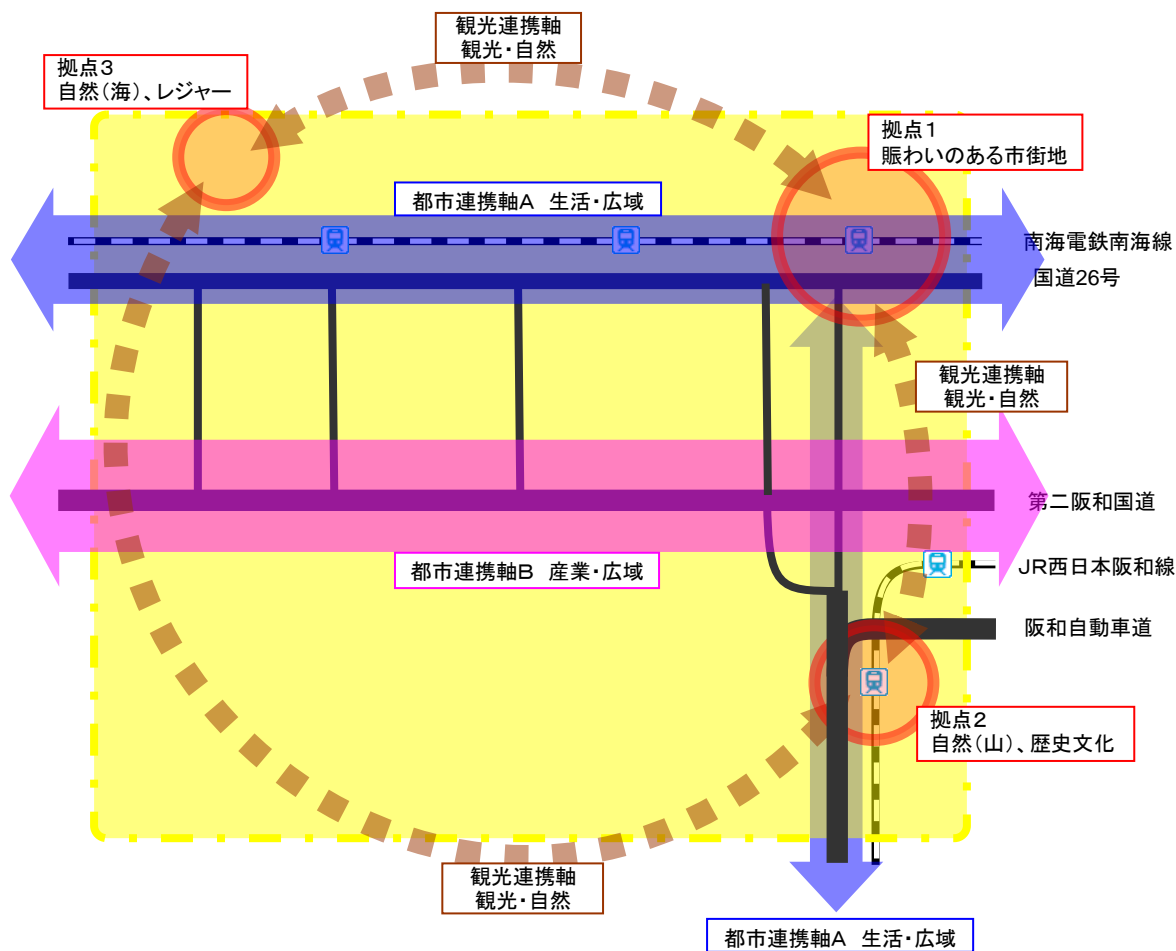
都市連携軸B 産業・広域

第二阪和国道の交通アクセスの利便性を活かし、近隣都市との物流・産業の流動化を図ります。また、周辺環境に配慮しつつ、企業誘致を促進し、雇用の場となる活力ある産業の創出など、地域経済の発展を進めます。

観光連携軸 観光・自然

尾崎駅を中心として、市内の海や山の自然環境、歴史文化などの観光資源のある拠点をつなぎます。また、豊かな自然が残る和泉山脈のハイキングコースや海浜レジャー・レクリエーション空間を活かし、市内の回遊を促します。

(iii) 拠点・連携軸の設定図



	拠点1 賑わいのある市街地		都市連携軸A 生活・広域
	拠点2 自然(山)、歴史文化		都市連携軸B 産業・広域
	拠点3 自然(海)、レジャー		観光連携軸 観光・自然

第2章 計画の推進にあたって

第1節 協働によるまちづくり

近年、公共サービスの範囲が拡大・多様化するなか、市民活動が活発になり、市役所との協働などにより、公共サービスを提供する一翼を担っています。このようななか、市役所は公共の核としての役割を担い、自治の主役である市民が、まちづくりの主体としての役割を担うことができるよう、協働によるまちづくりを進めています。

これからのまちづくりにおいても、阪南市の多様な主体が本総合計画に掲げる目標を共有し、それぞれができることを担い合い、ともに取り組む「協働によるまちづくり」をより一層推進していきます。そのために、「知る」「育つ」「つながる」の取組を進めます。

■協働によるまちづくりの概念図



■「協働によるまちづくり」を推進するための取組

知る：地域を知り、行動できる情報共有

互いを知り、信頼関係を築くとともに、自らの役割を考えるために地域を知ることが大切です。そのために、阪南市や身近な地域について正しく理解し、地域課題の解決に向けてともに考え、行動できるよう、地域に密着した情報共有を進めます。

育つ：多様な主体の自立

個人だけではなく、地域コミュニティなどの多様な主体が自立することが大切です。そのために、それぞれに合った学びの機会を通じて「ひと」を育て、ひいては地域資源を育てるとともに、地域課題を自ら解決できる地域コミュニティの形成を進めます。

つながる：連携による地域の価値・魅力の創出

阪南市には、これまでに培った経験や知恵を有する「ひと」やさまざまな地域資源があります。また、互いの弱みはそれぞれの強みで補い、互いの強みを合わせ阪南市全体の価値・魅力を高めることが大切です。そのために、「ひと」「地域」「資源」「世代」などの多様なつながりを通じて、新たな価値・魅力を創出します。

第2節 行政経営のしくみづくり

阪南市では、市民視点・顧客志向による行政サービスの提供に向けた職員育成、柔軟でスリムな行財政運営システムの構築など、行財政改革に取り組んできました。

これからも行財政基盤の持続可能性を強化するとともに、市役所は協働によるまちづくりの一員として、阪南市の価値・魅力を高め、自治の主役である市民が、まちづくりの主体として活躍できるよう、以下の方向のもと行政経営を進めていきます。

行政が一丸となる組織運営の強化

行政課題に対して、行政組織が適切に連携し、迅速に意思決定し、効果的に対応できるよう、組織運営を強化します。

協働社会に向けた情報共有のしくみの確立

協働によるまちづくりを推進するため、市民の意見をきくとともに市民との対話を大切にし、積極的に情報提供するなど、分かりやすい情報共有のしくみを確立します。

戦略的行政経営の推進

限られた経営資源で最大限の成果を実現するため、目標管理や評価に基づく施策・事業の選択・集中を基本に、より効果の高い施策の実施に向け、重点的・分野横断的な取組といった戦略的な視点に立った行政経営を進めます。

行動力・調整力を発揮する職員の育成

地域の課題を解決できる政策形成能力とそれを実践するための行動力・調整力を発揮する職員を育成します。

持続可能な財政基盤の強化

将来の世代に過度の負担を残さないよう、さらなる歳入の確保と、より徹底した歳出の効率化を進め、財政の健全化に取り組みます。

第2部

I 基本計画

【基本計画の見方】

基本計画では、基本構想に掲げた7つの基本目標(分野)を実現するため、42の施策を定めています。また、それぞれの施策にはめざす姿や、施策の展開方向などを示しています。

※施策とは

基本目標を実現するための方策であり、この「施策」を推進するための手段として、具体的な事業(事務事業)などを実施していきます。

7つの基本目標(分野)を示しています。

第1章 おもいやりとふれあいがあふれる活気のあるまち

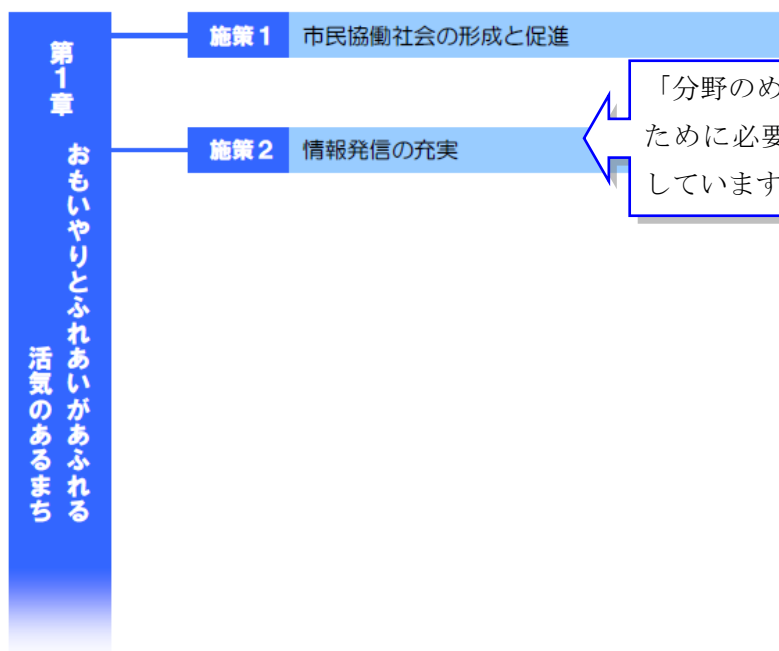
(協働社会分野)

■分野のめざす姿

- 地域のさまざまな課題や社会的課題に対し、市民、NPOおよび地縁団体などの多様な主体が関心を持ち、一人ひとりが公共の担い手として活動することにより、住みよい地域社会を形成しています。
- 市民、NPOおよび地縁団体などの多様な主体がさまざまな機会を捉え、積極的に連携して多様な活動やまちづくりに参画・協働することにより、住みよいと活気のある社会をつくっています。

基本目標(分野)ごとにめざす、将来の市民の暮らしやまちの姿を示しています。

■施策体系



「分野のめざす姿」を実現するために必要な施策の体系を示しています。

「施策のめざす姿」の実現に向け、市役所が果たしていく役割を示しています。

「施策のめざす姿」の実現に向け、市民、事業者などそれぞれの活動主体の役割を示しています。

■市役所の役割

- 多様な主体と連携して、地域課題の解決に取り組み、協働によるまちづくりを推進する仕組みの整備・充実やコーディネーターとなる人材を発掘、育成します。
- 市民活動や協働に関する事例を市役所内で共有するとともに、多様な主体と共に考え、行動する機会を提供すること

■市民などの役割

- まちづくりの担い手や後継者不足に対応するため、各種行事や活動等に若年層の参加促進に取り組みます。
- 地域課題の認識を共有し、他人事とせず、自らの課題として解決に取り組みます。
- 市政に関心を持ち、市や地域の取り組み

施策1 市民協働社会の形成と促進

■現状と課題

- 市民参画による協働のまちづくりを推進するために、市民公益活動の拠点として阪南市地域交流館を整備し、阪南市市民活動センターを中間支援組織として市民協働の推進のための支援を行っています。
- 市民の協働のまちづくりへの理解や関心は徐々に高まりつつあり、定化や新しい担い手がまだ不足している状況です。
- 高齢化の進展等により自治会加入世帯数の減少が顕著であるなど、地域コミュニティの希薄化や地域におけるまちづくりの後継者不足が課題になっています。



施策を取り巻く本市の状況と課題を示しています。



会館)

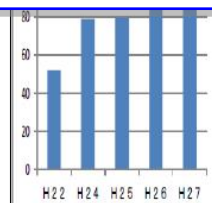
■施策のめざす姿

- 地域活動の要である自治会、社会的課題の解決に取り組むNPO、市民公益活動団体や大学などの多様な主体が枠組みを超えて連携し、幅広い市民がコミュニケーションをとり協働してまちづくりに参加することにより、阪南市への愛着が深まり、また、積極的な情報の提供や公開等により、多様な主体の知恵と協働によるまちづくりを推進し、住みよい地域社会を形成している。
- 地域コミュニティにおける課題を地域住民が共有し、課題解決に向けて取り組める仕組みが構築されており、地域の特性に応じたまちづくりができています。

施策がめざす市民の暮らしやまちの姿を示しています。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
NPO法人認証数	団体	14	20	
市民公益活動団体(*)登録数	団体	102	120	
市民活動センター利用者数	人	7,669	10,000	
地域交流館利用者数	人	20,664	25,000	
自治会加入世帯数	世帯	14,969	15,000	



動団体登録者数の経年変化

「施策のめざす姿」の達成状況を示す指標です。現在の状況(平成27年)と、5年後の目標値(平成33年)を示しています。

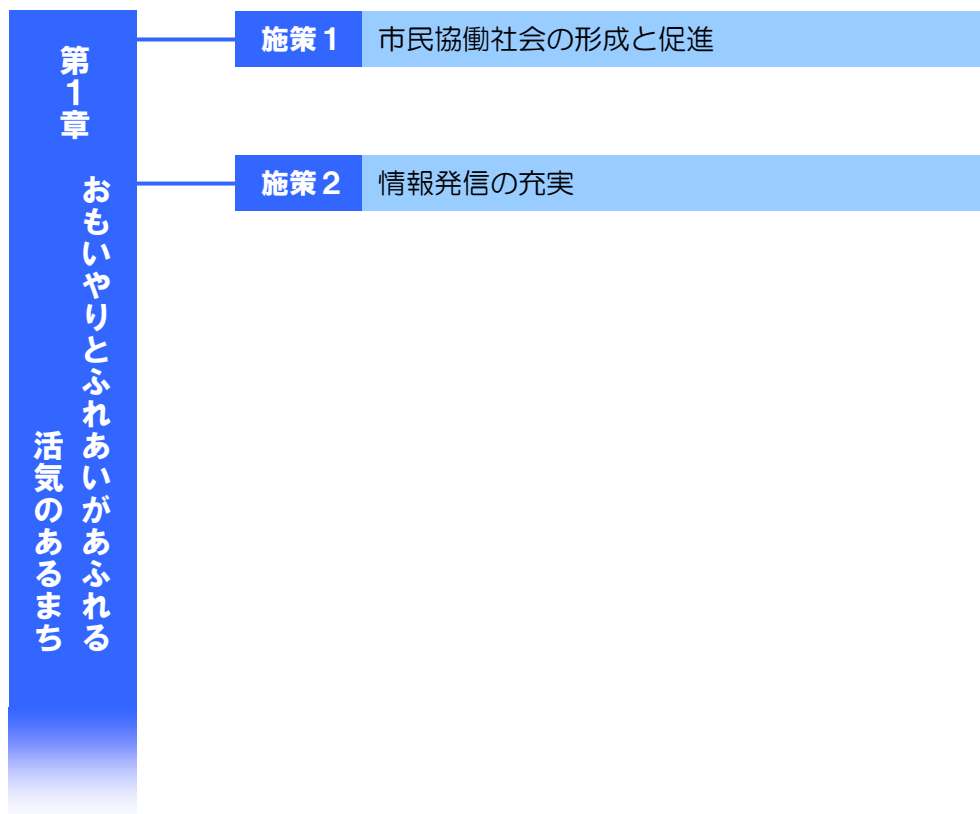
第1章 おもいやりとふれあいがあふれる活気のあるまち

(協働社会分野)

■分野のめざす姿

- 地域のさまざまな課題や社会的課題に対し、市民、NPOおよび地縁団体などの多様な主体が関心を持ち、一人ひとりが公共の担い手として活動することにより、住みよい地域社会を形成しています。
- 市民、NPOおよび地縁団体などの多様な主体がさまざまな情報や課題を共有し、積極的に連携して多様な活動やまちづくりに参画・協働することにより、人々の支え合いと活気のある社会をつくっています。

■施策体系



施策 1 市民協働社会の形成と促進

■現状と課題

- 市民参画による協働のまちづくりを推進するために、市民公益活動の拠点として阪南市地域交流館を整備し、阪南市市民活動センターを中間支援組織として市民協働の推進のための支援を行っています。
- 市民の協働のまちづくりへの理解や関心は徐々に高まりつつありますが、利用者の固定化や新しい担い手がまだ不足している状況です。
- 高齢化の進展等により自治会加入世帯数の減少が顕著であるなど、地域コミュニティの希薄化や地域におけるまちづくりの後継者不足が課題になっています。

■施策のめざす姿

- 地域活動の要である自治会、社会的課題の解決に取り組むNPO、市民公益活動団体や大学などの多様な主体が枠組みを超えて連携し、幅広い市民がコミュニケーションをとり協働してまちづくりに参加することにより、阪南市への愛着が高まっています。また、積極的な情報の提供や公開等により、多様な主体の知恵と力が加わることで、協働によるまちづくりを推進し、住みよい地域社会を形成しています。
- 地域コミュニティにおける課題を地域住民が共有し、課題解決に向けて自ら取り組むことができる仕組みが構築されており、地域の特性に応じたまちづくりができています。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成 33 年)	説明
NPO法人認証数	団体	14	20	
市民公益活動団体 ^(*) 登録数	団体	102	120	
市民活動センター利用者数	人	7,669	10,000	
地域交流館利用者数	人	20,664	25,000	
自治会加入世帯数	世帯	14,969	15,000	

■市役所の役割

- 多様な主体と連携して、地域課題の解決に取り組み、協働によるまちづくりを推進する仕組みの整備・充実やコーディネーターとなる人材を発掘、育成します。
- 市民活動や協働に関する事例を市役所内で共有するとともに、多様な主体と共に考え、行動する機会を提供することで、市民協働への理解が深い職員を育成します。
- 市が提供する情報がわかりやすく伝わるような工夫と積極的な情報発信を進めます。
- 地域課題を市民自ら解決に向けて取り組むことができる仕組みを構築します。
- 地域における自治会活動の果たす役割の重要性について市民に周知を図るとともに、市民や職員向けの講演会等を開催し、地域コミュニティに対する意識の醸成を図ります。
- 公共施設の指定管理者については、コストだけではなく、協働の理念を踏まえ選定します。



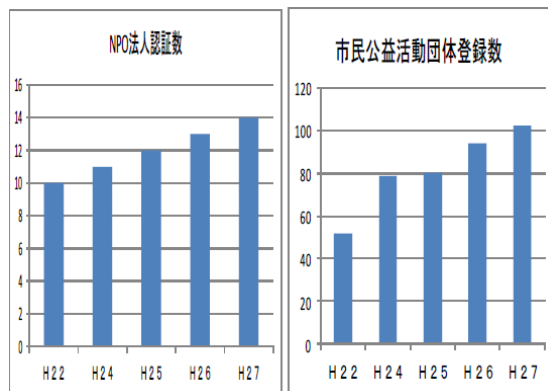
■市民活動講座

■市民などの役割

- まちづくりの担い手や後継者不足に対応するため、各種行事や活動等に若年層の参加促進に取り組みます。
- 地域課題の認識を共有し、他人事とせず、自らの課題として解決に取り組みます。
- 市政に関心を持ち、市や地域の取組に積極的に参加することで、協働によるまちづくりを推進します。



■地域交流館（おざき出会い館）



NPO 法人認証数・市民公益活動団体登録者数の経年変化

(*) 市民公益活動団体：自主性・自発性に基づき、営利を目的としない市民活動団体であって、「まちづくり」など20分野に分類される活動をする団体。ボランティア団体やNPO法人など。

施策2 情報発信の充実

■現状と課題

- 多様な主体と協働によるまちづくりを推進するためには、分かりやすい情報提供を行い、十分に情報共有することが求められています。
- 広報誌や市ウェブサイト（ホームページおよび公式 Facebook ページ）による情報提供を行っておりますが、今後においても、提供する内容の充実や市の魅力アップにつながる情報発信などが求められています。

■施策のめざす姿

- 市民が市政に関心を持ち、相互の情報を必要に応じて共有しています。
- まちの魅力や情報を多様な媒体で広く発信しています。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
プレス提供した記事のうち、掲載・放映された割合	%	54.5	62.1	掲載・放映数÷提供数×100
ウェブサイトアクセス件数	件	517,758	550,000	ウェブサイトおよび Facebook アクセス件数の合計数

■市役所の役割

- 広報誌を、読者の視点に立って内容を検証し、分かりやすく情報を掲載します。
- ウェブサイト（ホームページおよびFacebook ページ）において、更新の頻度を高め、必要な情報をより多く発信します。
- 市政に関心を持つように工夫したウェブサイトづくりに努めます。
- 行政情報やまちの魅力について、多様な媒体でタイムリーに情報発信を行います。

■市民などの役割

- 市政への関心を高め、自ら能動的に情報を得るよう努めます。
- まちの魅力について、自ら積極的に情報発信に努めます。

ひととまち 楽しみを感じる広報誌

広報 **はんなん** 9 No.527 平成 28 (2016) 年

2016 全国コットンフェスティバル in 阪南
～コットンはめっちゃすごい～

7月23日サクラホールで、「2016 全国コットンフェスティバル in 阪南」を開催しました。ファッションデザイナーの小島ゆまさんと全国コットンサミットの近藤孝一社長との対談やファッションショーなど多彩な盛り合い、阪南コットンプロジェクトを定例に発信しました。

AR 動画

右のマークの付いている写真にスマホをかざすと動画が舞られます。右のQRコードから本ウェブサイトへアクセス（または「広報はんなん AR」で検索）すると、動画の再生がご覧いただけます。

トピックス

国の経済対策を受けた市の取組について・・・2
 老人福祉センターをより快適にします！ ほか・・・3
 阪南市防災フェスタを開催します！ ほか・・・4～5
 9月は高齢者福祉月間です ほか・・・6～13

健康ガイド・・・14～15
 情報ボックス・・・16～25
 みんなのひらびら・・・26
 まちの広場・・・27
 イベントナビゲーション・・・28～29
 市民課情報・・・30

ともにかさそう笑顔とお互いさまのまち 阪南

■広報はんなん（平成28年9月号）

第2章 健やかに、いきいきと自立して暮らせるまち

(健康・福祉分野)

■分野のめざす姿

- 子どもから高齢者までのすべての市民が、地域の支え合いのなかで、住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らしています。
- 市民が病気やけがを未然に防ぐため、普段から心身の健康について考え、健康づくりに取り組むことを促進するための健康長寿社会の実現をめざし、自立した生活を営んでいます。
- 子育て支援サービスが充実しているなど、子どもが健やかに育つ環境が整い、阪南市で育った市民が阪南市で子どもを産み育てたいと考えています。

■施策体系



施策1 地域福祉経営の推進

■現状と課題

- 近年の少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化、核家族化により、地域社会での住民の社会的なつながりが希薄化し、家庭や地域の支え合う機能が弱まっています。誰もが住み慣れた地域で、安心して健康に暮らしていくために、地域でのつながりを大切にし、互いに助け合いながら市民、事業者および行政との協働による「地域福祉経営」の推進が求められています。
- 高齢者や障がい者、子育て世帯などの分野別の福祉制度をはじめ、ひきこもりや生活困難などの多様化する福祉課題解決のための総合的な福祉施策の推進が求められています。

■施策のめざす姿

- 子どもから高齢者までのすべての市民が、福祉の充実した地域で安心して暮らしています。
- 市民と市役所が協働・連携し、市民が主体となって人権と福祉のまちづくりを進められる地域福祉のネットワークを構築しています。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
小地域ネットワーク活動 ^(*1) 延べ参加者数	人	36,828	43,000	グループ援助活動参加者および個別援助活動参加者数
コミュニティソーシャルワーカー ^(*2) による相談件数	件	1,820	2,400	いきいきネット相談支援センター ^(*3) (コミュニティソーシャルワーカー)で受けた相談件数

■市役所の役割

- 地域福祉のネットワーク構築のための地域活動やその繋ぎ手であるコミュニティソーシャルワーカーの周知啓発、情報発信を図り、地域福祉を支える活動に参画しやすい仕組み作りに取り組みます。
- 社会福祉協議会^(*4)をはじめとする福祉関係事業者や地域の各種団体と連携し、情報の共有化・ネットワーク化を促進し、要援護者を支える福祉活動を充実させるとともに、身近な地域におけるセーフティネットを構築します。
- いきいきネット相談支援センターや社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などの関係機関と連携し、地域での暮らしの総合相談事業をさらに充実します。

■市民などの役割

- 地域でのつながりを大切にし、共に支え合う福祉意識を向上し、地域福祉活動に参加します。
- 福祉関係事業者や各種団体は、今後も利用者への新たなサービスの提供、支援をはじめ、関係団体との連携・協働や地域活動への参画を推進するとともに、地域での福祉課題を解決するため、専門職としての知見を活用し、市民と市役所の橋渡し役となります。
- 暮らしの悩みや不安をひとりで抱え込まず、コミュニティソーシャルワーカーや社会福祉協議会、民生委員児童委員などへ早期に相談します。

(*1) 小地域ネットワーク活動：概ね小学校区を単位とし、高齢者、障がい者および子育て中の親子などが地域で安心して生活できるよう、校区（地区）福祉委員会^(*5)などが中心となって、地域住民の参加と協力による支え合い・助け合いのネットワークづくりを進めていく活動。

(*2) コミュニティソーシャルワーカー：地域において様々な問題を抱え、支援を必要とする人に対して、地域とのつながりや人間関係など、本人を取り巻く環境を重視した相談援助を行うとともに、新たなサービスの開発や公的制度とのつなぎ役等を担う専門的知識を有する「地域の福祉相談員」。

(*3) いきいきネット相談支援センター：市民が住み慣れた地域で「いきいき」と生活できるように、概ね中学校区へ「コミュニティソーシャルワーカー」を配置し、子どもから高齢者までの暮らしに関わる地域の総合福祉相談機関。

(*4) 社会福祉協議会：社会福祉法に基づく社会福祉法人で、地域福祉を推進する民間福祉団体。小地域ネットワーク活動の推進、介護保険事業など様々な福祉事業を行っている。

(*5) 校区（地区）福祉委員会：概ね小学校区を単位とし、地域の各種団体や個人など校区（地区）内に住む住民で構成されており、住民が主体となって幅広い福祉活動を行う組織。

施策2 健康づくりの推進

■現状と課題

- がん検診受診率は、上昇傾向にあるものの全国平均に比較して低く、検(健)診機会の増加や特定健診との同時実施等、市民が各種検(健)診を受診しやすい環境を整えるとともに、検(健)診受診の重要性の啓発や習慣化を図ることが求められています。
- 前期高齢者中心の取組だけでなく、若年期からの食育や運動習慣づくりが必要となっています。
- 健康に関心の高い市民だけでなく、これまで健康に関心の低かった市民も参加する健康づくりや、健幸マイスター^(*)や食生活改善推進委員を支援し、市民が自立して継続的に健康づくりに取り組めるようにすることは必要です。

■施策のめざす姿

- 食生活の改善と適度な運動習慣という健康づくりの基礎を中心に、市民自らが主体的にライフステージに応じた健康づくりに取り組み、将来に渡って健やかで心豊かに暮らしています。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
がん検診受診率	%	14.7	50.0	現状値は平成26年度末
離乳食講習会・ぱくぱく 幼児食教室受講者数	人	129	150	現状値は平成27年度末
はんなん健幸マイレージ ^(*) 参加者数	人	1,876	5,000	
食生活改善推進委員養成 講座修了者数	人	85	211	現状値は平成27年度末

■市役所の役割

- 検(健)診機会の増加や特定健診との同時実施等、市民が各種検(健)診を受診しやすい環境を整えるとともに、検(健)診受診の重要性の啓発に努めます。
- 前期高齢者中心の取組だけでなく、若年者や母子が参加しやすい講座や健康教育の充実を図ります。
- 健幸マイスターや食生活改善推進委員の養成を推進し、活動の場の提供や取組を支援します。
- 市の健康度や施策を科学的な根拠により分析、評価を行い、市民および医師会などの関係団体・地区組織などと連携して、健康づくりに取り組みます。

■市民などの役割

- 定期的に検(健)診を受け、疾病の早期発見・早期治療に取り組みます。
- 食育や運動習慣など基本的な健康づくりに関する正しい知識を持って、自分自身が健康づくりに取り組むだけでなく、家族や友人、地域の人たちにも普及します。



■はんなん体操

(*1) 健幸マイスター：本市に在籍するウェルネスマネージャーの指導のもと、地域に根差した健幸の活動を実施する市民。まちあるきの集いや、ラジオ体操教室など、市民主導での活動を広げることによって、幅広い層を巻き込んだ取組を行う。

(*2) はんなん健幸マイレージ：市の開催する事業やイベントへの参加、個人目標への取組によってポイントを獲得し、市の特産品等の記念品が当たる抽選に参加できる制度。

施策3 医療体制の充実

■現状と課題

- 近年の社会環境や疾病構造の変化により、市民の医療に対するニーズはますます増大かつ多様化、高度化する傾向にあるため、将来にわたり安定的に良質な医療を提供することができる医療提供体制の充実が求められています。
- 高齢化や医療技術の進歩により、市民の医療に対する期待度が増加傾向にあるため、一般の医療機関では実施が困難な医療を提供する地域の中核病院として医療機器の高度化や高度専門医療施設としての整備が求められています。また、泉州医療圏(南部地域)^{(*)1}の後方支援病院^{(*)2}としての役割を明確にすることが求められています。
- 地域の医療機関をはじめ、市民や関係団体などと有機的に連携することにより、地域において予防から治療まで安心して生活できるよう、保健・医療・福祉のネットワーク化を進めることが求められています。
- 休日や夜間の急病に対応する救急病院として、プライマリから二次(医療)^{(*)3}までの急病救急の受け入れ体制の充実が求められています。

■施策のめざす姿

- 地域の中核病院として安定的に良質な医療の提供がなされ、すべての市民が安心して医療を受けることができます。
- 地域の医療機関などとの連携が図られ、すべての市民が地域完結型医療を受けることができます。
- 急病や救急に対する受け入れ体制が構築され、すべての市民が安心して暮らしています。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
一日平均外来患者数	人	396.7	400	
一日平均入院患者数	人	134.9	157	
他医院等からの患者紹介件数	人	4,346	4,780	
救急受け入れ件数	人	1,006	1,106	

泉州南部診療情報ネットワーク登録者数	人	260	286	累計者数
市民病院公開講座参加者数	人	609	670	出前講座含む

■市役所の役割

- 急病救急の受け入れ体制を拡充することで、休日や夜間の急病に対応します。
- 医師会、歯科医師会や薬剤師会をはじめ、地域の医療機関、市民や関係団体と連携し、保健・医療・福祉のネットワーク化を推進し、地域医療提供体制を充実します。
- 泉州南部診療情報ネットワーク（なすびんネット^(*4)）をより一層活用することで、近隣病院と連携するとともに、適正な医療機関の利用について啓発します。
- 臨床研修病院としての指定を受け、安定して医師を確保することにより、良質な医療を安定的に提供します。
- 市民病院公開講座を開催するなど、日頃から市民との情報共有を行い、地域に提供する医療の質を向上させます。

■市民などの役割

- 緊急でない軽症時の受診を控えるとともに、救急車を適正に利用します。
- 地域の医療機関は、阪南市民病院との診連携に努めます。
- 一人ひとりがかかりつけ医を持ち、自分の病状に応じて医療機関を適正に利用します。



■阪南市民病院

- (*1) 泉州医療圏(南部地域)：大阪府が府内を8つに区分した二次医療圏(主に入院治療を提供する病院を整備する地域的な単位)のうち、高石市以南の8市4町の地域を泉州医療圏と呼び、その南部にあたる貝塚市以南の4市3町の地域。
- (*2) 後方支援病院：他の病院で重症・重篤な入院治療を終えた患者を受け入れ、体力が回復するような看護やリハビリテーションを行い、退院を支援する病院。
- (*3) プライマリから二次(医療)まで・・・比較的軽症な初期医療から、入院治療を必要とする重症な医療まで。
- (*4) 泉州南部診療情報ネットワーク（なすびんネット）：泉州南部の地域医療連携を構築し、医療の質を向上させるため、情報提供病院（阪南市民病院、市立貝塚病院、りんくう総合医療センター）に保管されている検査結果やX線画像など診療情報を患者の同意に基づき地域の医療機関が閲覧可能となり、情報共有することで診療に役立つシステム。

施策4 国民健康保険制度の適正な運営

■現状と課題

- 国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤を支えるものであるが、経済の低迷や高齢化、また医療費の伸びによる保険給付費の増加などの影響を受け、その運営はますます厳しい状況となっています。
- 平成30年度から新たに大阪府が市とともに共同保険者として、主に財政運営の責任主体となります。今後、長期にわたって安定した国民健康保険制度を確立するため、適正な国民健康保険事業の運営が求められています。
- 国民健康保険の被保険者の健康管理や健康の保持・増進のため、特定健康診査^(*1)・特定保健指導^(*2)など、保健事業制度の充実が求められています。

■施策のめざす姿

- 安心して医療を受けることができる適正な運営がなされている健康保険制度を有し、市民が住み慣れたまちで安心して暮らしています。

■成果指標

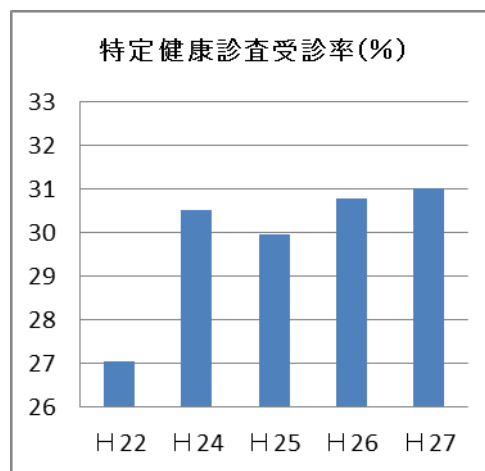
指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
保険料の収納率	%	90.45	大阪府策定の 支援方針規模 別目標収納率	収納額÷調定額×100 現状値は平成26年度の値 平成27年4月1日現在の規 模別目標収納率は91.6%
特定健康診査受診率	%	30.8	60.0	特定健康診査を受診した国民 健康保険の被保険者の割合 現状値は平成26年度の値
特定保健指導利用 率	%	39.3	60.0	特定保健指導の対象者のう ち、指導を受けた人の割合 現状値は平成26年度の値

■市役所の役割

- 適正な保険料率の賦課や収納率を向上させることにより、健全な事業運営に努めます。
- 国民健康保険の運営状況や事業内容を周知し、理解と協力を求めます。
- データヘルス計画^(*3)を推進し、特定健康診査の受診率向上のため、特定健康診査（集団健診）でのがん検診との同時実施や土曜日の実施、特定保健指導の個別対応等を実施し、被保険者の健康保持の増進と医療の効率的かつ適正な提供を推進します。
- 平成30年度の広域化に向け、円滑に移行するとともに、広域化後も制度の安定化のため、府と共同保険者として、資格管理、保険給付、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担います。

■市民などの役割

- 健康に対する意識を高め、疾病予防に努め、適正に医療機関を利用します。
- 特定健康診査・特定保健指導などの保健事業に積極的に参加し、健康の保持・増進に取り組みます。
- 交通事故等で病院を受診する場合、病院への申出や市への届出をすることで、国民健康保険事業の健全な運営に寄与します。



(*1) 特定健康診査: 40歳から74歳までの人を対象に糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として平成20年4月から導入された新しい健康診断。

(*2) 特定保健指導: 特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が多く期待できる人に対して行う保健指導。

(*3) データヘルス計画: 特定健康診査や診療報酬明細書（レセプト）などから得られるデータの分析に基づいて実施する、効率のよい保健事業をデータヘルスと呼び、厚生労働省は2015年度からすべての健康保険組合に対してデータヘルス計画の策定を求めた。

施策5 子育て支援の充実

■現状と課題

- 本市の公立保育所施設は、築後40年以上が経過し老朽化が進んでいることに加え、全施設が未耐震であるため、保護者が子どもを安心して預けることができない施設となっています。将来発生が想定される南海トラフ巨大地震による地震・津波の被害から子どもたちを守ることができる施設の整備が求められています。
- 子育てで最も重要な役割を果たすのは家庭であり、子どもの育ちを支えるために子育て支援の団体やサークルが市内の各地域において積極的に活動しています。また、地域子育て支援センター^(*)を中心に情報交換や連携を図る場を設けており、子育て支援活動のさらなる推進が求められています。
- 共働き家庭やひとり親家庭の増加などにより、安心して子どもを生み育てることができる、子どもが健やかに育つ環境の充実が求められています。
- 子育てに不安を抱えて地域で孤立する親が増加する傾向があり、その結果、児童虐待に進展する恐れがあります。親が子育てに自信を持ち、親としての責任を果たせるよう、気軽に相談できる場の提供、正しい知識の普及啓発ならびに児童虐待の防止のための啓発、早期発見および対応などの子育て支援体制が求められています。

■施策のめざす姿

- 市民や子育て世代が、子育てと仕事の両立ができるよう、地域全体が子育てを支援し、安心して子どもを生み育てたいと思えるまちになっています。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
保育所待機児童数	人	0	0	基準日(10月1日)
地域子育て支援センター利用組数	組	2,744	2,800	地域子育て支援センターで実施する親子教室・子育てサロン・父親支援事業・地域支援者対象事業・学生ボランティア対象事業・子育て講座およびにこにこルームを利用する組数

ファミリーサポートセンター ^(*2) 利用者数（会員数）	人	424	430	利用会員、協力会員、両方会員の合計数
留守家庭児童会の待機児童数	人	0	0	基準日（3月末日）

■市役所の役割

- 地震・津波の被害から子どもたちを守るとともに、保護者のニーズに総合的に対応できる教育・保育・子育て支援サービスを展開するため、安全安心な幼稚園、保育施設等を整備します。
- 子どもにとって適切な集団規模の維持や待機児童を完全に解消する受入れ体制の構築を図ります。
- 子育てする親が孤立することのないように身近で気軽に相談できる体制づくりを進めるなど、子育てしやすいまちと感じてもらえる子育て支援サービスを充実します。
- 子育てを見守り、支援できる地域づくりをめざして、地域での子育て支援活動の充実とネットワーク化を推進し、児童虐待の発生を防止します。
- 子育て中のご家庭に対して、必要とする医療が容易に受けられるよう子どもの医療費の自己負担額の一部を助成します。

■市民などの役割

- 子どもが健やかに育つため、地域の温かい愛情のなかで子どもを育てるとともに、愛情ある子育てを次世代に継承します。
- 地域住民が、必要なときに注意するなど、お互いの子育てを見守り、支え合える関係をつくります。
- 事業所は、周辺に住む子どもの安全を見守るとともに、従業員が家庭においてゆとりを持って子育てに専念できるよう配慮します。



■子育て総合支援センター（親子教室）

(*1) 地域子育て支援センター：地域で親子の交流の場を提供したり、保護者へ相談助言したり、子育てにかかわるサークルやグループの支援やネットワーク化を推進する拠点。

(*2) ファミリーサポートセンター：子どもの一時預かりや送迎などの子育て支援を必要とする人と支援したい人を結びつける子育て支援サービスの1つ。

施策6 介護保険の健全な運営

■現状と課題

- 高齢者のニーズに応じた住宅が提供されることを基本としたうえで、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるよう、地域包括ケアシステム^(*)の構築が求められています。
- 介護保険制度による介護サービスの充実や、平成28年4月に、地域包括支援センター^(**)を2か所に増設し民間委託したことで、相談体制の充実を図っていますが、独居高齢者や認知症高齢者が増加していることから、支援が必要な高齢者の早期発見や緊急対応体制の構築が求められています。
- 高齢化の進展により、高齢者の健康や介護への不安、さらには経済的な不安も高まっており、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう高齢者支援の需要が増大しています。

■施策のめざす姿

- 高齢者が要介護(支援)状態になっても、地域の一員として、住み慣れた地域で暮らし続けています。
- 高齢者が、「自分の健康は自分で守る」という意識のもと、要介護(支援)状態とならないよう自らの健康づくり生きがいがづくりに努めています。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
要介護(支援)認定率	%	18.6	24.8	65歳以上要介護(支援)認定者数÷65歳以上人口
地域包括支援センター 相談件数	件	1,537	2,800	市が委託をしている2か所の地域包括支援センターへの相談件数
介護予防教室参加者数	人	17,700	19,700	教室延べ参加者数

■市役所の役割

- 介護保険制度を安定的にかつ健全に運営し、要介護(支援)認定高齢者の生活を支えます。
- 今後急増が予測される認知症への対策を念頭に、地域包括支援センターの相談体制などの機能強化を図り、地域住民と連携することで要介護(支援)高齢者の見守りなどの活動を支援します。
- 一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を進めるほか、地域の中での支え合い・助け合いの力が発揮できるよう、地域における新しい絆を形成します。
- 身近な地域で気軽に運動などに取り組めるよう積極的に市民の健康づくりを支援していきます。

■市民などの役割

- 高齢者が、身近な地域で行われている介護予防教室や住民主体の通いの場による介護予防に積極的に参加し、要介護(支援)状態とならないよう自らの健康づくりに努めます。
- 認知症や介護が必要な高齢者への理解を深め、地域ぐるみでの見守りなどをしていきます。
- ヘルスリテラシー^(*)について、身近な人に情報を伝え、健康意識を高めています。



■住民主体の通いの場による介護予防
(いきいき百歳体操)

(*1) 地域包括ケアシステム: 高齢者のニーズに応じた住宅が提供されることを基本としたうえで、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場(日常生活圏域)で適切に提供できるような地域での体制のこと。

(*2) 地域包括支援センター: 高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を送るために、高齢者の生活を支える相談機関。

(*3) ヘルスリテラシー: 健康面での適切な意思決定に必要な、基本的健康状況やサービスを調べ、理解し効果的に利用する個人的能力。

施策7 障がい者福祉の充実

■現状と課題

- ノーマライゼーション^(*1)の理念に基づき、障がい者が住み慣れた地域で自立して生活ができる環境づくりや、障がい者のライフステージに応じた総合的な支援が求められています。
- 国や大阪府、周辺自治体との連携や、市民・事業者と連携した障がい者福祉を实践する体制づくりや、NPOなど民間活動の育成や活動支援、役割分担が求められています。

■施策のめざす姿

- 障がい者が、市民と市役所が協働する地域社会のネットワークのなかで、総合的な支援を受け、地域で自立して安全安心に暮らしています。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
計画相談支援 ^(*2) 相談員数	人	11	15	計画相談支援の相談員数
就労移行支援 ^(*3) 利用者のうち、一般就労に移行する人の割合	%	11	18	福祉施設から一般企業へ就職する障がい者の人数
共同生活援助 ^(*4) 利用者数	人	20	27	グループホームに入居している障がい支援区分3以上の障がい者の人数

■市役所の役割

- 障がい者が住み慣れた地域で、安心して生活していくための相談支援体制を整備します。
- 障がい者が住み慣れた地域で、その能力に応じて雇用の場につくことができるよう就労支援システムを構築します。
- 障がい者が住み慣れた地域で自立して生活していくため、グループホームなどの居住系サービスの基盤整備を推進します。
- 障がい者支援のための啓発活動を推進するとともに、障がい者差別解消法に基づき、人権尊重を基本とした相談支援を実施します。

■市民などの役割

- 社会福祉協議会やNPOなどの民間団体がそれぞれの特性を活かした障がい者支援活動に取り組むとともに、関係機関が連携し、地域における障がい者支援のためのセーフティネットの構築に市民、当事者団体も参加します。
- 社会福祉協議会のボランティア活動やNPOなどの民間団体の障がい者に対する支援活動に積極的に参加します。
- 障がいの有無に関わらず、人間としての尊厳を重んじ、地域社会の一員として人権を尊重し合い、ともに支え合います。

(*1) ノーマライゼーション(normalization):1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の1つ。障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。また、それに向けた運動や施策なども含まれる。

(*2) 計画相談支援:障がい福祉サービス利用計画を作成し、支給決定後に利用状況をモニタリングしサービス利用計画の見直しを行う給付。

(*3) 就労移行支援:就労を希望する障がい者に対して、生産活動などの機会の提供を通じて、知識や能力向上のため必要な訓練を行う給付。

(*4) 共同生活援助:障がい者に生活の場所(グループホーム)を提供し、かつ夜間に相談を受けたり、介助するなどの支援を行う給付。

施策8 生活支援の充実

■現状と課題

- 少子高齢化に伴う人口減少、グローバル化による産業競争の激化など、雇用を取り巻く社会や経済は構造を変化させるなか、非正規雇用問題や所得格差問題、国民年金保険料の未納率の高止まり等により、生活保護受給者が増加しています。
- 本市では、専門性を有する担当者を配置し、自立支援プログラムや自立助長の取組により、就労自立世帯は微増しているものの、被保護者の高齢化により保護率も微増しています。
- 生活困窮者の自立支援を充実するため、きめ細やかな支援対策が求められています。

■施策のめざす姿

- 市民は、最低限度の生活が保障され、地域社会の一員として自立した生活を営んでいます。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
保護率	% (パーセント)	11.23	12.00	生活保護受給率の人口千人当たりの比率
就労自立世帯数	世帯	21	25	生活保護から就労によって自立した世帯数
生活相談件数	世帯	425	500	生活困窮世帯から相談を受けた実数

■市役所の役割

- 生活保護世帯や低所得世帯に対して、ケースワーカー、主任相談員などの専門職を中心として就労と自立を包括的に支援します。
- 生活困窮者に対して生活保護に至る前の段階から早期に生活相談支援を実施します。
- 生活困窮者の自立支援を充実するため未実施の任意事業である学習支援事業等を実施に向けて取り組みます。

■市民などの役割

- 生活困窮者へ包括的支援を実現するためには、市役所等の専門機関だけでなく、住民団体やボランティアなどのインフォーマルな部門とも協働した「支え合いの地域づくり」を進めます。

施策9 高齢者支援の充実

■現状と課題

- 高齢化の進展により、高齢者の健康や介護への不安、さらには経済的な不安も高まっており、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう高齢者支援の需要が増大しています。
- 高齢者自身の健康づくりや生きがいがづくりが求められています。

■施策のめざす姿

- 高齢者が、その人らしく生活できるよう、活力ある地域社会を築くために、高齢者の生きがいがづくりや社会参加を支援しています。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
老人福祉センター利用者数	人	25,877	26,100	
老人クラブ加入者数	人	4,041	4,050	

■市役所の役割

- 高齢者が地域で安心して暮らせるよう、身近な地域で参加できる高齢者の生きがいが活動をさらに充実させます。

■市民などの役割

- 高齢者が、身近な地域で行われている生きがいが活動に積極的に参加し、社会参加に努めます。



■老人クラブ活動

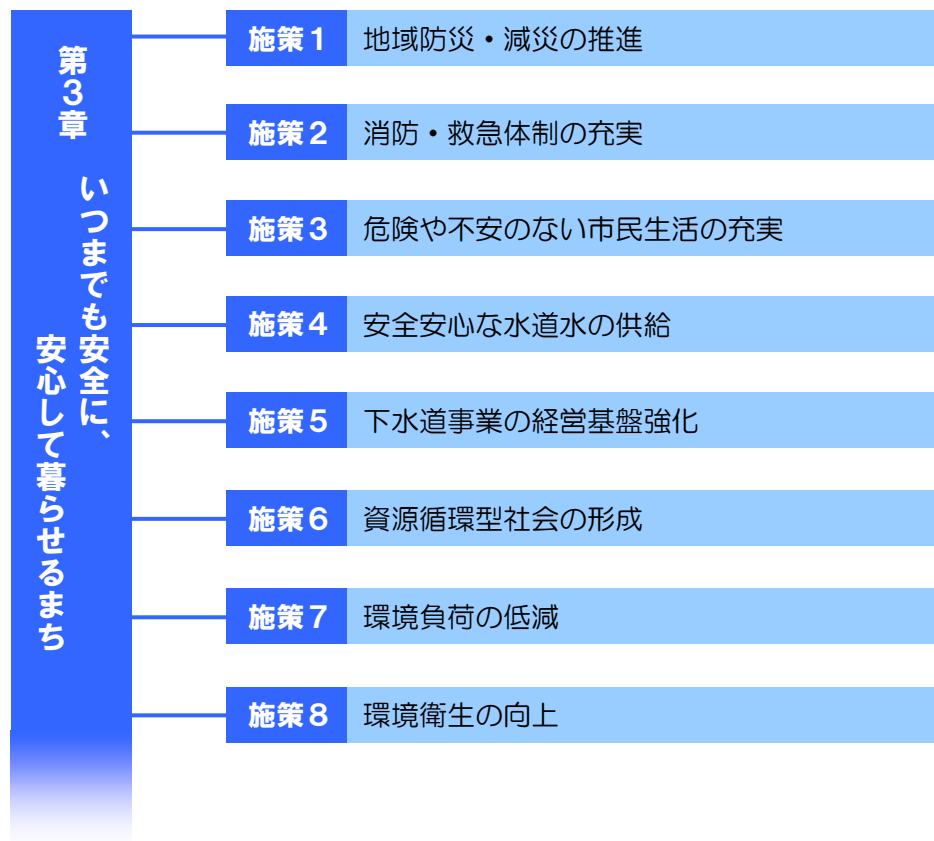
第3章 いつまでも安全に、安心して暮らせるまち

(生活環境分野)

■分野のめざす姿

- 市民は、防災や防犯、交通安全に対する意識を高め、互いに支え合うとともに、自然災害や火災などへの備えが整い、生命・身体・財産が守られたまちで安全安心に暮らしています。
- 市民は、安全な水道水を安定的に得られるとともに、雨水や市民生活により発生する排水が適切に処理されることにより、豊かな自然を守りつつ、快適で衛生的な生活を送っています。
- 市民をはじめ、各種団体、事業者、市役所などが、地球規模の環境問題を意識し、連携して環境負荷の少ない生活や循環型社会に配慮した生活や活動を営んでいます。

■施策体系



施策1 地域防災・減災の推進

■現状と課題

- 近年、台風や大雨などの風水害や、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震などの大規模地震に対する不安が広まっており、「阪南市総合防災マップ」を配布するなど、市民の防災意識の啓発に取り組むとともに、防災コミュニティセンターを活用した自治会による自主防災組織^(*)の設立など、地域ぐるみの防災体制の確立が求められています。
- 災害に備え、治水対策や公共施設・民間建築物の耐震化の推進が求められています。

■施策のめざす姿

- 市民が日頃から防災コミュニティセンターを活用し、防災意識や災害に対する認識を深め、市役所と一体となって防災活動に取り組み、被害を最小限にとどめることのできる、防災体制の確立した災害に強いまちを形成しています。
- 建築物の不燃化が図られるとともに、河川の浚^{しゅんせつ}渫やため池の改修など、適切な維持管理により防災基盤が構築され、市民が安全安心に暮らしています。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
自主防災組織結成率	%	61	71	結成自治会数 (36 件) ÷ 全自治会数 (59 件) × 100
自主防災組織による訓練実施率	%	78	100	訓練実施団体数 ÷ 団体数 × 100
防災啓発事業参加者数	人	596	700	防災講演会、防災出前講座等参加者数
消防団員充足率	%	100	100	消防団員数 ÷ 条例定数 (105 人) × 100
防火・準防火地域の面積	ha	15.0	↗	

■市役所の役割

- 地震などの災害発生時には、災害対策本部を設置し、消防団と連携のもと、災害応急対策活動に取り組みます。
- 地震などの災害発生時に、防災の重要な役割を担う自主防災組織の必要性や重要性について啓発し、全自治会での設立をめざすとともに、防災コミュニティセンターを活用した防災講座などにより、育成を行います。
- 自助・共助・公助を軸に自主防災組織と連携のもと、防災コミュニティセンターを活用した防災訓練や防災講座を開催するとともに、総合防災マップなどにより、市民の防災意識の啓発を推進します。
- 耐震化の必要性について啓発を行うとともに、耐震診断や耐震改修を補助することにより、民間建築物の耐震化を促進します。さらに、公共施設の耐震化を図ります。
- 減災への取組として、土砂災害危険箇所等の点検を行い、斜面等の形状変化を把握するなど、早期の情報収集を行います。
- 河川や水路、およびため池の維持管理を適切に行い、浸水被害の防止と軽減を図ります。
- 防災コミュニティセンター等を活用して、非常食、資機材などの災害時に備えた備蓄を行います。
- 市街化区域の防火・準防火地域指定拡大を検討し、火災を防除するまちづくりを推進します。

■市民などの役割

- 地震などによる被害を軽減するため、自主防災組織の組織率を向上します。
- 自主防災組織を中心に、平時には防災訓練を実施し、災害に備えるとともに、災害時には初期消火、災害時に援助が必要な人の安全確保、避難誘導、救出、救護の実施などの防災活動に取り組みます。
- 日頃から避難所について把握するとともに、災害時の備えを行い、その情報を家庭内で共有します。
- 災害情報を積極的に把握し、市役所からの情報を踏まえ、適切に行動します。
- 地震などの災害時に備え、建物倒壊による生命の危険を低減するため、住宅などの建築物の耐震診断、耐震改修を行います。



■防災コミュニティセンター



■地域の防災活動（消防団）

施策2 消防・救急体制の充実

■現状と課題

- 地震などの大規模災害への不安が増加するなか、市民の生命・財産を守るため、迅速かつ的確に対応できる消防・救急体制の充実が求められています。
- 高齢化の進展などに伴い救急出動が増加しているなか、救急サービスの適切な利用や、地域ぐるみで救命意識を高める取組が求められています。
- 今後の高齢化の進展を背景として、平成23年度に戸建てを含むすべての住宅を対象に義務化された住宅用火災警報器の設置によって、住宅火災等による死傷者数の減少が求められています。

■施策のめざす姿

- 消防署と消防団が連携を強化するとともに、周辺自治体との消防広域化による消防力の強化を含めた相互協力体制を充実することにより、市民の生命・身体・財産の安全が守られています。
- 救急体制が充実し、救急サービスの適切な利用により、市民が安心して暮らしています。
- 住宅用火災警報器を設置し、就寝中の火災の早期発見により、被害が減少し、市民が安心して暮らしています。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
救急救命士有資格者率	%	30.7	40	全署員に占める、厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示のもと救急救命処置を行うことができる者の割合
軽症傷病者救急出動要請率	%	63	50	救急出動要請のあった全傷病者に占める軽症傷病者（傷病の程度が入院を必要としない者）の割合
消防訓練参加人数	人	11,312	12,000	自主防災組織や学校、会社などの自衛消防組織による訓練参加者数

住宅用火災警報器の設置率	%	67	80	標本調査による家屋の設置数
火災発生件数	件	7	↘	市域の建物、林野、車両、船舶などから発生した火災の合計件数

■市役所の役割

- 消防団や周辺自治体と連携し、大規模災害時の消防・救急体制を充実します。
- 住宅用火災警報器の設置の促進を図ります。
- 救急車の適正な利用方法や火の取扱いなどについて広報誌や防災訓練などを通じて、さらに市民に理解を求め、防火意識を高揚させることにより、救急件数や火災発生件数の減少をめざします。
- 多様化する救急救助活動に備え、専門的知識や技術を向上させるために研修などを行い、消防職員の資質の向上に努めます。

■市民などの役割

- 火災予防意識を向上させるとともに、住宅用火災警報器の設置および自主的な防災活動に取り組みます。
- 救急車を必要とする人が、すぐに利用できるように救急車を適正に利用します。
- 救命率の向上のため、救急車の適正利用および心肺停止患者に対するAEDの使用など、必要な応急処置が行えるように積極的に講習会を受講します。



■消防出初式

施策3 危険や不安のない市民生活の充実

■現状と課題

- 交通事故件数は減少傾向にある一方、高齢化の進展に伴い高齢者の交通事故件数は増加しています。高齢者や幼児に対しては、安全に道路を通行するために必要な技能や交通ルール等の知識を習得することを目的とした講習会を実施し、交通安全教育の推進を行っていきます。
- 本市における人口1,000人当たりの犯罪発生率は減少しており、大阪府内市町村のなかでも低くなっていますが、高齢者や子どもが巻き込まれる犯罪の増加や複雑化に対応するため、市民の防犯意識を高める取組をはじめ、地域ぐるみの防犯体制の構築や関係機関と連携強化が求められています。
- 自転車保険の加入義務化や65歳以上高齢者のヘルメット着用の努力義務が明記された大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の周知とともに、市民の更なる交通安全意識を高める取組が求められています。
- 悪質商法やさまざまな詐欺による被害、また情報化社会の進展により、インターネットによるトラブルや過剰消費からの多重債務などが生じており、市民の一人ひとりが消費者として自立した消費生活を営むことが求められています。

■施策のめざす姿

- 交通ルールを守り、思いやりと譲り合いの気持ちをより深めることによって、市民は、交通事故にあうことなく暮らしています。
- 地域における防犯活動に取り組む団体や自治会が協働することで、市民は安心して地域生活を過ごしています。また、自治会は市の補助金を活用し、防犯カメラの整備に取り組んでいます。
- 市民が、消費トラブルにあわずに、安心した消費生活を営んでいます。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
交通事故発生件数	件	162	↓	
犯罪発生件数	件	10	↓	ひったくり発生件数 +空き巣発生件数
消費生活相談件数	件	110	150	

■市役所の役割

- 学校や地域などにおける交通安全および防犯に対する啓発活動や地域活動を推進します。
- 犯罪被害をなくすため、警察や防犯委員会と連携して防犯啓発活動を実施し、市民の防犯意識の向上に努めます。
- 駅前駐輪場内や駅周辺への防犯カメラ設置により、自転車やバイクの盗難および子どもや女性を狙った犯罪を防ぎます。
- 自治会が設置する防犯カメラに補助制度を実施し、地域における防犯力向上に努めます。
- 防犯灯を適正に配置し、維持管理することで夜間における路上犯罪の防止に努めます。
- 大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が制定され、「自転車安全利用5則」の周知とともに、市民の交通安全意識向上に努めます。
- 消費生活上のトラブルや疑問に対応するための相談窓口を充実させるとともに、各種啓発活動を通して市民が安心して消費生活を営むために必要な知識の普及に努めます。

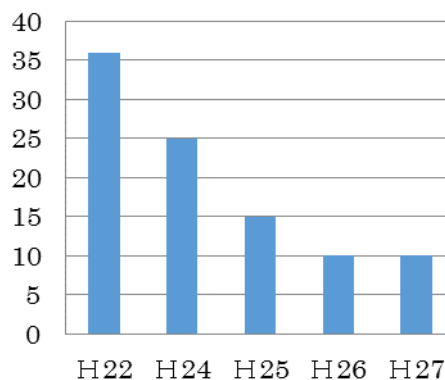


■春の全国交通安全運動パレード

■市民などの役割

- 交通ルールを守り、譲り合いの気持ちを持った行動をします。
- ひったくりや空き巣などにあわないように、自らの防犯意識を高め、犯罪にあわない行動をします。
- 防犯委員会を中心に地域に密着した自主防犯組織の活動により、安全で快適な明るい街づくりを進めます。
- 大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の自転車保険加入の義務化により、保険加入に努めます。また、65歳以上の高齢者については、ヘルメットの着用に努めます。
- 悪質商法や詐欺被害にあわないよう心がけ、契約行為については十分に内容を確認し、慎重に行います。

犯罪発生件数（件）



施策4 安全安心な水道水の供給

■現状と課題

- 震災などの非常時においても、水は必要不可欠であり、一定の給水機能を確保するため、水道施設の耐震化が求められています。
- 人口減少や節水機器・節水意識による使用水量の減少を鑑み、安全・安心な水道水を持続して供給できる経営を進めるため、効率的な水道施設整備や水道事業経営の合理化が求められています。
- 府域一水道を目指した取組として、水道事業の広域化を推進するための施策の検討が求められています。

■施策のめざす姿

- 安全な水道水が安定的に供給され、市民が安心して水道水を利用し、快適で衛生的に暮らしています。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
配水池などの耐震施設率(容量)	%	40.6	59.8	容積率[耐震化配水池等の容積÷全配水池等の容積(計21箇所)×100] 【参考：日本水道協会「水道事業ガイドライン」業務指標】
管路の耐震化率	%	11.8	20.1	水道管(耐震管)総延長÷水道管総延長

■市役所の役割

- 水道事業の経費節減や効率的な経営に努め、安定的な運営を継続します。
- 水道ビジョンの将来像を目指し、既存水道施設については、計画的に老朽管を更新するとともに、震災などに備え配水池などを耐震化します。
- 災害時に必要となる給水拠点の施設や機器などを整備します。
- 近隣市町と歩調を合わせ、大阪広域水道企業団との事業統合に向けた検討、協議を行います。

■市民などの役割

- 限りある水道水を大切に使います。

施策5 下水道事業の経営基盤強化

■現状と課題

- 豊かな自然と市民の快適な生活環境を守るために、公共下水道未整備区域の解消と人口普及率の向上を図りながら、老朽化した管きょ施設の適正な維持管理が求められています。
- 節水型設備の普及や人口減少等により事業収益が減少し、下水道施設の維持管理費が増加するなか、安定かつ持続したサービスを提供できるよう、経営基盤の強化が求められています。

■施策のめざす姿

- 市民が、公共下水道が整備され、生活排水が適正に処理された衛生的な環境で暮らしています。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
下水道人口普及率	%	49.6	53.3	処理区域内人口÷行政区域内人口×100
下水道接続率	%	89.2	90.0	水洗化人口÷処理区域内人口(告示済み)×100

■市役所の役割

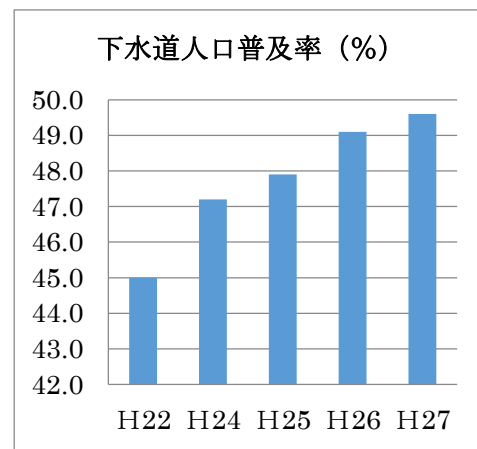
- 限られた財源のなか、計画的・継続的かつ効率的・効果的な下水道整備を行い、人口普及率の向上を図ります。
- 下水道経営基盤のさらなる強化に向け、整備区域における公共下水道への接続を促進するとともに、適正な施設の維持管理により、事業収益の確保と経費節減に努めます。
- 老朽化した管きょ施設の長寿命化を図り、下水道施設としての機能を保持し、安全性を確保します。
- 地方公営企業法を適用することにより、財務状況の明確化、透明化を図ります。

■市民などの役割

- 公共下水道が整備された区域では、くみ取トイレや浄化槽を改造し、速やかに下水道へ接続します。



■阪南市デザインのマンホール



施策6 資源循環型社会の形成

■現状と課題

- 循環型社会の実現に向けて、廃棄物の減量化や再資源化を進めていますが、より一層3R^(*)の推進や不法投棄・不適正排出などがないよう、市民の意識を変える啓発活動や市民の取組を促進することが求められています。
- 泉南市と共同で設置している泉南清掃事務組合については、適切な費用負担や広域行政のメリットを活かした事業運営が求められています。

■施策のめざす姿

- 市民、事業所および市役所が、それぞれ適正に廃棄物を処理し、不法投棄されない・させない環境づくりを進め、環境負荷の少ない循環型社会で活動しています。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
一般ごみ収集量	t	10,856	10,098	可燃ごみ+粗大ごみ+資源ごみ
一般ごみ収集量の削減率 (平成27年比)	%	▲1.2	▲7.0	(当該年度実績-27年度実績)÷27年度実績×100
リサイクル率	%	19.8	25.9	資源ごみ÷一般ごみ収集量×100

■市役所の役割

- 市民に対し、ごみの排出者としての責任の認識と分別に対する意識を高め、3Rの推進や適正処理に関する情報、ごみの再資源化に関する助成制度について、より一層の周知や普及啓発を進めるとともに、ごみの適正な収集を行います。
- 各店舗や事業所に対し、排出者責任に基づく適正処理、ごみの排出抑制と分別収集、地域や行政が取り組む活動への協力を求めます。

■市民などの役割

- 収集日程に合わせて適正にごみを指定時間までに排出し、地域のごみ収集場を清潔に保持することで、不適正排出の無いよう組織的に取り組みます。
- 廃棄物の排出抑制や循環的利用を図るため3Rを推進します。
- 店舗・事業所の責任を認識し、分別に努めるとともに、地域や行政が取り組む活動に積極的に協力します。



■阪南市ごみの分別・出し方マニュアル

(*) 3R：廃棄物の発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）の3つのR（アール）を総称したもの。

施策7 環境負荷の低減

■現状と課題

- 大気、水質、騒音などの日常生活における環境問題から地球温暖化をはじめとする地球規模での多岐にわたる環境問題が発生しています。
- 持続可能な社会の実現に向けた環境教育や、市民一人ひとりが環境負荷の少ない日常生活を営める環境づくりが求められています。
- 市役所では地球温暖化対策推進実行計画を策定し、温室効果ガスの排出量削減に成果を上げていますが、多様化する環境問題について、市民の関心が高まっており、市役所はさらなる環境負荷の少ない活動を行うよう求められています。

■施策のめざす姿

- 市民、事業所、市役所のそれぞれが、地球環境の保全を視野に入れて、環境への負荷の少ない活動を地域社会で実践しています。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
市役所の事務事業による 温室効果ガス排出量	t	4,198	↘	第4次地球温暖化対策実行計画より
環境基準 ^(*) 達成率	%	90	100	道路交通騒音の測定地点における基準値達成箇所割合

■市役所の役割

- 学校での環境教育や広報誌などにより、環境問題について広く周知するとともに、地域、事業者における環境への負荷低減の取組を推進します。
- 事業者が公害を未然に防止するため、法令に基づいた指導を行います。
- 市役所は地域における最大の消費者として率先して省エネや環境にやさしい物品購入などに取り組みます。
- 再生可能エネルギーの活用促進に努めます。
- 公用車の買い換えやリースの際にエコカーを検討するとともに、市民のエコカーの普及促進に努めます。

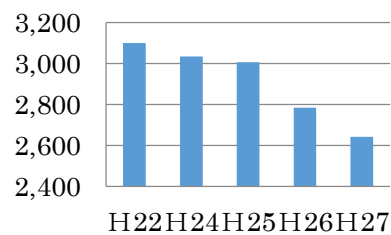
■市民などの役割

- 環境問題に対する意識を向上させ、日常生活において省エネや環境に配慮した物品の購入、自家用車をハイブリッド車に買い替えおよび太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用など環境にやさしい行動をします。
- 事業活動において、公害法令の遵守および環境への負荷を低減させる行動をします。



■電気自動車用急速充電ステーション
(阪南市役所駐車場)

市役所の事務事業による
温室効果ガス排出量
(t)



(*)環境基準：環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標として環境基本法に規定されており、大気、水質、騒音などについてその基準が設けられています。

施策8 環境衛生の向上

■現状と課題

- 生活排水処理率^(*)は大阪府内市町村のなかでも低い値になっていることから、公共下水道の整備促進と併せて、公共下水道認可区域外におけるくみ取りトイレや単独処理浄化槽を設置している住宅などからの生活排水対策を進めることが求められています。
- 犬の糞や空き地の管理不全など、地域内で環境衛生上の支障をきたさないよう、犬の飼い主や土地の管理者は自らの責任により適正に対処することが求められています。
- 高齢化が進行するなか、今後、火葬件数は増加すると予測していることから、火葬場の老朽化への対応など施設整備が求められています。
- 空家等を適切に管理するのは第一義的には所有者等の責務ですが、管理不全となっている空家等が地域において環境衛生、景観等の問題となり、管理不全の空家等に対しては行政の関与が求められています。

■施策のめざす姿

- 市民、事業所、市役所は、環境衛生のさらなる向上に向け、それぞれの役割を担うことで、生活排水による環境への負荷が低減されるなど、快適な環境で活動しています。
- 市民が、快適な施設環境のもと、火葬場を利用しています。
- 空家等の所有者に対し、適正な維持管理、除却、有効利用等を促進します。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
生活排水処理率 ^(*)	%	60.8	↗	(下水道人口+合併処理浄化槽人口)÷総人口×100
特定空家等の勧告件数	件	—	↘	H29年度以降取組予定

■市役所の役割

- 公共下水道認可区域外となっているくみ取りトイレまたは単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に切り替えるよう推進します。
- し尿および浄化槽汚泥を適正に処理します。
- 空き地の適正な管理に向けた啓発や指導を行います。
- 飼い犬の散歩時における糞の放置や犬のしつけ、狂犬病の予防接種など、飼い主のマナー向上を啓発します。
- 空家等の所有者が適切な維持管理に努めるよう助言・指導等を行い、また、管理不全の空家等が発生しないよう対策について支援を行います。
- 泉南市と広域連携で新たな火葬場の整備・運営を行います。

■市民などの役割

- くみ取りトイレまたは単独処理浄化槽を使用している住宅などについて、早期に公共下水道への接続または合併処理浄化槽を設置し、かつ適切に維持管理します。
- 地域内にある空き地(空き家がある空き地を含む)の適正な管理に向けた地域コミュニティを構築します。
- 飼い犬の散歩時における糞の放置や犬のしつけ、狂犬病の予防接種など、飼い主のマナーを向上します。
- 空家等の所有者等は、適正な管理を行い、良好な地域環境の形成に努める。管理不全の空家等の所有者等は、早期に解決を図ります。また、空き家を地域の有効な資源として、地域活動の拠点などとして活用します。



■泉南阪南共立火葬場完成イメージ

(*)生活排水処理率：し尿および生活雑排水(台所、風呂など)を処理している人口の割合。

第4章 生涯にわたり学び、地域に還元できるまち

(教育・生涯学習分野)

■分野のめざす姿

- 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの“学び”や“育ち”を支援するとともに、幼児・児童・生徒が、健やかで安全な学校園環境のもと、質の高い充実した教育・保育を受けています。
- 市民がスポーツに親しみ、教養を高め、その経験を地域で活かすなど、健康な生活を送っています。
- 市民が互いの人権を尊重し、一人ひとりが尊厳を持って、いきいきと生活しています。

■施策体系



施策1 幼児教育・保育の充実

■現状と課題

- 子育てがしやすい環境をめざし、3歳児保育や預かり保育などに取り組んでいますが、少子化が進むなか、幼稚園の適正配置や保護者のニーズに応える幼児教育・保育が求められています。
- 国の幼稚園と保育所の包括的・一体的な制度の構築を見据えながら、幼稚園と保育所が連携し、より安心して幼児が学び育つことのできる環境づくりが求められています。
- 子育て問題の多様化やよりきめ細かな教育支援の観点から、関係諸機関との連携や保護者のニーズに合わせた教育相談活動の充実が求められています。
- 施設の老朽化が進んでおり、安全安心で快適な教育環境の整備が求められています。

■施策のめざす姿

- 良好な教育環境により、幼児が、安全安心で快適な教育・保育を受けることができる幼稚園・保育施設となっています。
- 園児一人一人が自尊感情を高め、知・体・徳(*)を豊かに育む教育を受けています。
- 市民が教育・保育に関心を持つとともに、幼稚園・保育施設・家庭・地域が連携し、幼児の学びや育ちを支援しています。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
3～5歳児の就園率	%	96.4	↗	3～5歳児の1.2号認定者および私立幼稚園就園者数÷阪南市3～5歳児数×100
カウンセラーへの相談による悩み等の解消件数	件	20	↗	
研修参加者アンケート満足度	%	100	100	

■市役所の役割

- 幼児の教育・保育に携わる教員の資質向上を図りながら、幼稚園・保育施設・家庭・地域の教育力向上のための取組を推進します。
- 取組の積極的な情報発信、家庭や地域の意見を生かした幼稚園・保育施設の運営、地域人材の効果的な活用など、幼稚園・保育施設・家庭・地域が連携した幼稚園・保育施設づくりを推進します。
- 社会情勢の変化により、多様化する幼児やその保護者の心のケアを行うため、現在実施しているカウンセラー配置をはじめ、相談機能の充実に努めます。
- 地震・津波の被害から子どもたちを守るとともに、保護者ニーズに総合的に対応できる教育・保育・子育て支援サービスを展開するため、安全安心な幼稚園・保育施設等を整備します。

■市民などの役割

- 乳幼児期における家庭の重要性と役割をしっかりと理解し、幼稚園・保育施設・地域との連携を深めながら、充実した家庭教育に取り組みます。
- 「阪南市の子どもたちは阪南市全体で育てる」という視点に立ち、教育・保育環境の充実に向け、理解し、協力します。
- 多様化する子育て問題などに対して、相談窓口を利用します。

(*)知・体・徳：文部科学省が全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるように定める学習指導要領の中に、学習変化の激しいこれからの社会を生きるために必要とされる、「確かな学力」「健康・体力」「豊かな人間性」を表した教育理念。

施策2 学校教育の充実

■現状と課題

- 学校におけるいじめや不登校、児童生徒の学習状況、家庭や地域の教育力など、さまざまな課題があるなか、確かな学力の向上や豊かな心の育成が求められています。
- 児童生徒の社会規範を育み、基礎学力や体力を育成するため、学校・家庭・地域が一体となり、一人一人の個性と能力に応じた学校教育や地域教育が求められています。
- 安全な教育環境を整備するとともに、少子化の進展を踏まえ、学校の適正規模化が求められています。

■施策のめざす姿

- 良好な教育環境により、児童生徒が、健やかで安全安心な生活を送ることができる学校となっています。
- 児童生徒一人一人が自尊感情を高め、知・体・徳を豊かに育む教育を受けています。
- 学校・家庭・地域が協働し、「教育コミュニティ」を充実させることで、児童生徒の学びや育ちを支援しています。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
全国学力調査平均正答率における全国との差	ポイント	-1.3	0	全国学力・学習状況調査(学力調査)より
読書が好きと思う児童生徒の割合	ポイント	-6.4	0	全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙)より
自分には、良いところがあると思う児童生徒の割合	ポイント	-1.7	0	全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙)より
全国体力・運動能力調査の体力合計平均値における全国との差	ポイント	-2.5	0	全国体力・運動能力、運動習慣等調査より
5中学校区地域教育協議会 学校支援ボランティア人数	人	1,700	2,000	

■市役所の役割

- 確かな学力を培う教育活動の推進を図り、一人一人の生きる力を育成するとともに、実践的な態度を養う人権教育の推進と、すべての児童生徒の自立をめざし、校種間連携を含めた支援教育の充実を図ります。
- 小中学校の整理統合も含め、将来の子どもたちの教育環境を考慮した施設を整備します。
- 児童生徒一人一人の豊かな人間性を育成するとともに、教員自らが子どもたちの心情や環境を深く理解するよう努めます。
- 児童生徒の教育に携わる教員の資質向上を図るとともに、学校の取組の情報発信、家庭や地域の意見を積極的に生かした学校の運営、地域人材の効果的な学校教育への活用など、学校・家庭・地域が協働して一体となった学校づくりを推進します。
- いじめや不登校など、多様化する教育課題や社会の急激な変化の中で、児童生徒やその保護者の心のケアを行うため、現在実施しているカウンセラー配置や適応指導教室に加え、相談機能の充実に努めます。
- 児童虐待の早期発見に努めるとともに、関係諸機関と連携して早期対応します。
- 安全教育・安全指導を柱として、児童生徒の安全確保を最優先した危機管理に努めます。

■市民などの役割

- 社会情勢や児童生徒を取り巻く環境の変化が著しいなか、家庭の重要性と役割をしっかりと理解し、学校・地域との連携を深めながら、充実した家庭教育に取り組めます。
- 「阪南市の子どもたちは阪南市全体で育てる」という視点に立ち、学校や市役所とともに、教育環境の充実に向け、理解・協力します。
- 多様化する子育ての諸問題をはじめ、児童生徒や保護者の心のケアなどに対して、相談窓口を利用します。
- 家庭・地域が学校と協働し、地域教育協議会等の活動を通して、子どもたちの安全を見守ります。

施策3 生涯学習の推進

■現状と課題

- 子どもから高齢者までのすべての市民が生涯を通じて、いつでも・どこでも・だれでも・なんでも学習できる環境づくりが求められています。
- 文化センターや図書館、公民館等の施設の老朽化が進んでいる中、市民が安全・安心に利用できるよう適正な維持管理をしながら広く活用することが求められています。
- 市民が豊かな生活を営むための知識や行動を学ぶだけでなく、その成果を社会や地域で活かすことのできるしくみが求められています。
- 青少年指導員が中心となり、地域での青少年健全育成活動を実施しており、地域・学校・警察と連携した健全育成や非行防止のための相談体制の充実が求められています。

■施策のめざす姿

- 市民は、生涯学習を通じて心豊かに、生きがいのある生活をしています。
- 市民は、公民館活動や図書館利用などにおいて、社会における人と人との交流や団体活動の必要性、読書をはじめとする生涯における学びの重要性を理解し、健康に過ごしています。
- 市民が豊かな生活を営むための知識や行動を学ぶだけでなく、その成果を社会や地域で活かしています。
- 青少年が地域全体の支援を受けながら、健全に育っています。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
文化センター年間利用者数	人	82,405	85,000	大ホール・小ホール等
公民館クラブ参加者数	人	42,398	43,000	尾崎・東鳥取・西鳥取公民館のクラブ参加者合計
公民館講座参加者数	人	9,239	10,500	尾崎・東鳥取・西鳥取公民館の講座参加者合計
図書館利用登録率	%	54.1	55.0	利用登録者数÷人口

図書館の住民一人当たりの年間貸出冊数	冊	8.09	7.60	貸出冊数÷住民基本台帳人口
青少年指導員充足率	‰ (パーミル)	8.68	10.00	青少年指導員数÷青少年数(7～18歳)(青少年千人当たりの指導員数)

■市役所の役割

- 阪南市生涯学習推進計画に基づき、学習機会の拡充や学習情報の提供、生涯学習関連施設の整備など市民の学習を支援する体制を整え、学習の成果を活かせるよう努めます。
- 文化・芸術の振興について、指定管理者や文化活動を行うグループと連携を図りながら、市民参加型の文化の発信に努めます。
- 青少年の健全育成について、青少年指導員と関係団体、地域・学校・警察と連携を図りながら、健全育成や非行防止のための相談体制を充実します。
- 図書館は、市民のニーズや社会情勢を踏まえた資料の収集・保存に加えて、市民の読書意欲を高める企画・行事を行い、読書環境を整えるとともに、市民と協働してより良い図書館運営に努めます。
- 公民館は、地域活動の拠点として、「つどう」「まなぶ」「むすぶ」を基本とした地域とのつながりの場所として、市民ニーズを把握し、多くの人が集えるよう講座やイベントを実施します。

■市民などの役割

- 気軽に生涯学習を楽しみ、またその楽しみを他の人にも伝えます。
- 文化協会をはじめ、さまざまな文化活動団体が互いに連携しながら活動することで、多くの市民の文化意識の啓発・向上につなげていきます。
- 青少年が安心して暮らせるまちになるように、地域や社会教育関係団体と連携します。
- より使いやすい図書館にするため、また、子どもの読書活動を推進するため、子ども文庫や図書館ボランティアとして、積極的にサポート、参画をします。
- 公民館とカルチャーセンターとの違いを理解し、地域活動のより一層の発展を図るため、いつでも自由にクラブ活動などを行える場所として、講座やイベントにも積極的に参加します。

施策4 歴史・文化の保存と継承

■現状と課題

- 有形・無形の文化財を保護・保存・継承し、重要な文化財については関係者との協議を踏まえ指定・登録に努めることが求められています。
- 阪南市の歴史・文化の情報を発信するとともに、歴史資料展示室の管理運営、学校や各種団体への所蔵品の貸出、文化財に関する出前講座の実施などにより、誰もが地域の歴史・文化を学習できる機会の充実が求められています。
- 文化財調査によって地域の歴史に関わる資料が年々増加しており、保管の分散化などの問題があり、文化財の適切な保存が求められています。
- 市外ではその重要性を認められている向出遺跡の文化財について、市内での認知度が低く、歴史・文化を継承することの重要性が認識されていないため、その啓発が必要とされています。

■施策のめざす姿

- 市民が、歴史と文化の大切さ、文化財や伝統芸能などの保護・保存・継承の取組を理解し、地域に誇りを持って暮らしています。

■成果指標

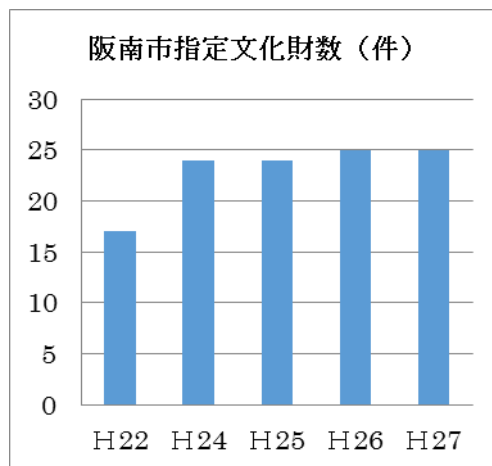
指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
阪南市指定文化財数	件	25	30	指定文化財累積数
文化財啓発事業参加者数	人	2,029	2,200	歴史資料展示室、文化財展、歴史講座、出前講座への見学および参加者数
有形民俗文化財寄贈件数	件	27	30	寄贈した団体または個人の数

■市役所の役割

- 遺跡を含む各種文化財調査を行い、向出遺跡をはじめ、重要なものを指定文化財に指定し、保護・保存するための体制を整備します。
- 市内に残る有形・無形の文化財を調査・収集・保存し、特に重要なものは指定・登録します。
- 文化財を学校教育や世代間交流に積極的に活用するとともに、地域の歴史・文化の大切さを市民に啓発します。
- 阪南市の歴史・文化を市民や全国に向けてわかりやすく情報発信し、郷土の歴史・文化にふれる環境づくりを行います。
- 熊野（紀州）街道や浜（孝子越）街道などの歴史的な町並みの保全活動を促進します。

■市民などの役割

- 「地域の歴史・文化は地域住民が守る」という基本的な概念のもと、歴史・文化を保護・保存・継承します。
- 地域の歴史・文化を学ぶことで、その大切さを感じます。
- ボランティアガイドをするなど、歴史・文化の継承に取り組むことで、地域の歴史・文化を伝え広げます。
- 歴史的な街道や歴史的な町並みなどの保全活動に取り組みます。



■自然居士のいちょう ■波太神社



■歴史資料展示室

施策5 国際化の推進

■現状と課題

- 関西国際空港を利用して訪日する外国人が飛躍的に増大しており、インバウンドを活用した交流人口の増加が期待できますが、そのための情報発信や通信手段・案内板などの環境整備が求められています。
- 人と人とのふれ合いをテーマに、市民が主体的に国際交流活動を行っており、市内での多文化交流が求められています。
- 外国人が暮らしやすい、また海外等から訪れやすいまちにするためには、広報誌や案内板等の多言語化等や通訳・翻訳ボランティアの登録・活用等が求められています。

■施策のめざす姿

- 市民が、多文化共生や国際化理解を深め、親しみを持って交流することで、外国人が不便なく暮らしています。
- 外国からの観光客が自ら本市を訪れ交流人口が増加しています。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
市が発行する文書等の多言語化の件数	件	8	↑	国際化推進関係調査より
国際交流委託事業参加者数	人	178	200	日本語発表会、INTECまつり

■市役所の役割

- 外国人が快適に暮らせるよう、市民と交流する場の拡大と充実に努めます。
- 外国人が自ら阪南市を訪れるように SNS などでの情報発信や案内板等の多言語対応等に取り組みます。
- 世界に開かれた地域社会づくりを推進することによって、地域産業・経済の振興はもとより、文化・芸術の振興を図ります。

■市民などの役割

- 多文化共生、国際化に対する理解をより深め、市内や周辺地域に在住の外国人の方との交流や、海外の団体とのネットワークづくりなど、積極的に交流活動を続けます。
- 各事業所（店舗・飲食店）の看板やメニューの多言語対応に努めます。
- 来訪された外国人の方にホスピタリティの高い対応をします。



■日本語発表会

施策6 生涯スポーツの振興

■現状と課題

- 「だれもが、いつでも、どこでも気軽に参加できる」生涯スポーツを振興するための拠点である社会体育施設において、柔軟な発想のもと、さらなるサービスの向上が求められています。
- 健康長寿社会を実現するために、健康づくりに無関心な方へ運動を行うきっかけ、あるいは運動を続ける動機づけになる取組が求められています。
- スポーツ指導者が不足しがちであるため、生涯スポーツ認定登録指導者を養成し、活用することが求められています。
- 施設の老朽化が進んでいる中、安全・安心して使用できるよう適正な維持管理をしながら広く活用することが求められています。

■施策のめざす姿

- 市民が生涯スポーツを楽しみ、健康で幸せに生活をしています。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
体育施設利用人数	人	155,553	160,000	体育館(団体・個人・トレーニング)・中央運動広場・桑畑グラウンド・桑畑テニスコート・市立テニスコート・市営プール(一般開放)
総合体育館利用率	%	87	90	大体育室・小体育室の団体利用率
スポーツ大会等参加者数	人	2,927	3,300	阪南市総合体育大会・健康マラソン大会・みんなのスポーツ祭

生涯スポーツ認定登録指導者数	人	230	300	基準日（3月末日）
生涯スポーツ認定登録指導者資質向上研修会参加者数	人	596	650	生涯スポーツ指導者資質向上のための研修会・講習会

■市役所の役割

- 市民がより身近にスポーツを楽しめるよう、関係機関・団体と連携をとりながら、スポーツ教室や各種大会の充実、ニュースポーツの促進などに取り組みます。
- スポーツ情報の提供を行い、イベントや教室を開催することによりスポーツの普及・啓発を推進します。
- 生涯スポーツ認定登録指導者の資質向上を図るなど、人材育成に努めるとともに、活動機会の充実に努めます。
- スポーツ施設への市民団体と専門事業者による指定管理者制度の導入により多様なスポーツ教室の実施など市民サービスの向上を図ります。

■市民などの役割

- スポーツを通して、コミュニケーションを広げるために、地域や社会教育関係団体との連携をします。
- ニュースポーツなどに積極的に取り組むことにより運動量を増やし、自らの健康増進を図ります。
- スポーツ活動などを通して、得た知識を地域社会で生かしていきます。
- 気軽に生涯スポーツを楽しみ、またその楽しみを他の人にも伝えていきます。



■総合体育館での各種教室・大会



■市健康マラソン大会

施策7 人権が尊重される社会の形成

■現状と課題

- 社会が複雑多様化するに伴い、インターネット上での人権侵害など新たな人権侵害が生じるなか、市民が互いの人権の尊さを理解するよう啓発し、また、あらゆる人権課題に対応するため、地域の各種団体などと連携し、啓発活動を充実することが求められています。
- 地域に根ざした気軽に利用できる人権相談窓口を開設していますが、様々な人権侵害を受けながら、意思表示ができない相談者の掘り起こしが求められています。

■施策のめざす姿

- 市民がさまざまな人権問題に対する理解を深めたいと、一人ひとりの違いを認め合い、互いの人権を尊重して、すべての人がいきいきと安心して暮らしています。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
市および市民団体との共催による人権啓発事業への参加者数	人	1,657	1,900	ヒューマンライツセミナー、人権を考える市民の集い等
人権相談事業における相談件数(延件数)	件	885	900	阪南市人権協会に委託の相談事業等
人権相談事業における解決割合	%	99.2	99.5	後期計画より大阪府総合相談事業の算出方法に準じて算出
研修による人権意識の向上につながる数値	%	89.6	91.5	人権啓発事業参加者アンケート

■市役所の役割

- 人権意識の確立と高揚のための啓発や教育を推進します。
- 人権侵害を受けた市民が人権相談を通じて、エンパワメント(*)を引き出し、自分自身の判断によって課題を解決することができるよう、支援を図ります。

■市民などの役割

- 一人ひとりの違いを認め合い、互いの人権を尊重する意識を高めます。
- 自らが意欲を持ち、人権啓発活動やイベントに積極的に参加し、人権意識の確立と高揚に努めます。



■人権啓発ポスター展

(*)エンパワメント：困難な課題に立ち向かうための自分の内にある力や可能性。

施策8 男女共同参画社会の形成

■現状と課題

- 男女共同参画社会の形成に向け、子育てしながら仕事ができる環境や、仕事と生活の調和(ワークライフバランス^(*1))、女性のキャリア形成支援、市民の意識を高める取組などが求められています。
- 配偶者などからの深刻な暴力被害の顕在化に伴い、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律に基づき、配偶者からの暴力を防止し、被害者を支援する取組が求められています。

■施策のめざす姿

- 男女が互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会に暮らしています。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
市民団体との協働による啓発事業への参加数	人	194	220	ハートフル講座等
審議会等における女性委員の比率	%	30.7	35.0	男女共同参画プラン ^(*2) (数値目標H38年度40~60%)より
阪南市の管理職に占める女性職員の割合	%	16.9	↑	特定事業主行動計画(数値目標H37年度30%)より
女性総合相談件数(延件数)	件	31	100	カウンセラー(臨床心理士)による相談 H28から月1日から週2日実施
女性総合相談事業における解決割合	%	100.0	100.0	相談者のアンケートより

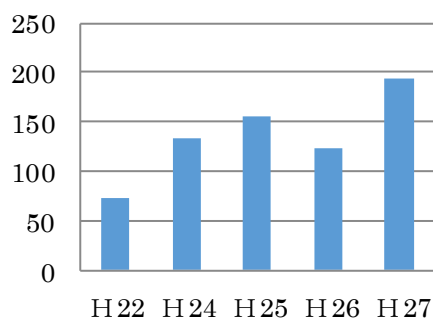
■市役所の役割

- 「男は仕事、女は家庭・子育て」といった固定的な性的役割分担などに対する市民意識の解消を図るため、効果的な啓発事業を展開します。
- 子育てしながら仕事ができる環境づくりや、仕事と生活の調和(ワークライフバランス)などについて啓発に努めます。
- ドメスティックバイオレンス(DV)^{(*)3}およびデートDV^{(*)4}防止のための啓発に努め、暴力被害者に対する支援体制の充実を図ります。
- 女性総合相談事業については、他機関などの相談事業と連携を図りながら、相談事業の充実に努めます。

■市民などの役割

- 男女平等に対する人権意識の確立と高揚に努めます。
- 男女が社会の対等な構成員であるという意識を持ちます。
- 事業者は、雇用機会の均等や男女差の是正など、女性の就労条件の向上に努めるなど、女性の自立と能力発揮の場を拡大します。

市民団体との協働による啓発事業への参加数(人)



(*)1 ワークライフバランス：ワーク(仕事)とライフ(仕事以外の生活)を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすいしくみをつくること。

(*)2 阪南市男女共同参画プラン：性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざすための計画。その施策ごとに計画の推進について達成状況を管理している。

(*)3 ドメスティックバイオレンス(DV)：通常、夫婦や恋人など親密な間柄で生じる身体的・性的・精神的な暴力をはじめとする暴力行為。

(*)4 デートDV：交際中のカップル間に起こるDVのこと。

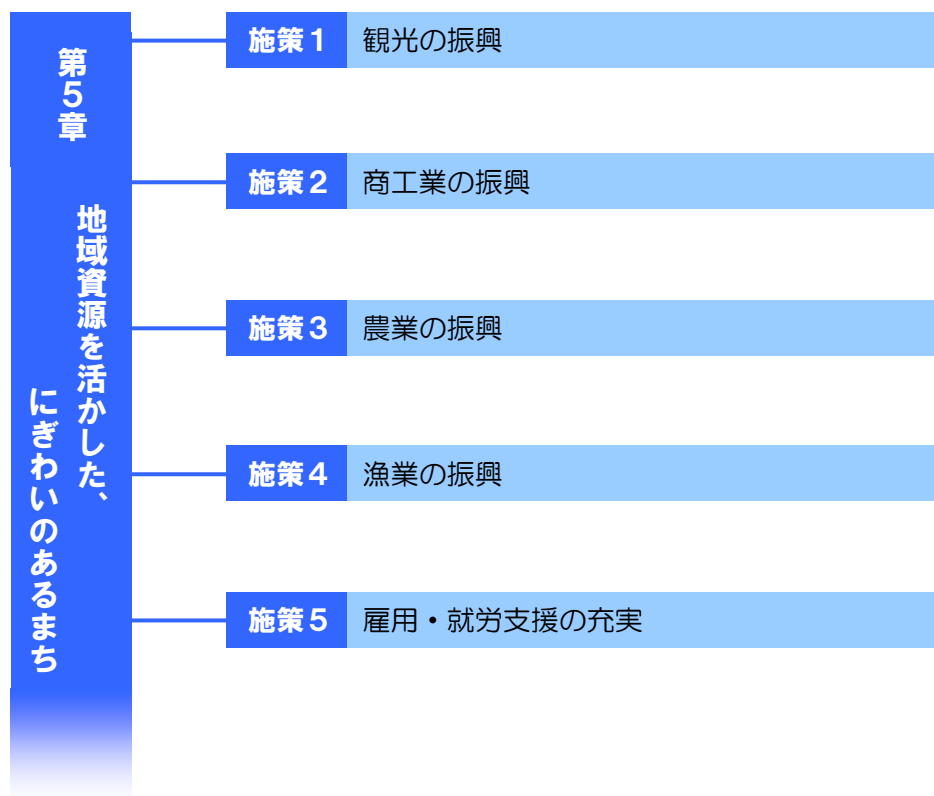
第5章 地域資源を活かした、にぎわいのあるまち

(産業分野)

■分野のめざす姿

- 商工業や農業、漁業などの地域産業が活性化し、担い手が増加しています。
- 地場産業や自然環境をはじめとする地域資源の魅力を活かした観光産業が振興し、多くの来訪者が訪れるとともに、地域経済が安定し、市民が誇りと愛着を持つにぎわいのあるまちを形成しています。
- 地場産業の活性化や新たな産業の誘致により、良質な地場産品が流通するとともに、雇用が十分に確保され、市民が将来にわたって安定した暮らしを送っています。

■施策体系



施策1 観光の振興

■現状と課題

- 海や山などの自然をはじめ、歴史文化、食の特産物などの観光資源があり、四季折々の行事・イベントなどが存在しますが、産業と結びついていないのが現状です。地域の活性化や雇用の創出の一方策として、これら観光資源を活かした観光振興が求められています。
- 本市の観光資源に加え、泉州地域のさまざまな観光資源と結びつけ、一体的な観光振興が求められています。

■施策のめざす姿

- 市民が、観光資源を通じて本市の良さを理解し、自ら本市の新たな魅力を発見するなど郷土愛を持って生活しています。
- 市民が、来訪者に対して「おもてなしの心」を持つことにより、来訪者がまた訪れたいと思うまち、観光としての魅力を持つまちを形成しています。
- 交流人口の増加により、地域経済が活性化し、賑わいのあるまちを形成しています。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
せんなん里海公園来場者数	人	230,000	240,000	
わんぱく王国利用者数	人	124,900	140,000	

■市役所の役割

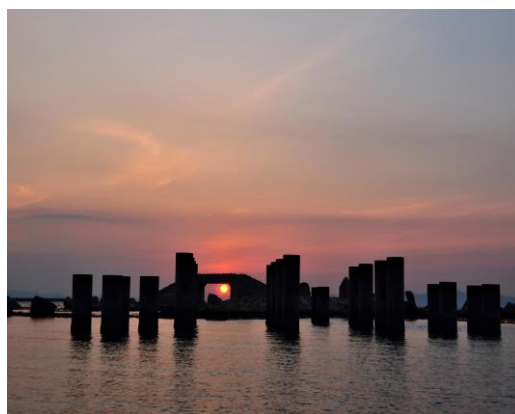
- 阪南はなやか観光協会をはじめ関係機関と観光の情報共有を図り連携することで、拠点整備の検討などを含む来訪者の受入環境の整備を行うことにより、交流人口の増加を図ります。
- 「観光振興戦略ビジョン」に基づき、交流人口の増大が見込まれる各種観光事業についてPRに努めるとともに、参加者の意見などを踏まえ改善することで、さらなる集客が図れるよう取組を推進します。
- 関係機関等の連携により、せんなん里海公園や山中溪ハイキングコースなどを活用した日帰りをはじめとしたエコツアーリズムや産業観光の商品化及び体験観光の促進を図ります。
- 観光資源を面的に捉えた効果的な情報発信に努めます。
- 周辺自治体と連携した観光事業に積極的に参画し、本市の観光資源を内外へPRするとともに、各種情報媒体を活用した情報発信に努めます。

■市民などの役割

- 市民が身近に感じる風景が観光資源になることに着目し、その可能性について情報共有します。
- 観光イベントへ積極的に参加するなどにより、新たなまちの魅力を再発見するとともに内外に情報発信します。
- 周辺自治体と連携した観光事業に関心をもち、本市の観光資源の魅力を周辺自治体の市民と連携して内外に情報発信します。
- 来訪者の受入環境の整備に積極的に協力します。



■わんぱく王国



■せんなん里海公園（夕陽百選）

施策2 商工業の振興

■現状と課題

- 人口減少、少子高齢化の進展や近隣自治体の大型商業施設等の影響により、本市の商工業は活気を失いつつあり、市民の生活や雇用が地域で支えられるよう、地場産業をはじめとした商工業の振興が求められています。
- 大阪府と連携して阪南スカイタウンへの企業誘致を推進するとともに、りんくう都市圏の立地を活かした産業育成や若者にとって魅力がある産業の育成が求められています。

■施策のめざす姿

- 市内企業が、独自性を持った魅力ある商品を生産し、企業活動を展開しています。
- 市内企業が市場に受け入れられる商品を生産し、地域雇用の受け皿として企業活動を展開しています。
- 市民が、積極的に地場産品を生活に取り入れています。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
阪南スカイタウン業務系 施設用分譲・貸付状況	%	87	100	分譲・貸付契約面積÷業 務系施設用地全体面積× 100
製造品出荷額	億円	260	↗	
小売業年間商品販売額	億円	261	↗	

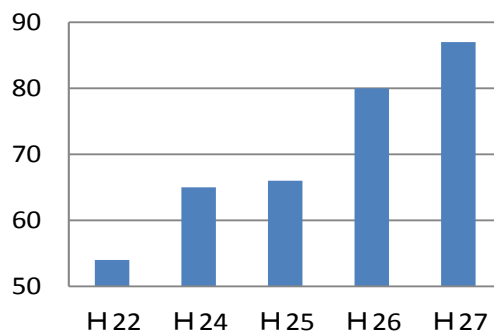
■市役所の役割

- 物流基盤として、大阪市内、和歌山市内、関西国際空港からのアクセスの利便性や、地域間を結ぶ幹線道路網を活かした企業誘致により、新たな事業展開が生まれるような取組、産業の創出を推進します。
- 商工会や地元金融機関等の各支援機関のネットワーク形成を推進します。
- 起業・創業に関する情報の発信や支援機関へのワンストップ窓口の設置を行います。
- 商工会と連携し、地場産業の振興として「阪南ブランド十四匠」の取組における、販路開拓や新たな地場製品の創出などについて支援します。
- 地域の人材発掘や生きがい、働きがいのある事業を創出するため、関係機関などと連携しながらコミュニティビジネスの取組について支援します。

■市民などの役割

- 企業の社会的責任(CSR)を踏まえた事業活動を展開します。
- 「阪南ブランド十四匠」をはじめとする市内企業や商店の重要性および必要性を理解し、市内での消費を推進します。
- コミュニティビジネスに取り組み、またボランティアなどに参加することで、新たな生きがいを生み出し、多様化する市民ニーズに対応した地域の活性化に寄与します。

阪南スカイタウン業務系施設用
分譲・貸付状況(%)



施策3 農業の振興

■現状と課題

- 近年、食品の安全性や表示への不信などに対する不安が広がり、生産や流通のしくみなど、安全安心な食生活の確保が求められています。
- 古くから米や玉ねぎ、水ナスなどの農業が営まれています。近年農業従事者の高齢化や後継者の不足により、厳しい経営状況が続いています。国の戸別所得補償制度や平成26年の農地法改正を踏まえ、遊休農地解消の取組や後継者および新規就農者の育成、直売所の販売促進、販路の拡大やブランド化といった農業従事者の生活の安定化が求められています。

■施策のめざす姿

- 阪南ブランドの農産物および加工品(地場産品)が消費者に定着し、農業生産者の担い手が増加するとともに遊休農地が減少し、農業経営が安定しています。

■成果指標

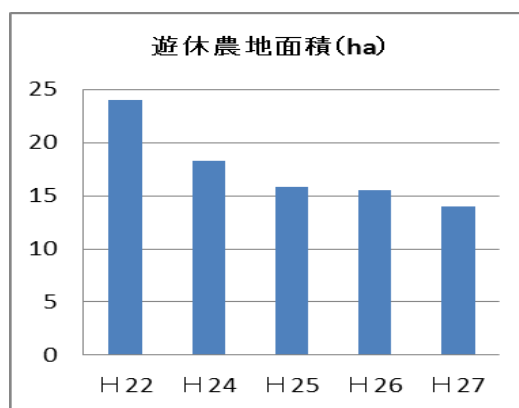
指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
遊休農地面積	ha	14	12	
販売農家数	人	13	17	戸別所得補償モデル対策交付対象者
大阪版認定農業者制度 ^(*) による認定農業者数	人	36	45	府内へ年間50万円以上の出荷・販売などの額をめざす農業者
新規就農者数	人	2	5	就農予定時の年齢が45歳未満で農業経営者となることについて強い意欲を有する者

■市役所の役割

- 農業者による地域農業の農業活性化協議会などの組織づくりを支援します。
- 農業活性化協議会などを支援することにより、営農環境を改善し、遊休農地の解消を図り、農地の利用促進や良好な農空間を保全します。
- 農業特産品(水ナス、キャベツ)のブランド化を推進し、直売所などの設置支援により、収益性の高い農業の振興を図ります。
- 「人・農地プラン」^(*2)に基づき、担い手支援、育成を推進し、農地の集積を進めます。
- 平成26年の農地法改正により、導入された農地台帳システムにより、広く農業従事者に農地情報を提供します。

■市民などの役割

- 農業活性化協議会などの組織化を推進し、合理的な生産や担い手への農地集積を図ります。
- 新鮮で安全安心な農産物の生産・供給およびその販路拡大を図るとともに、地産地消を推進します。
- 地域の野菜などの農業特産品を積極的に消費します。



■稲刈り体験



■田園風景

(*1) 大阪版認定農業者制度:大阪府の「都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例(平成20年4月施行)」に基づき、国の認定農業者や自ら生産した農畜産物などを府内へ一定規模出荷・販売する農業者などを育成・支援する制度。

(*2) 「人・農地プラン」:持続可能な力強い農業を実現するために基本となる人と農地の問題を一体的に解決していくための「未来の設計図」

施策4 漁業の振興

■現状と課題

- 漁獲量の減少や燃油価格の高騰、さらには漁業従事者の高齢化が進むなか、水産物の生産・販路拡大とともに、市民の地域で獲れる水産物の消費拡大(地産地消)を促し、漁業従事者の経営安定化や後継者の育成、地元で獲れる魚のPRなどが求められています。
- 各漁業組合が利用する尾崎港、西鳥取漁港、下荘漁港の3港については、施設の老朽化が進んでおり、耐震化などの整備を進めるとともに、生産性を向上させる施設の整備などが求められています。

■施策のめざす姿

- 地域の水産物や加工品が消費者に定着し、漁業の担い手が増加し、漁業経営が安定しています。
- 市民が海にふれ合い楽しむことができる漁港環境のもと、集客交流の場となり漁港がにぎわっています。
- 産・学・官連携や地産地消の推進により、ブランド化などの新たな事業展開を行います。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
(魚類)漁獲量	t	569	↗	
産直市の開催	回	0	↗	

■市役所の役割

- 漁業従事者と連携し、ノリ、ワカメの養殖を推進するとともに、地産の魚介類を内外にPRすることにより、海産物のブランド化を図ります。
- 漁業従事者と連携し、小売業者等との交流機能を促進するとともに、直売所設置に対する支援やレジャーなどの憩いの場とすることにより、漁業を活性化します。
- 資源量管理に努めつつ、新たな漁業の方向性をめざします。
- 漁業経営の安定化・強化を図るため「浜の活力再生プラン」^(*)の策定支援を進めます。
- 現在、大阪府が管理する第1種漁港^(**)の移管を踏まえた漁港整備について、大阪府に要請していきます。

■市民などの役割

- 新鮮な水産物の供給やその販路拡大を図るとともに、地産地消を推進します。
- 地域の水産物や加工品などを積極的に消費します。
- 各漁業組合は、自ら策定する「浜の活力再生プラン」に基づき、漁業経営の安定化を図ります。
- 各漁業組合は、積極的な地域貢献活動などにより活性化を図るとともに、組合間の連携強化を図ります。



■稚魚放流体験



■地引網体験

(*) 「浜の活力再生プラン」：水産業の持続的な発展および活力ある漁村を実現するため、改革に取り組む意欲のある漁村が、その実態に応じた総合的かつ具体的な取組内容および改善目標を定めたもの。

(**) 第1種漁港：利用範囲が地元の漁業を主とする漁港。

施策5 雇用・就労支援の充実

■現状と課題

- 本市は居住都市のため、雇用の場が少なく、市内での雇用情勢が厳しい状況にあるなか、阪南スカイタウンの企業誘致や地域資源を活かした産業を創出し、市民の安定した暮らしを確保することが求められています。
- 市民の雇用促進や就職困難者や高齢者などの就労支援のため、地域就労支援事業に加え、公共職業安定所などとの連携をより強化しながら、個々のニーズに合わせた雇用・就労支援の充実が求められています。

■施策のめざす姿

- 企業が本市の立地の良さを理解し、企業活動を展開しており、市民の雇用が確保されています。
- 市民が社会の一員として働くことに意欲をもち、自らの能力を高めるとともに、能力を活かせる職場環境で働き、自立かつ安定した生活を送っています。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
地域就労支援センター相談件数	件	322	400	地域就労支援相談および就労・生活相談の相談件数
地域就労支援事業メニュー利用者に対する就職者の割合	%	13	20	就職者数÷メニュー（就労相談・能力開発講座）利用者数×100

■市役所の役割

- 企業誘致や創業支援などのさまざまな施策と連携し、雇用が生み出されるような取組を推進します。
- 就労意欲を持ちながら、家庭事情、身体・精神的事情などのさまざまな阻害要因を抱える就職困難者を就労につなげるよう支援します。
- 関係機関と連携して、安定した雇用・就労を図るとともに、各種相談機能を充実させます。

■市民などの役割

- 企業は、新たな事業展開により、雇用を創出します。
- 社会の一員として、働くことに意欲を持ち、自ら能力形成を図るとともに、積極的に活動します。
- 企業は、雇用対策として職業体験などを積極的に受け入れます。



■阪南スカイタウンへの企業誘致

第6章 美しい自然と調和し快適に暮らせるまち

(都市基盤分野)

■分野のめざす姿

- 市民が、魅力ある街並みを理解し、保全するとともに、海や山をはじめ農空間と調和した住環境のもと、心豊かな暮らしを送っています。
- 道路や公共交通網が整い、市民が安全で快適に移動しています。
- 都市基盤を適切に整備し、維持管理することにより、市民が安全に暮らしています。
- コンパクトなまちづくりを推進することにより、高齢者や子育て世代などにとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現しています。

■施策体系



施策1 自然と共生するまちづくり

■現状と課題

- 海、山や市内に広がる農地などの自然環境の適切な保全や公園・緑地環境の適切な維持管理が求められています。
- 福島海岸やせんなん里海公園などの親水空間や、男里川などの河川や各地区に点在するため池といった地域資源を大切に守り、市民が身近に自然とふれ合うことのできる環境づくりが求められています。
- 山中溪から雲山峰などのハイキングコースを中心としたレクリエーションの場など、豊かな森林環境をより一層活用していくことが求められています。

■施策のめざす姿

- 市民が海や山、農空間などに親しみ、身近な自然環境を活かした居住空間と交流空間のあるまちで暮らしています。
- 市民間の交流により、自然環境や農地を保全および活用していくことで、自然との共生が体感できる住環境づくりが進んでいます。
- 市民がアダプトプログラムに関心を持ち、ボランティアに参加しています。

■成果指標

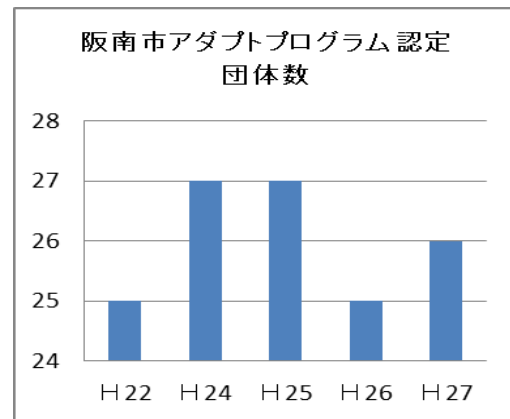
指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
阪南市アダプトプログラム 認定団体数	団体	26	28	
大阪府自然環境保全条例に 基づく緑化計画の届出	件	53	↑	
水辺の学校などの自然環境 学習会の参加者数	人	67	↑	

■市役所の役割

- 身近な自然環境の保全や活用について、情報提供を行います。
- 大学や市民団体が主体的に行っている自然環境保全や環境学習などを促進します。
- 緑の保全や創出を促進し、自然環境と調和した住環境づくりを進めます。
- 自然環境に配慮した産業、企業が進出しやすい土地利用、環境づくりを進めます。
- 山中溪地区および鳥取池周辺地区の府立自然公園の有効活用を進めます。
- 公園の清掃などアダプトプログラム登録団体などが活動できる制度の啓発、促進を行います。

■市民などの役割

- 公園や水辺空間を快適に利用するため、ボランティアによる清掃活動に積極的に参加します。
- 自然環境に親しみ、誇りと愛着を持ちます。



■ハイキングコース



■男里川の清掃活動

施策2 安全な水辺空間の形成

■現状と課題

- 近年、集中豪雨などによる浸水被害が全国で発生しています。本市でも都市化の進展により、ため池の埋め立てや農地、田畑などの減少により、市街地の保水機能の低下が懸念されており、雨水排水施設整備など保水・排水機能の強化が求められています。
- 市街地周辺に点在するため池について、農業的な利用だけではなく、防災機能を併せ持つ整備や維持、管理が求められています。
- 河川や水路、ため池、海岸、漁港などの水辺空間については、改修や浚渫しゅんせつなどにより安全性の確保が求められています。

■施策のめざす姿

- 河川や水路、ため池、海岸、漁港などの水辺空間が良好に整備、維持管理されたまちで、市民が安全安心に暮らしています。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
ため池改修地区数	地区	9	11	
水辺の学校などの自然環境学習会の参加者数	人	67	↑	

■市役所の役割

- 河川や水路、ため池、海岸、漁港などの水辺空間については、改修や浚渫などにより、安全性の確保を図ります。
- 河川や水路、およびため池の維持管理を適切に行い、浸水被害の防止と軽減を図ります。
- 市民や団体による水辺空間の清掃などの活動を支援します。

■市民などの役割

- 水辺空間を活かした環境学習などを主体的に行います。



■せんなん里海公園



■水辺の学校（環境学習）

施策3 魅力的な街並みづくり

■現状と課題

- 美しく風格のある国土の形成や、潤いのある豊かな生活環境の創造および個性的で活力ある地域社会の実現を目的として、平成16年に景観法が制定され、近年は景観を観光資源や地域の活性化に活用する動きが見られます。
- 大阪府景観計画の歴史的街道区域（重点区域）である山中宿地区などの歴史的街並みの保全や文化財の保護、歴史マップの作成などに取り組んでいますが、引き続き、伝統的建造物や旧街道の保全などに関する取組が求められています。
- 伝統的建造物などの居住者・所有者の高齢化が進むなか、市民の一人ひとりが景観などに関心を持ち、自然と共生しつつ、歴史的な街並みなどの景観を維持、保全していくことが求められています。

■施策のめざす姿

- 市民が、街並みの景観の保全やまちづくりのルールに理解を深め、魅力のある良好な街並みを形成しています。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
地区計画による届出住宅世帯数	世帯	1,295	↑	

■市役所の役割

- 地区計画などにより周辺の豊かな自然環境と調和のとれた街並みの保全を推進します。
- 景観に関する目標や建築物などの高さに対する制限などにより、良好な街並み形成を誘導します。
- 伝統的建造物や歴史的街並みについて、その重要性と保全への理解と協力を求めます。
- 屋外広告物の適正掲示について啓発し、良好な景観保全を図ります。

■市民などの役割

- 建築協定や地区計画制度などを活用し、身近な景観づくりを進めます。
- 尾崎地区の浜街道や山中溪地区の紀州街道などに見られる歴史的街並みに誇りと愛着を持ちます。
- 市民一人ひとりが、身近なところから美化や清掃などの地域活動に参加するなど景観に配慮します。



■山中宿地区〔大阪府景観計画の歴史的街道区域（重点区域）〕

施策4 快適な住環境づくり

■現状と課題

- 既成市街地において、老朽化による建て替えや撤去が発生しているなか、市民が快適な住環境で暮らせるよう、市民と協働して、良好な住環境を維持していくことが求められています。
- これまで、居住都市として阪南スカイタウンをはじめとする住宅開発を進めてきましたが、引き続き、住宅開発などの際に、自然環境との調和など良好な住環境を図るための適切な誘導が求められています。
- 今後、人口減少や高齢化の進展が見込まれるなか、持続可能なコンパクトな市街地の形成が求められています。

■施策のめざす姿

- 市民が住環境に関する地域のルールに理解を深め、快適なまちで暮らしています。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
地区計画による届出住宅世帯数	世帯	1,295	↗	
生産緑地指定面積	ha	47.9	↗	

■市役所の役割

- 地区計画により周辺の豊かな自然環境と調和のとれた住環境を誘導します。
- 市街化区域内の保全すべき農地は、生産緑地地区に指定し、景観面、防災面からも存続を図り、良好な市街地を誘導します。
- 高齢者や子育て世代などにとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現するため、公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりを推進します。

■市民などの役割

- 建築協定や地区計画制度などを活用し、地域の住環境づくりを進めます。
- 団地および地区内にある空き地、空き家の有効活用を図ります。
- 生垣や花壇によるみどりの創出や美化活動など、地域住民による快適な住環境づくりを進めます。

施策5 安全で快適な交通環境づくり

■現状と課題

- 高齢化の進展に伴い、市民が日常的に利用する生活道路の歩車分離やバリアフリー化など、道路の安全性確保が求められています。
- 第二阪和国道の供用により、市域の慢性的な交通渋滞が緩和される一方、^{きょうあい}狭隘道路については、産業・商工業の物流を支える交通機能や、災害時などにおいて迅速な支援活動ができるよう、利便性の高い交通環境が求められています。
- 道路や橋梁などの都市基盤施設の老朽化が進み、維持・補修に係る財源の確保が全国的に懸念されているなか、本市においても効率的かつ効果的な都市基盤施設の維持管理や有効活用が求められています。

■施策のめざす姿

- 市民が、安全で快適な交通環境のもと、安心して通行しています。
- 本市への来訪者が多様な移動手段を利用して快適に目的地まで移動できています。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
年間市内交通事故発生件数	件	162	↓	
コミュニティサイクルの拠点数	所	0	↑	

■市役所の役割

- 高齢化や人口減少社会に対応できるよう、都市機能として、尾崎駅前までのアクセス道路の充実を図りつつ、尾崎駅前の交通計画を推進します。
- 駅周辺地区について、関係機関と連携し、違法駐車や放置自転車の抑制を図り、安全な歩道環境を確保します。
- 狭隘道路が多い海岸沿いの地区については、防災面から物資輸送、避難路となる阪南市地域防災計画を推進します。
- 広域幹線道路の機能強化として、第二阪和国道の全区間供用について、国に働きかけ、早期の整備を促進します。

■市民などの役割

- 生活道路の日常清掃など、快適な道路環境づくりに協力します。
- ボランティアによる通学児童のスクールサポーターなど、地域の交通安全活動に参加します。
- 駅周辺の駐輪場を利用するなど、自転車などが交通の支障とならないよう、適切な利用や管理を行います。



■第二阪和国道



■尾崎駅前駐輪場

施策6 公共交通の利便性向上

■現状と課題

- 民間事業者による公共交通として南海電鉄・JRの鉄道網や路線バスが運行しており、平成15年からは市内公共施設などを結ぶコミュニティバスを運行しています。今後、市民の移動手段を確保するとともに、排気ガスによる環境負荷を軽減するため、より一層、利用しやすい公共交通を充実していく取組が求められています。
- 駅周辺においては、市民の利便性が高い公共交通結節機能の充実を図ることが求められています。
- 人口減少や高齢化の進展が見込まれるなか、公共交通に関するビジョンを定め、行政が市民や事業者とともに持続可能な公共交通をめざし、取り組むことが求められています。
- 尾崎駅や鳥取ノ荘駅構内などで駅バリアフリー化が進むなか、誰もが移動しやすい公共交通が求められています。

■施策のめざす姿

- 市民が、地域の現状に即した公共交通網を利用し、快適に移動しています。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
コミュニティバス利用者数	人	158,914	162,500	

■市役所の役割

- 市民の意向や公共交通の需要を調査し、公共交通機関の健全な運営を維持します。
- 各地域が鉄道、バスと連携できるよう、交通結節機能の充実を図ります。
- バス事業者等と連携し、公共交通のあり方について、ともに検討します。
- 民間事業者とともに駅施設や駅前周辺の整備を推進します。
- 各地域の公共交通の課題の解決等を踏まえ、持続可能な本市の公共交通のあり方を検討します。

■市民などの役割

- 公共交通の適切な利用について、理解と意識を高めます。
- 過度な自動車利用を控え、積極的な公共交通機関の利用に取り組みます。



■コミュニティバス



■尾崎駅周辺

施策7 都市基盤の維持管理

■現状と課題

○高度経済成長期に急速に整備された道路、公園などの都市基盤施設の老朽化が進み、維持・補修に係る財源の確保が全国的に懸念されているなか、本市においても効率的かつ効果的な都市基盤施設の維持管理や有効活用が求められています。

■施策のめざす姿

○市民は、適切に維持管理された道路や公園を安心して利用しています。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
道路舗装長寿命化修繕計画に基づく舗装整備率	%	3	21	
公共施設の維持管理コスト(市負担)	千円/ 人	6	6	決算額(道路+水路+公園などの公共施設)÷行政人口
阪南市アダプトプログラム認定団体数	団体	26	28	

■市役所の役割

- 既存道路や橋梁などの都市基盤施設の適切かつ効率的な維持管理手法について、長期的な視点を持って、計画的に取り組めます。
- 市民に身近な生活道路を重点的に維持・修繕するとともに、維持管理体制の充実を図ります。
- 公園の清掃などアダプトプログラム登録団体などが活動できる制度の啓発、促進を行います。
- 自治会やボランティア団体などと、より一層の協力体制を構築します。

■市民などの役割

- 地域の生活道路や公園に愛着を持ち、大切に利用します。
- 公園の清掃などのアダプトプログラム制度や市内一斉美化作業など、美しい生活環境や快適な空間づくりに積極的に参加します。



■阪南市アダプトプログラム



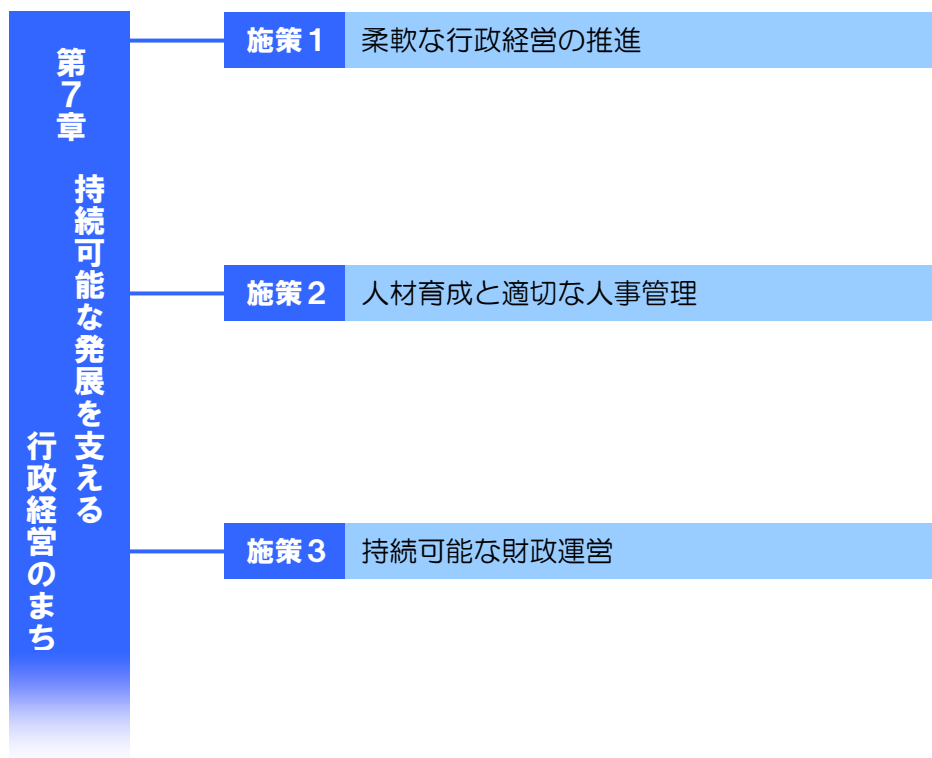
第7章 持続可能な発展を支える行政経営のまち

(行政経営分野)

■分野のめざす姿

- あらゆる施策の推進により、人口減少に歯止めをかけ、持続可能なまちづくりを行います。
- 限られた経営資源を活かし効率的・効果的な行政経営が行われるとともに、市民サービス水準の維持・向上が図られています。
- 公平・公正・透明で開かれた行政経営を行うとともに、市民と対話しながら、共に地域課題に取り組む行政スタイルが構築されています。

■施策体系



施策1 柔軟な行政経営の推進

■現状と課題

- 地方分権改革が推進し、国の制度や法令の義務付け・枠付けが廃止されるなか、地域の自己決定・自己責任のもと、施策目標の達成に向け、急激な社会情勢の変化に対応できるような柔軟な行政経営が求められています。
- 地方分権の進展とともに、本市では厳しい財政状況のなか、限られた資源(ヒト・モノ・カネ)をもとに最大限の成果を発揮するため、より一層の「選択と集中」による施策展開や、周辺自治体との連携による広域行政のスケールメリットを活かした行政経営が求められています。

■施策のめざす姿

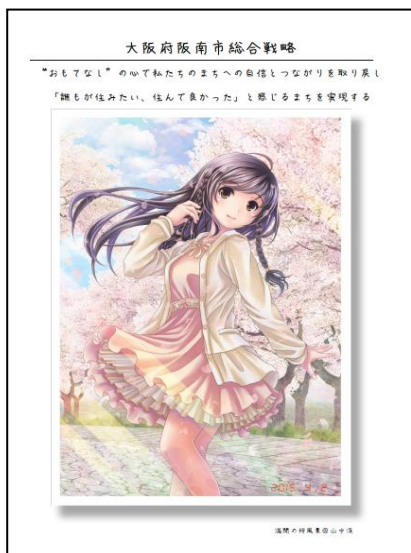
- 本市を取り巻く社会情勢や市民ニーズを踏まえ、施策・事業の選択と集中を基本とした行政経営を進め、市民が安心し、快適に暮らしています。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
基本計画に掲げた成果指標の平均達成率	%	—	100	
人口社会増減数	人/年	-125	0	転入者数－転出者数

■市役所の役割

- 市民ニーズを踏まえ施策・事業の選択・集中や連携・統廃合を基本に、計画的な行政経営を推進し、適切な行政サービスを提供し、市民満足度の向上に努めます。
- PDCAサイクルを活用した総合計画の進捗管理に努めるとともに、行政経営に努めます。
- 近隣市町や大阪府と連携し、スケールメリットを活かした広域による行政事務を推進します。
- 新しい公共の担い手として期待されている市民、NPOおよび地縁団体など多様な主体が市役所とともに相互理解を深め、積極的に参画・協働するよう普及啓発に努めます。
- 柔軟な行政経営に向け、移住定住に関する取組を推進します。



■堺市総合戦略

■市民などの役割

- 柔軟な行政経営について、関心を持ち、積極的に意見を述べます。
- 市政に関する認識を深めるとともに、身近にできる地域の活動などに取り組みます。



■移住定住ウェブサイト

施策2 人材育成と適切な人事管理

■現状と課題

- 人口減少の傾向が顕著であり地域の活力が失われつつあるなか、新たな市民ニーズに柔軟に対応する必要性が高まるとともに、限られた人材でより質の高い行政サービスを効率的かつ効果的に提供することが求められています。
- 将来にわたり活力ある地域社会を形成していくためには、めざすべき職員像である「行政のプロフェッショナルとしての使命と責任を果たすため、自ら考え、果敢に挑戦する職員」となる人材を計画的に採用し組織的に育成するなど適切な人事管理が求められています。

■施策のめざす姿

- 人口減少に対応した持続可能な地域社会を形成していくため、組織のビジョン・使命が共有され、職員が自らの資質向上に取り組むよう職員一人ひとりの「気付き」を促進します。
- 人事評価を公正に行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することにより、市民が満足できる行政サービスを提供できる職員を育成します。

■成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
積極的に能力開発に取り組んでいる職員の割合	%	-	↑	研修受講者のうち、自己啓発として受講し、または所属長との面談により受講した職員の割合
研修が業務に活用できると 思う職員の割合	%	79.1	↑	研修受講後に実施する研修アンケートにおける実務に活用できると 思う職員の割合

■市役所の役割

- 協働社会の進展など、環境の変化にシなやかに対応し、市民ニーズを的確に捉えることができる職員を育成するため、人材育成基本方針に基づき採用、研修、昇任、人事評価等の人事管理を適切に行い、一体的に運用します。
- 適切な組織づくりと適材適所の職員配置を行います。

■市民などの役割

- 市政運営に関心を持ち、市役所との協働の場において、市民が持つ知識、経験等を職員の能力向上に役立てます。

阪南市クレド

込められた想い

自分を取り巻く人や自然などの環境と繋がりを、互いに慈しみ、思いやり、感謝し、自らができる役割を担いながら【お互いさま】。市民や各種団体、事業者、市役所が協働して【ともに】。市内に花を咲かせながら、緑を大切に自然を守る【花を咲かせる】。産業や地域資源を活かしてまちを発展させる【まちを榮(さか)かせる】。人(人材)を大切に【人を咲かせる】ことにより、市民みんなから笑顔がこぼれる【笑顔を咲かせる】。まちにしていこう、という想いが込められています。

わたしたちは

将来の都市像

ともにさかそう
えがお たが
笑顔とお互いさま
はんなん
のまち **阪南**

の実現をめざします

はなてい
阪南市イメージキャラクター

■阪南市クレドカード

環境の変化にシなやかに対応し、市民ニーズを的確に捉え、限られた人材で効率的かつ効果的な行政運営を実現するため、阪南市のめざすべき職員像を次のとおり定めます。

めざすべき職員像

行政のプロフェッショナルとしての使命と責任を果たすため、自ら考え、果敢に挑戦する職員

【めざすべき職員になるための必要な姿勢】

- 1 高い倫理観と人権意識を持ち、公平・公正に対応する
- 2 市民の視線に立って自ら考え、主体的に行動する
- 3 市民に信頼され、市民・地域と協働する
- 4 職場の仲間と協調し、職場全体に貢献する
- 5 経営意識を持ち、未来を見据えた政策・方針を立案する
- 6 前例にとらわれず、改善・改革に果敢に挑戦する

施策3 持続可能な財政運営

■現状と課題

- 人口減少等に伴う収入の減少、高齢化社会の進展に伴う福祉関連経費の増加などが予想され、財政的には厳しい状況が続きます。
- 人口減少社会においては従来型のあらゆる公共的サービスの提供には限界があることから、身の丈に応じた行財政運営が求められます。
- 限られた財源の中で、より良い市民サービスを効率的、効果的に提供するため、「選択と集中」を基本とした行財政運営が求められます。

■施策のめざす姿

- 安定した財源のより一層の確保と「選択と集中」に基づく行財政運営により、自治体の経営力を高め、持続可能なまちづくりを行っています。
- 市民が市財政に関心を持ち、運営を信頼しています。

■成果指標

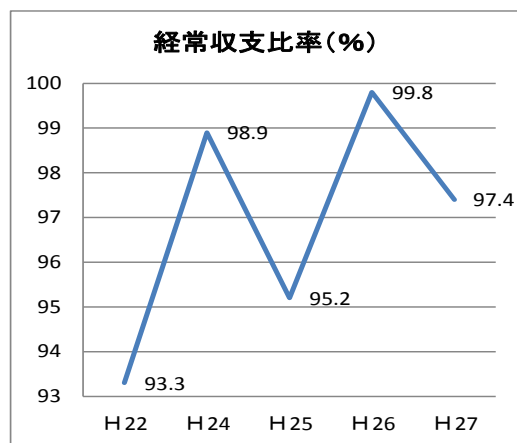
指標名	単位	現状値	目標値 (平成33年)	説明
市税徴収率	%	93.2	↗	納付額÷課税額現状値は平成26年度の値
経常収支比率 ^(*)	%	99.8	↘	経常経費充当一般財源額÷経常一般財源総額 現状値は平成26年度の値

■市役所の役割

- 市税収入を確保するための課税物件などの的確な把握や徴収体制の強化および公平な受益者負担の考え方に基づく使用料・手数料の見直し、また、補助金、起債などの効率的、効果的な活用やふるさと納税制度の活用により、安定した歳入の確保に努めます。
- 将来世代の負担を考慮した計画的な公債管理に努めます。
- 多様な主体との協働・協調や役割分担を進めるとともに、事業の目的と効果を明確にし、選択と集中による重点化や、事業費の精査により歳出の効率化に取り組みます。
- 公共施設等総合管理計画に基づき、適正な維持管理および適正な時期に大規模改修等を実施することにより施設の長寿命化に努めるとともに、人口減少社会を踏まえた施設のダウンサイジングや高齢化社会を踏まえた施設の転用等を推進します。
- 財政状況について、市ウェブサイトや広報を通じて、市民に分かりやすく情報提供します。

■市民などの役割

- 市財政や公共施設の規模の適正化について理解に努めます。



■ふるさと納税のお礼品（一例）

(*)経常収支比率：地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標。税などの毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費や扶助費、公債費などの毎年度経常的に支出する経費がどれくらいの割合で充当されているかを示すもの。

第2部

Ⅱ 重点施策の連携

重点施策の連携

本市の将来の都市像や分野のめざす姿を実現するためには、市役所や市民、事業者など多様な主体ができることを担い合い、ともに取り組む「協働によるまちづくり」を基本として、施策分野ごとの取組を着実に推進するとともに、施策分野や組織の枠を超えた分野横断的な取組が重要です。また、限られた経営資源を活用し、効率的な施策展開を図るためには、重点となる視点を共有し、各主体の取組を有機的に結びつけていくことが求められます。

そこで、「子ども子育ての推進」「健康長寿社会の実現」「都市の魅力発信と移住定住の促進」の3つの視点のもと、安心して子どもを産み育てられ、生涯、健康で生きがいをもっていきいきと暮らせることができるとともに、市内外に本市の魅力を発信することで人と人との交流やつながりを深め、新たな魅力や価値を創造し、人口減少に歯止めをかけるよう、まちづくりを進めます。

子ども子育ての推進

安心して子どもを産み育てられる

まちづくりを進めます。

健康長寿社会の実現

生涯、健康で生きがいをもっていきいきと暮らすことのできる

まちづくりを進めます。

都市の魅力発信と移住定住の促進

協働により都市の魅力を高めるとともに人口減少に歯止めをかける

まちづくりを進めます。

■子ども子育ての推進

核家族化の進展や、共働き家庭などが増加するなか、地域と協働して安心して子どもを生き育てることができる、子どもを中心としたふれあいのある子育て環境づくりを進めます。

これにより、若年層世代の定住を促すとともに、本市で育った子どもたちが、まちに愛着を深め、将来、まちの活力の原動力や人材となり活躍することをめざします。

《施策内容》

- 子どもたちが安全安心な施設で園生活を送るとともに、心身ともに健康で人間性豊かな子どもの育成の実現のために、本市の子どもたちの豊かな育ちの拠点施設を整備し、子ども子育てを支える充実した環境づくりを進めます。
 - ▼安全安心な幼稚園・保育施設等の整備
 - ▼保育所入所待機児童の解消
 - ▼多子家庭の支援や病後児保育や病児保育
 - ▼子育てに関する相談や支援などを行う子育て支援センターの充実 など

- 子育て世代の働き方の変化やニーズに合わせた支援を充実するとともに、乳児から生徒まで切れ目のない、安心して子どもを生き育てることができる環境づくりを進めます。
 - ▼子育て世帯の負担の軽減
 - ▼放課後や長期休暇中の生活の場の提供 など

子どもの“学び”の充実

- 子どもたちが、豊かな自然や歴史文化、農業・漁業などの地域資源、地域の人々とのふれあいなど、地域から学び育つ「地域教育」のもと、本市への愛着を深めます。
 - ▼清掃活動などの家庭や地域による身近な自然の保全
 - ▼地域の豊富な人材を活用した教育の推進
 - ▼農業、漁業体験や地域の歴史文化とのふれあいの実施 など

- 学校園・家庭・地域における教育環境を充実し、子どもたちが、健やかで安全安心に学ぶことができる環境づくりを進めます。
 - ▼地域や家庭の教育力の向上
 - ▼安全な教育施設の提供
 - ▼登下校時などの安全確保 など

子育て環境の充実

■健康長寿社会の実現

まちづくりの主角として「人」が、自分が生まれ育ったまちや身近な地域のことを正しく理解し、人との交流や学習を深め、誇りや生きがいを持っていきいきと心豊かな生活を営むとともに、協働によるまちづくりをより一層推進し、自ら考え、判断し、行動できる力を身につけることをめざします。

《施策内容》

- 市民が、生涯を通じて健康に関心を持ち、食育改善などにより生活習慣病の予防に努め、主体的に継続して健康づくりに取り組める仕組みづくりを進めます。
 - ▼健診の充実や市民のヘルスリテラシーの向上 など
- 市民がいきいきと健康づくりに取り組めるよう、環境整備に努めます。
 - ▼歩道や公園整備 など
- 市民や民間事業者等と連携しながら、健康無関心層を含むすべての市民が気軽に取り組み、楽しむことができる生涯スポーツの充実に努めます。
 - ▼ニュースポーツやウォーキングにより運動の習慣化 など

健康づくりの促進

生涯スポーツの振興

生きがいづくりや地域コミュニティの形成

コンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現

- 世代を超えて身近な場所で日常的に交流するため、多世代の学びと交流の場の利用促進や機会づくりを整備するとともに、健康づくりを通じた地域コミュニティを強化します。
 - ▼生涯学習推進計画の着実な取組
 - ▼自治会をはじめとした地域コミュニティの活動の促進 など
- 鉄道駅を中心に公共的施設、文化施設、買い物などのにぎわいの場の機能を集約したコンパクトなまちづくりを進め、居住地とにぎわいの場をつなぐ公共交通ネットワークを整備します。
 - ▼立地適正化計画の策定とそれに基づくまちづくりの推進
 - ▼公共交通基本計画の策定とそれに基づく実施計画 など

■都市の魅力発信と移住定住の促進

本市は、海・山の豊かな自然環境や、古くからの歴史・文化、地場産業など多様な地域資源を有しています。これらの地域資源をより一層活かし、お互いをつなぎ合わせ、影響し合い効果を高め、地域の新たな魅力や価値を創造します。

また、さまざまな媒体を通じて、市内外に継続的な情報発信を行うことで、市の認知度の向上やイメージアップによる移住定住を促進します。

《施策内容》

- 市民をはじめ農・漁・商・工などが連携して新たな商品開発やサービスの向上に努め、また、既存の産業価値を高めるなど、地域のブランド力を強化します。
 - ▼地場产品及び農産物・水産物のブランド化
 - ▼企業間の連携による新たな価値の創出
 - ▼海外などへの販路拡大による経営基盤の強化 など
- 新たな観光資源の掘り起しを進めるとともに、自然や文化・歴史、地場産業などの豊富な地域ポテンシャルを組み合わせ、市内を回遊する仕組みを構築し、交流人口の増加をめざします。
 - ▼観光振興戦略ビジョンに基づく各種事業の実施
 - ▼海浜空間を活かしたサイクリングロードの整備 など

都市の魅力づくり

広報戦略の充実

シティプロモーションの推進

- 本市の魅力や行政情報について、対象者を的確に分析し、効果的な媒体で市内外へタイムリーに情報発信を行います。
 - ▼FacebookをはじめとするSNSの活用
 - ▼市民と市役所が相互にデータ共有できる仕組みの構築 など
- PR動画や移住定住ウェブサイトを活用して、「阪南ファン」を増やすとともに、市の認知度の向上やイメージアップによる移住定住を促進します。
 - ▼ふるさとまちづくり応援寄付制度の拡充
 - ▼はなていの活用 など

資料

阪南市総合計画後期基本計画策定主要経過

(1) 阪南市総合計画有識者懇談会

開催日	内容
2016年5月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後5年間を見据えたとき、認識しておくべき社会潮流・阪南市の課題について ・ 今後5年間に進むべき方向性としての「めざす将来の姿」(分野のめざす姿)について ・ 行政評価や外部評価委員会委員の答申などを踏まえた見直しについて

(2) 阪南市総合計画審議会

回	開催日	内容
第1回	2016年7月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長挨拶、委員紹介 ・ 諮問 ・ 会議の趣旨、策定経過等の説明 ・ 阪南市総合計画後期基本計画(素案)について審議
第2回	2016年8月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪南市総合計画後期基本計画(素案)について審議
第3回	2016年10月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪南市総合計画後期基本計画(素案)について審議
第4回	2016年10月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪南市総合計画後期基本計画(案)について審議
第5回	2017年1月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪南市総合計画後期基本計画(案)について審議 ・ パブリックコメントの実施結果 ・ 答申(案)について

(3) 市民参画等

項目	住民意識調査
実施時期	5～6月
内容	16歳以上の住民 3,400人

項目	結婚・出産・子育てに関する意識調査
実施時期	5～6月
内容	18歳から49歳の住民 1,600人

項 目	定住移住に関する意識調査
実施時期	5～6 月
内 容	阪南市に転入から 3 年未満の住民 1,000 人

項 目	高校、専門学校、大学等卒業後の地元就職率の動向や進路希望状況調査
実施時期	5～6 月
内 容	16 歳～22 歳の住民 500 人

項 目	中学生アンケート
実施時期	5 月
内 容	阪南市の中学 3 年生 544 人

項 目	雇用動向等アンケート
実施時期	6～7 月
内 容	阪南市商工会会員企業のうち、「資本金 1,000 万円以上」、「従業員 10 名以上」の企業 90 件

項 目	市民説明会
実施時期	2016 年 12 月 9 日～10 日
内 容	阪南市総合計画後期基本計画（案）についての説明

項 目	パブリックコメント
実施時期	2016 年 12 月 1 日～19 日
内 容	阪南市総合計画後期基本計画（案）についての意見を募集

阪南市総合計画審議会条例

平成3年9月30日
条例第20号

阪南町総合計画審議会条例(昭和47年阪南町条例第10号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、阪南市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、阪南市総合計画に関する事項について、調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公共的団体の代表者
- (3) 市民

3 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、当然退職するものとする。

4 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解職されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部みらい戦略室において処理する。

(平21条例31・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に改正前の阪南町総合計画審議会条例第3条第2項の規定により任命されている委員は、改正後の阪南市総合計画審議会条例(以下「新条例」という。)第3条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、当

該委員の任期については、新条例第3条第3項及び第4項の規定にかかわらず、平成4年3月31日までとする。

附 則(平成11年3月31日条例第13号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月12日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年4月27日条例第16号)

この条例は、平成13年5月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日条例第8号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日条例第9号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月7日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月29日条例第31号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

阪南市総合計画審議会条例施行規則

〔平成3年9月30日〕
規則第30号

阪南町総合計画審議会条例施行規則(昭和47年阪南町規則第45号)の全部を改正する。
(趣旨)

第1条 この規則は、阪南市総合計画審議会条例(平成3年阪南町条例第20号)の施行
について、必要な事項を定めるものとする。

(平22規則36・一部改正)

(委員構成)

第2条 阪南市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の委員構成は、次によるもの
とする。

- (1) 学識経験のある者 5人以内
- (2) 公共的団体の代表者 9人以内
- (3) 市民 6人以内

(平22規則36・一部改正)

(意見の聴取)

第3条 会長が必要と認めるときは、審議会の議事に関係のある行政機関の職員又は関
係人の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(平22規則36・一部改正)

附 則

この規則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日規則第30号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月28日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年12月29日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する

阪南市総合計画審議会委員

(敬称略・50音順、◎は会長、○は副会長)

氏名	所属
石橋 進	農業委員会
大浦 由美	和歌山大学 観光学部観光学科 教授
河端 隆志	関西大学大学院 人間健康学部 教授
川平 眞善	大阪府 (政策企画部企画室計画課)
木田 満男	市民 (公募)
坂口 久美	連合婦人会
里神 永一	泉佐野泉南医師会
島津 克彦	商工会
○ 下村 泰彦	大阪府立大学大学院 人間社会システム科学研究科 教授
高嶋 宏至	市民 (公募)
田中 雅之	自治会連合会
中川 一行	スポーツ推進委員協議会
萩野 哲也	阪南はなやか観光協会
◎ 久 隆浩	近畿大学 総合社会学部 教授
日野 輝一	市民 (公募)
平戸 幸男	市民 (公募)
福井 康夫	市民 (公募)
南 武雄	社会福祉協議会
宮城 奈美枝	市民 (公募)
安田 誠宏	関西大学 環境都市工学部都市システム工学科 准教授

阪南市総合計画後期基本計画(案) 諮問書

阪み第109号
平成28年7月4日

阪南市総合計画審議会 会長 様

阪南市長 福山 敏博

阪南市総合計画後期基本計画について（諮問）

平成28年度をもって阪南市総合計画前期基本計画の計画期間が終了するため、平成29年度から平成33年度を計画期間とする後期基本計画を策定します。

つきましては、阪南市総合計画審議会条例第2条の規定により、阪南市総合計画後期基本計画について、諮問します。

阪南市総合計画後期基本計画(案) 答申書



阪南市総合計計画後期基本計画（案）
（平成28年12月）

編集・発行：阪南市

〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35-1

TEL：072-471-5678

FAX：072-473-3504

URL：<http://www.city.hannan.lg.jp/>